

**東北大学における安全保障輸出管理
活動報告書（平成 21～23 年度）**

平成 24 年 3 月

国立大学法人東北大学

はじめに

平成21年7月、東北大学（以下「本学」）は一部の新聞報道において、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）に基づく技術提供管理の不備を指摘され、社会的な疑念を抱かれる事態となりました。その後の経済産業省及び文部科学省による事実確認のための調査の結果、本学に外為法違反の事実が認められなかった旨、両省から見解が示されたものの、一方で貨物も含めた安全保障輸出管理（以下「輸出管理」）の組織的な対応の必要性等について厳しいご指摘を受けました。

このような事態を契機として、本学では、外為法違反を起こさないことはもちろん、その疑いも含めて再び社会から追及されることがないように、また、何よりも教員等が不用意な技術提供等により責任追及に遭うことなく、安心して教育研究活動に専念できるよう、同年8月より輸出管理のための組織・運営体制（以下「管理体制」）の構築に向けた具体的な検討に着手し、経済産業省のご指導・ご協力や先行して管理体制を構築されていた他大学等のご協力もあり、平成22年3月より管理体制を発足させることができました。

管理体制が発足して既に2年余りが経過しましたが、その構築・運用、改善・充実のほか、学内外における輸出管理の浸透及び定着に向けた種々の取組みは、昨年9月まで私の前任者でおられた飯島敏夫理事（当時）の強いリーダーシップの下、関係者によるご尽力・ご協力もあり徐々に、しかし、着実に実行されて参りました。

また、私自身、法務コンプライアンス担当の副学長として昨年10月に輸出管理の統括責任者の命を受けましたが、微力ながら、監査結果を踏まえた管理体制の一層の改善・充実に努めさせていただいたこともあり、お蔭をもちまして、輸出管理が欠かせないものとして本学に着実に根付き始め、ようやく本当の意味でのスタートラインに立ったと実感しているところでございます。

その節目として、①本学の教職員の方々に対して、本学におけるこれまでの輸出管理の活動状況を報告すること、②学外の皆様に対して、本学の取組みを広く知っていただくこと、③本学の輸出管理に関してご意見又はご教示をいただき、更なる改善を図ることにより、本学としてより望ましい輸出管理を実現すること、を目的として、管理体制を発足させた平成21年度から平成23年度までの活動状況について、このたび、報告書として取り纏め、関係各位に配布させていただくことといたしました。

つきましては、本報告書をご高覧いただき、ご意見等いただければ幸いです。

末筆ではございますが、本学の管理体制の構築・運用及び改訂に多大なるご協力をいただきました学内外の関係者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本報告書が、我が国の大学における輸出管理の普及に少しでも寄与することができれば、望外の喜びでございます。

国立大学法人東北大学副学長（法務コンプライアンス担当）
安全保障輸出管理統括責任者

兵 頭 英 治

目 次

第1章	管理体制の構築等	1
第2章	判定手続の取扱実績	16
第3章	調査	20
第4章	教育・普及啓発活動	25
第5章	監査	32
第6章	学外との連携活動等	40
資 料			
1.	「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会名簿	45
2.	「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・規程検討WG名簿	47
3.	「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・留学生等受入WG名簿	49
4.	「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・運営検討WG委員名簿	51
5.	本部責任者等名簿		
5-1.	本部責任者等名簿（平成22年3月31日現在）	53
5-2.	本部責任者等名簿（平成23年3月31日現在）	55
5-3.	本部責任者等名簿（平成24年3月31日現在）	57
	（参考資料）本部責任者等名簿（平成24年7月1日現在）	59
6.	安全保障輸出管理委員会名簿		
6-1.	安全保障輸出管理委員会名簿（平成22年3月23日現在）	61
6-2.	安全保障輸出管理委員会名簿（平成23年3月31日現在）	63
6-3.	安全保障輸出管理委員会名簿（平成24年3月29日現在）	65
	（参考資料1）安全保障輸出管理委員会名簿（平成24年7月1日現在）	67
	（参考資料2）安全保障輸出管理アドバイザー名簿（平成24年7月1日現在）	69
	（参考資料3）安全保障輸出管理担当者名簿（平成24年7月1日現在）	71
7.	国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程	73
8.	過去の取扱件数一覧	81
9.	「安全保障輸出管理アドバイザー研修会」	85
	（平成23年度安全保障輸出管理アドバイザー研修会資料 抜粋）		
	安全保障輸出管理委員会委員長（全学管理責任者）	橋爪 秀利教授	
	安全保障輸出管理委員会副委員長	佐竹 正延教授	
	安全保障輸出管理委員会副委員長	佐々木 孝彦教授	
10.	「安全保障輸出管理担当者研修会」	103
	（平成23年度安全保障輸出管理担当者研修会資料 抜粋）		

**東北大学における安全保障輸出管理
活動報告（平成 21～23 年度）**

第1章 管理体制の構築等

本学における輸出管理のための組織・運営体制（以下「管理体制」）の構築は、本学における外為法に基づく技術提供管理の不備を指摘する一部の新聞報道に端を発した。この新聞報道をきっかけとして、後日、経済産業省及び文部科学省から事実確認のための調査があり、その上で両省より外為法違反の事実が認められなかった旨の見解が示されたものの、一方で輸出管理の組織的な対応の必要性等について指摘を受け、結果的にはこの経験が本学における技術提供管理の杜撰さを改めて浮き彫りにするとともに、組織的な輸出管理の必要性を痛感する大きな契機となった。

このような深い反省と外為法違反はもちろん、その疑いも含めて再び社会から追及される事態を起こしてはならない、また、何よりワールドクラスの教育研究拠点への飛躍を目指しグローバルな視点で教育研究にあたる先生方が安心してその職務に邁進できる環境を醸成しなければならないという強い決意のもと、本学では改正外為法に基づく技術提供管理規制の厳格化が施行される平成21年11月を目途に必要な組織体制や規程を整備すること等を目標として、同年8月より組織的な輸出管理のための管理体制構築に向けて具体的な検討に着手した。

その後、学内での議論及び経済産業省からの助言を踏まえつつ、同年11月には専任者のみで構成する実務組織の「安全保障輸出管理室」を設置し、学内における相談及び経済産業省等学外との連絡並びに輸出管理のための管理体制及び規程に係る検討を集中的かつ円滑に進める体制を整備することにより、平成22年3月、検討開始から実に7ヶ月という短い期間で管理体制を発足させるに至った。

以来、これまでの2年余の間、本学では輸出管理を学内に浸透させるべく説明会等の開催、輸出管理マニュアルの作成等により教職員に対する普及啓発に努めることはもとより、アンケート調査や監査等の様々な機会を通じて教職員から出された意見・要望を踏まえ、管理体制について絶えず見直しを行うことにより、その改善・充実を図ってきたが、我が国全体として大学における輸出管理がまだ緒に就いたばかりという現状の中、この間の歩みはまさに試行錯誤の連続であった。

この章では本学の管理体制がどのような経緯で構築され、また、その一層の改善・充実を図るため、その後どのような過程を経て段階的に見直しや各種の取組みが行われてきたかについて、以下に年度別に分けて記すこととする。

平成21年度

I. 取組内容等

【補足1】：平成17年以降、経済産業省又は文部科学省より大学等における輸出管理体制の強化又は国際連合安全保障理事会決議の履行について数次に渡り要請があり、本学としてはその都度、学内に必要な周知を行うとともに、平成18年には経済産業省の

担当者を講師とした輸出管理に関する学内説明会を開催したが、いずれも注意喚起が主な目的であり、本学全体としての組織的な輸出管理体制の構築に向けて具体的に検討を開始したのは平成21年8月以降であったことから、以下では、契機となった新聞報道の内容を含め、これ以降の本学としての取組内容等について記載するものとする。

【補足2】：網掛け箇所は、関係資料（下記Ⅱを参照）が本冊子の末尾に添付されていることを表す。以下、各年度とも共通。

平成21年

7月31日 ・ イラン人留学生に対する本学の技術提供管理の不備を指摘する記事が読売新聞に掲載

同記事では、イラン人留学生が本学入学前に勤務していたイラン国内の研究所が外国ユーザーリストに掲載・公表された時点では、同留学生が居住者であったため、本学における研究指導（技術提供）は外為法違反に当たらないとしつつ、少なくとも掲載・公表後に大学として改めて研究指導の是非を再確認する必要があったと指摘し、大学としての危機意識の欠如や外為法に基づく組織的な技術提供管理の不備を問題視した。

8月 上旬 ・ 経済産業省及び文部科学省より新聞報道に係る事実確認のための調査、照会等

両省との連絡及び学内における連絡調整等の事務的な対応は、暫定的に国際交流部国際交流課が行った。

8月24日 ・ 「安全保障輸出管理体制」検討タスク・フォース（以下「TF」）委員会（第1回）開催

懸念先からの留学生・外国人研究者の受入状況（提供技術内容を含む）を確認するとともに、管理体制に係る検討の進め方について検討を行い、規程検討WG及び留学生等受入検討WGを設けて、それぞれ規程素案及び留学生等の受入に係る技術提供管理体制素案を検討し、次回委員会において検討結果を報告することとなった。

8月27日 ・ 規程検討ワーキンググループ（以下「WG」）（第1回）開催

先行して規程又は管理体制を整備している大学等の例を参考として規程素案を作成し、引き続き検討を行うこととした。

9月 1日 ・ 規程検討WG（第2回）開催

規程素案のほか、管理体制及び判定手続の素案に基づき検討を行い、今後に向けた検討課題を抽出した上で、タスク・フォース委員会に報告することとした。

9月 3日 ・ 留学生等受入WG（第1回）開催

留学生等の受入に当たり研究室においてチェックすべき項目、及び技術提供管理と受入決定に関する手続の流れについて検討を行い、検討結果をTF委員会に報告することとした。

9月 4日 ・ 「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会（第2回）開催

規程WG及び留学生等受入WGから検討結果について報告があり、これを踏まえ、今後、以下のとおり対応することを確認した。
○規程WGから報告のあった規程案、組織体制案及び判定手続案を一応の本学案として部局長連絡会議等に報告し、了承を得た上で、経済産業省にチェックを依頼すること。

○全学の相談窓口及び経済産業省等学外との連絡窓口を早急に整備するとともに、整備までの当分の間、当該窓口機能を研究協力部産学連携課に置くこと。
○各部局に対し、本部内における検討の進捗状況、相談窓口の連絡先、外為法に基づく日本の輸出管理規制の概要について周知するとともに、法令違反の未然防止と遵守意識の涵養を図るため、技術管理レベルを各研究室の自主的な判断・責任において把握させるための暫定調査の実施について依頼すること。

9月 9日 ・各部局長等宛通知「安全保障輸出管理の新展開への対応の周知について」

以下の点について周知・依頼を行った。
○輸出管理のための規程・組織体制の整備に関する検討の進捗状況
○外為法の概要及び改正外為法（平成 21 年 4 月改正）の要点並びに当面の注意事項
○輸出管理における経済産業省への問合せのための、当分の間の本学相談窓口（研究協力部産学連携課産学連携係）
○各研究室における技術管理レベル把握のための暫定調査の実施

9月 15日 ・部局長連絡会議において、経済産業省に対する事前協議のための規程案、組織体制案及び判定手続案を報告し、了承を得る。
・上記 3 案に基づき、経済産業省（貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易検査官室）に対し事前協議【第 1 回目（Eメール）】
⇒ 以後、経済産業省より、9月中旬から 10月上旬にかけて電話等により指摘あり。要点は以下のとおり。

○管理体制面
①大学の実情に合わせた、実際に機能する組織体制及び規程の整備が必要。
②教員が気軽に相談できる対等な目線での相談窓口として、事務方以外に教員の配置についても検討が必要。
③外為法の取扱いと研究技術面を上手く調整した形で該非判定ができる仕組みの構築が必要。
○手続面
④該非判定は教員個人限りではなく、組織としてダブルチェックを行う仕組みとすることが必要。

9月 24日 ・経済産業省及び文部科学省より、本学に対する調査、照会等の結果を踏まえ、見解及び助言を得る。

○見解：外為法違反の事実は認められなかったこと
○助言：以下の 4 点について改善等が必要であり、検討中の規程、組織体制等を通じた一層の適切な対応を期待すること
①輸出管理に関する組織的対応
②留学生等受入れに際しての審査関係書類の作成・保存
③留学生等に対する技術情報提供の際（受入れ時・受入れ後）の管理
④外為法の趣旨に関する周知及び研修の徹底※理工系以外の分野を含む

10月 29日 ・**運営検討WG**（第 1 回）開催
※事前協議【第 1 回目】の結果、経済産業省から受けた指摘を踏まえ、規程、組織体制及び判定手続について改めて検討し直すため、規程検討WG及び留学生等受入検討WGを改組統合し、新たに運営検討WGを設置することとなった。

以下の点について確認した。

○経済産業省の指摘に従い、大学の身の丈に合った、シンプルで、かつ、機能的な体制として、事務方による相談窓口のほか、教員による相談窓口を設置するとともに、委員会を設け、相談窓口にあたる教員を構成員とすることにより、該非判定等のダブルチェック機能を確保する体制を構築すること。
○安全保障輸出管理室（21年11月設置予定）が中心となり、上記の見直し後の体制に基づき、体制図、判定手続のフロー図を見直すとともに、前回との修正点の要点が分かる資料等を作成の上、11月末頃を目途に経済産業省に改めて事前協議を行うこと。

11月 1日 ・研究協力部産学連携課に**安全保障輸出管理室**（3名の専任体制：室長・室員2名）を設置

11月11日 ・各部局長等宛て通知「当面の安全保障輸出管理体制について」及びホームページ（URL：<http://www.rpip.tohoku.ac.jp//anzen/>）の開設

以下の点について周知した。

- 安全保障輸出管理室の設置、所掌事務（管理体制発足までの間の措置。研究協力部産学連携課産学連携係からの移管。）、連絡先等
- 規程等に係る検討の進捗状況
- ホームページの開設

12月 7日 ・運営検討WGの議論を踏まえた組織体制及び判定手続の見直し案等に基づき、経済産業省に対し事前協議【第2回目（訪問）】

判定手続で使用する様式の記載内容について一部指摘があったものの、組織体制案及び判定手続案について、基本的に了解が得られた。
なお、規程等の案を作成した時点で改めて内容を確認いただくこととなった。

12月24日 ・**運営検討WG（第2回）開催**

以下の点について確認・承認した。

- 経済産業省との事前協議（第2回目）により、基本的に了解が得られた組織体制及び判定手続のほか、指摘を踏まえ修正した様式の内容
- 上記を踏まえ、大幅に修正した規程案の内容
- 修正後の様式及び規程案に基づき、経済産業省と第3回目の事前協議を行うこと
- 管理体制発足（22年3月1日予定）までのスケジュール

12月25日 ・修正後の様式及び規程案その他の関連資料に基づき、経済産業省に対し事前協議【第3回目（Eメール）】

⇒ 1月上旬に経済産業省に対し、電話で問題ない旨を確認。なお、判定手続等の具体的な内容及び取扱いを定めた細則案については、後日、改めて確認いただくこととなった。

平成22年

1月 5日 ・「**安全保障輸出管理体制**」検討TF委員会（第3回）開催

以下の点について承認した。

- 運営検討WGにおける検討及び経済産業省との事前協議を踏まえた、本学の輸出管理体制に関する本委員会としての検討結果の報告書「東北大学における安全保障輸出管理体制について（報告）」及び規程案の内容
- 管理体制発足までのスケジュール

1月27日 ・規程（**国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程**）の制定【役員会了承】

規程の内容は、以下のとおり。

- 管理体制（統括責任者、全学管理責任者、輸出管理アドバイザー等）

- 安全保障輸出管理委員会
 - 手続（事前確認、該非判定・取引審査、許可申請）
 - 管理（調査（調査票）、文書の保存等）
 - 危機管理（通報等）
 - 教育（教員等及び学生等への教育）
 - 監査 等

1月28日 ・ 部局長等宛て通知「安全保障輸出管理の実施について」

以下の点について周知した。

 - 規程の内容及び細則等の準備状況
 - 報告書の内容
 - 説明会の開催 等

2月18日 ・ 細則案に基づき、経済産業省に対し事前協議【第4回目（Eメール）】
⇒ 2月下旬に経済産業省に対し、電話で問題ない旨を確認。

2月24日 ・ 細則（国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則）の制定【担当理事裁定】

細則の内容は、以下のとおり。

 - 管理体制（輸出管理アドバイザー、輸出管理担当者等の指名時の報告手続）
 - 手続（事前確認、該非判定・取引審査、許可申請、誓約書に係る具体的な手続の内容及び関係様式）
 - 調査（調査票の様式）
 - 文書等の保管（保管対象となる文書等の内容）
 - 教育（教員等及び学生等への教育）

2月26日 ・ 各部局長等宛て通知「安全保障輸出管理の実施に当たっての具体的な取扱いについて」

以下の点について周知した。

 - 細則の内容及び経過措置その他の留意事項
 - 調査票に基づく調査（リスト規制貨物・技術の保有状況等）の実施 ⇒ 詳細は「第3章 調査」を参照。
 - ホームページの改訂 等

3月 1日 ・ **安全保障輸出管理体制の発足**

3月 8日 ・ 各部局担当係長宛て通知「本学安全保障輸出管理規程施行に伴う外国人研究者等の受入れ手続きについて」；国際交流部国際交流課より発出

以下の点について周知した。

 - 誓約書の取得対象者
 - 外国人研究者（非雇用）用の誓約書の様式及び提出方法 等

3月23日 ・ 運営内規（国立大学法人東北大学安全保障輸出管理委員会運営内規）の制定【安全保障輸出管理委員会（平成22年第1回）了承】

運営内規の内容は、以下のとおり。

 - 副委員長の設定、選考方法、職務内容等
 - 開催の頻度及び方法
 - 定足数及び議決要件 等

3月29日 ・ 管理体制に関するアンケート調査の実施（締切；4月15日）

以下の点について意見・要望を聴取した。

 - 手続の流れ
 - 各種様式（調査票・事前確認シート・取引審査申請書）
 - その他

※管理体制は「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会における詳細

な検討及び経済産業省の指導・助言を踏まえ構築したものの、実際に運用を開始して初めて改善すべき点等が明らかになる場合もあり得ること、また、教育研究活動に密接に関わりを持つ制度であるため、教員を中心として学内の幅広い意見・要望を聴取することにより今後の改善・充実を図るための検討の基礎資料として活用することが望ましいことから、アンケート調査を実施することとした。

II. 関係資料

1. 「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会名簿（資料1）
2. 「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・規程検討WG名簿（資料2）
3. 「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・留学生等受入WG名簿（資料3）
4. 「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・運営検討WG委員名簿（資料4）
5. 本部責任者等名簿（平成22年3月31日現在）（資料5-1）
6. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

※上記の規程は、平成22年1月27日付けで制定（同年3月1日付けで施行）後も幾多の改正があったため、この報告書においては、最終の平成23年度末時点で適用された規程のみ掲載した（平成23年度分のIII. 関係資料（資料7）を参照）。

なお、この報告書の刊行時点における最新の規程は、本学の輸出管理に関するホームページ（URL：<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/>）を参照されたい。

7. 安全保障輸出管理委員会名簿（平成22年3月23日現在）（資料6-1）

平成22年度

I. 取組内容等

平成22年

- 4月26日 ・運営内規の一部改正【安全保障輸出管理委員会（平成22年第2回）了承】

主な改正内容は、以下のとおり。

○事前審査制の導入

該非判定・取引審査に関する安全保障輸出管理委員会での審議の前に、委員長・副委員長・安全保障輸出管理室長と審査対象部局の委員等限りで、審査案件について具体的かつ詳細な検討を行う体制を導入することとした。

- ・「審査の進め方及び観点」の制定【同上】

審査の進め方及び観点の内容は、以下のとおり。

○事前審査及び本審査（安全保障輸出管理委員会）の構成、手順等

○事前審査及び本審査における審査の観点

※特に、就任後間もない委員や代理出席者が円滑に事前審査や本審査に参画することができるよう、それぞれの審査の具体的な進め方やどのような観点から審査すべかという点について、安全保障輸出管理委員会として定めることとした。

・見直し検討WGの設置【同上】

※さきを実施したアンケート調査（3月29日付け）の結果、多数の部局から様々な意見・要望が出されたため、管理体制の見直しについて集中的に検討を行う組織として、管理委員会の下に設置することとした。

5月31日 ・各部局輸出管理担当者宛て事務連絡「外国ユーザーリストの改訂について」

以下の点について周知・依頼した。

- 平成22年5月26日付けで、経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に改訂があったこと。
- 現在、本学に在籍している留学生・外国人研究者の中に新たに同リストに追加された機関の現職者又は出身者がいるか確認の上、該当者がいる場合には安全保障輸出管理室に連絡すること。

※本学では、外国ユーザーリストのほか、国連武器禁輸国・地域に改訂があった場合には、その都度、在籍する留学生・外国人研究者の所属・経歴を確認し、新たに追加のあった機関・国・地域の出身者等に該当する留学生等については、受入教員等から当該留学生等に対する技術提供が懸念区分との関連性の観点から問題がないか等について、部局判定のほか本部判定（委員会審査）において慎重に審査することとしている。

6月2日 ・細則の一部改正【統括責任者裁定】

主な改正内容は、以下のとおり。

- 該非判定・取引審査の迅速化
 - ①相手先・受入者が外国ユーザーリスト等の懸念先の場合、提供技術が例外規定（公知、基礎科学等）に該当しない場合等については、事前確認の結果を待たずに、該非違反・取引審査の手續を同時に行うこととした。
 - ②本部における二次判定のうち、委員会の審議を要さない案件については、委員長（全学管理責任者）限りで最終決定できることとした。

6月7日 ・各部局事務（部）長宛て通知「安全保障輸出管理規程施行に伴う留学生受入れ時の誓約書の取扱いについて」；国際交流部留学生課より発出

以下の点について周知した。

- 誓約書の取得対象者
- 留学生用の誓約書の様式及び提出方法 等

6月9日 ・各部局事務（部）長宛て通知「国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程施行に伴う留学生受入れに係る事前確認シートの提出について」；教育・学生支援部入試課及び教務課より発出

以下の点について周知した。

- 事前確認シートの提出を要する場合
- 事前確認シートの提出・保管先 等

6月16日 ・各部局事務（部）長宛て通知「外国人研究者を受け入れる場合の誓約書の取扱いについて」；総務部人事課より発出

以下の点について周知した。

- 誓約書の取得対象者

- 外国人研究者（雇用）用の誓約書の様式及び提出方法 等
- 6月29日 ・見直し検討WG（第1回）の開催
- アンケート調査の結果を踏まえ、本WGとして手続の明確化及び簡素化を図るための検討を中心に行うことを確認した。
○手続の明確化に資するものとして、教員が輸出管理における確認・審査の観点、必要書類、判断の主体及び確認・審査の結果を一覧視できるようなフロー図を「貨物輸出」の場合と「技術提供」の場合に分けて作成することとした。
- 6月30日 ・細則の一部改正【統括責任者裁定】
- 主な改正内容は、以下のとおり。
○訪問者に関する手続の簡素化
①訪問者（外国ユーザーリストの掲載機関に所属する場合等を除く）に対し公知の範囲内で技術提供を行う場合には、手続を不要とした。
②訪問者が外国ユーザーリストの掲載機関に所属する場合等であっても、公知の範囲内での技術提供である旨の誓約書を受入教員が所属の部局長（部局管理責任者）宛に提出した場合には、部局内における事前確認限りで「取引承認」とし、結果を本部に届け出ることとした。
- 7月20日 ・見直し検討WG（第2回）の開催
- フロー図について検討を行った。
○手続の簡素化に資するため、様式（事前確認シート・取引審査申請書）の一元化について検討を行うこととした。
- 8月11日 ・各部局輸出管理担当者宛て事務連絡「外国ユーザーリストの改訂及び国連武器禁輸国の追加について」
- 以下の点について周知・依頼した。
○平成22年8月3日付けで、経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に改訂があったこと。
○平成22年9月1日付けで、国連武器禁輸国が追加（エリトリア）の予定であること。
○現在、本学に在籍している留学生・外国人研究者の中に新たに同リストに追加された機関の現職者又は出身者がいるか、又はエリトリア出身者がいるかを確認の上、該当者がいる場合には安全保障輸出管理室に連絡すること。
- 8月24日 ・各部局事務（部）長宛て通知「外国人研究員の招へい状及び契約書の様式変更について」；総務部人事課より発出
- 以下の点について周知した。
○外国人研究員に係る契約書に輸出管理上の誓約規定を設ける等の様式変更を行うこと 等
- 8月27日 ・見直し検討WG（第3回）の開催
- フロー図の改訂版及び様式（事前確認シート・取引審査申請書）の一元化について検討を行った。
- 9月 3日 ・各部局長等宛て通知「国際連合安全保障理事会決議第1929号の履行について」
- 以下の点について周知した。
○平成22年8月20日付け22文科際第121号「国際連合安全保障理事会決議第1929号の履行について（依頼）」を踏まえ、イラン人研究者及び学生との交流に際して、イランの核活動等に寄与するであろう分野の専門教育又は訓練を行わないこと 等
- 9月14日 ・本学の輸出管理に関するホームページに掲載「外国ユーザーリストの改訂について」
- 以下の点について周知・依頼した。

	<p>○平成22年9月3日付けで、経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に改訂があったこと。</p> <p>○現在、本学に在籍している留学生・外国人研究者の中に新たに同リストに追加された機関の現職者又は出身者がいるかを確認の上、該当者がいる場合には安全保障輸出管理室に連絡すること。</p>
9月30日	<p>・見直し検討WGからの中間報告「見直し検討WGにおける検討の進捗状況等について」【安全保障輸出管理委員会（平成22年第8回）報告】</p>
	<p>以下の検討状況等について報告した。</p> <p>○手続の明確化を図るため、「貨物輸出」の場合と「技術提供」の場合に分けて手続のフロー図を作成すること。</p> <p>○手続の簡素化を図るため、以下の見直しを行うこと。</p> <p>①一部の該非判定・取引審査に係る判定権限を本部から部局に移行</p> <p>②事前確認及び該非判定・取引審査に係る様式の一元化</p>
11月25日	<p>・見直し検討WG（第4回）の開催</p>
	<p>○以下の点について検討を行った。</p> <p>①手続のフロー図の再改訂版</p> <p>②調査票に基づく調査の見直し：調査対象の限定、技術の該非確認を容易にするためのツールの作成、調査結果の活用 等</p> <p>③判定手続に係る様式の一元化：事前確認シート・取引審査申請書 → 輸出管理シート</p> <p>○検討結果について、次回の安全保障輸出管理委員会に最終報告することとした。</p>
12月7日	<p>・見直し検討WG（第5回）の開催</p>
	<p>○以下の点について検討を行い、これを本WGの検討結果として次回の安全保障輸出管理委員会に最終報告することとした。</p> <p>①手続のフロー図の最終版</p> <p>②調査票に基づく調査の見直しの改訂版</p> <p>③判定手続に係る様式の一元化の改訂版</p> <p>○その他、安全保障輸出管理室を中心に実務上検討すべき課題を確認し、上記の見直しの実施時期と併せて整備することとした。</p>
12月17日	<p>・見直し検討WGからの最終報告「安全保障輸出管理体制の見直しについて」【安全保障輸出管理委員会（平成22年第11回）了承】</p>
	<p>○以下の検討結果を取りまとめた最終報告について了承し、これに基づく規程及び細則の改正案について改めて審議することとした。</p> <p>①手続の明確化を図るための見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続のフロー図（技術提供・貨物輸出）の整備 <p>②手続の簡素化を図るための見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定手続に係る様式の一元化：事前確認シート・取引審査申請書 → 輸出管理シート ・判定手続を要さない場合の追加：ワークショップにおける公知の技術提供等 ・該非判定を要さない場合（事前確認限りで「取引承認」とする場合）の追加：メーカーによる非該当証明書取得済み貨物を非ホワイト国（懸念先を除く）向けに輸出する場合 ・一部の該非判定・取引審査に係る権限の部局への委譲：懸念先を除く相手先に対する技術提供・貨物輸出については部局限りで判定可能 ・調査票に基づく調査の見直し：調査対象の限定、技術の該非確認を容易にするためのツールの作成、調査結果の活用 等
平成23年	
2月9日	<p>・規程の一部改正・施行【役員会了承】</p>
	<p>主な改正内容は、以下のとおり。</p>

- 一部の該非判定・取引審査に係る権限の部局への委譲
- 外国における技術又は貨物の紛失又は盗難時の通報体制の整備

・細則の一部改正・施行【統括責任者裁定】

- 主な改正内容は、以下のとおり。
- 判定手続に係る様式の一元化：事前確認シート・取引審査申請書 → 輸出管理シート
- 判定手続を要さない場合の追加：ワークショップにおける公知の技術提供等
- 該非判定を要さない場合（事前確認限りで「取引承認」とする場合）の追加：メーカーによる非該当証明書取得済み貨物を非ホワイト国（懸念先を除く）向けに輸出する場合
- 調査票の改訂：調査対象の限定、調査結果の活用
- その他、規程改正に伴うもの

・各部局管理責任者等宛て通知「安全保障輸出管理における新管理体制への移行について」

- 以下の点について周知した。
- 規程及び細則の改正内容及び経過措置
- 「安全保障輸出管理マニュアル」の作成及び活用
- 平成22年2月26日付け通知の廃止等

・「安全保障輸出管理マニュアル」の作成及びホームページへの掲載

※規程及び細則に基づき輸出管理を行う上で必要となる具体的な取扱い、解釈、留意事項等については、従来、平成22年2月26日付け通知をはじめ、関係各署からの通知により周知してきたが、申請者の教員等や確認・審査の手続に関わるその他の関係者が個別具体の申請手続又は業務において必要となる情報を整理・拡充するとともに、本学の管理体制を俯瞰的に理解する上で必要となる説明を追加し、これらを体系的にとりまとめることにより、教員等その他の関係者に輸出管理上の手引き・指針として活用いただくため、安全保障輸出管理マニュアルを整備した。

2月21日 ・細則の一部改正・施行【統括責任者裁定】

- 主な改正内容は、以下のとおり。
- 留学生・外国人研究者に係る誓約書の様式改訂：貨物の輸出を追加等

3月30日 ・各部局事務（部）長宛て通知「国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程に基づく留学生受入れに係る輸出管理シートの提出について」；教育・学生支援部入試課及び教務課より発出

※判定手続様式の改訂に伴い、平成22年6月9日付け通知について所要の見直しを行ったもの。

・各部局事務（部）長宛て通知「安全保障輸出管理に係る新管理体制への移行に伴う留学生受入れ時の誓約書の取扱いについて」；国際交流部留学生課より発出

※判定手続様式及び誓約書の改訂に伴い、平成22年6月7日付け通知について所要の見直しを行ったもの。

3月31日 ・各部局事務（部）長宛て通知「外国人研究者を受け入れる場合の誓約

書の取扱いについて」「外国人研究員の契約書の様式変更について」；
総務部人事課より発出

※判定手続様式及び誓約書の改訂に伴い、平成22年6月16日付け
通知及び平成22年8月24日付け通知について所要の見直しを行
ったもの。

・各部局担当係長宛て通知「外国人研究者の受入れに係る安全保障輸出
管理上の手続について」；国際交流課より発出

※判定手続様式及び誓約書の改訂に伴い、平成22年3月8日付け通
知について所要の見直しを行ったもの。

II. 関係資料

1. 本部責任者等名簿（平成23年3月31日現在）（資料5-2）
2. 安全保障輸出管理委員会名簿（平成23年3月31日現在）（資料6-2）
3. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

※上記の規程は、平成23年2月9日付けの改正後も幾多の改正があったため、この
報告書においては、最終の平成23年度末時点で適用された規程のみ掲載した（平成
23年度分のIII. 関係資料（資料7）を参照）。

なお、この報告書の刊行時点における最新の規程は、本学の輸出管理に関するホー
ムページ（URL：<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/>）を参照されたい。

平成23年度

I. 取組内容等

平成23年

5月25日 ・各部局輸出管理担当者宛て通知「核燃料物質が装着された放射線検出
測定器の外国への送付について」

以下の点について周知した。

○核燃料物質が装着された放射線検出測定器は、当該核燃料物質の内容によりリ
スト規制に該当する場合があるため、外国に送付する際には、必ず事前に該非
判定・取引審査を受けること。

○その他、核燃料物質が装着された放射線検出測定器は、原子炉等規制法に基づ
き、輸入・販売・使用に当たり文部科学大臣の許可を要する場合があること。

※福島第一原子力発電所における放射性物質の漏出事故を踏まえ、汚
染物質や大気中等の放射線量を測定するため、外国から放射線検出
測定器を借用した国内の大学が、使用后返送する際に、経済産業大
臣の輸出許可を要するものとして差止めにあったとの参考情報を踏
まえ、改めて注意喚起を行ったもの。

5月31日 ・各部局輸出管理担当者宛て事務連絡「事前確認及び該非判定・取引審
査の結果の届出に係る対応について」

以下の点について周知した。

○部局における事前確認又は該非判定・取引審査でリスト規制非該当の貨物又は技術として判定の上、本部に届出を行う場合について、当分の間、本部の確認が得られるまで取引（貨物輸出・技術提供）を行わないこと等

※制度の見直しにより、平成23年2月9日から一部の該非判定・取引審査に係る権限を部局に委譲したが、その直後に一部の部局における判定ミスにより、危うくリスト規制貨物を無許可で輸出しそうになった事例が発生したことを踏まえ、当分の間の再発防止策として措置したものの。

6月8日 ・「安全保障輸出管理に関する意見交換会」の開催

※取引の多い主要部局の輸出管理担当者その他の実務担当者から、本学の管理体制について実務上の観点から幅広く意見・要望を聴取し、今後の改善・充実に向けた検討のための参考情報として活用することを目的として開催したものの。

6月28日 ・「安全保障輸出管理に関する監査の基本方針」の制定・施行【統括責任者裁定】

基本方針の内容は、以下のとおり。

○監査の目的：輸出管理に関するコンプライアンス及び業務の有効性の確保
○監査の基本事項及び観点：①規程等に基づく手続・管理業務の履行状況②管理体制及び手続・管理業務の有効性③過去の監査での指摘事項等への対応状況
○監査の方法・時期・実施体制：①定期監査（一次監査・二次監査）②臨時監査
○監査報告等：①監査報告書②その他監査終了後の対応等

※規程（第30条第1項）により、安全保障輸出管理委員会は統括責任者が定める監査の基本方針に基づき定期的に監査を行うこととなっているが、平成21・22年度の輸出管理実績を踏まえ、平成23年度に監査を実施するため、その基本的な枠組みを定めた。

・細則の一部改正【統括責任者裁定】→施行日：8月1日

主な改正内容は、以下のとおり。

○終了前確認制度の導入
①留学生・外国人研究者の受入期間終了前に、終了後の進路先や期間中における提供技術の追加・変更の有無、貨物の持出しの有無等をチェックする制度。
②終了前確認シートの整備

※東北大学では、非居住者のみならず、居住者である留学生・外国人研究者を受け入れる場合でも、受入期間終了後に帰国等により本学からの提供技術を外国に再提供する可能性が高いため、輸出管理を行っているが、例えば、非ホワイト国から受け入れた留学生が帰国後、外国ユーザーリスト掲載機関等の懸念先に就職することが在籍中に判明した場合には、懸念区分との関連性等について改めて慎重にチェックし、再提供しても輸出管理上の懸念がないことを帰国前に確認しなければ、場合によっては無許可での役務提供という事態

も生じ得るため、これを未然に防止する目的で、従来の「入口管理」に加え、「出口管理」も併せて行うこととしたもの。

- 7月 6日 ・各部署管理責任者宛て通知「終了前確認制度の導入及び定期監査の実施について」

以下の点について周知した。

- 細則の一部改正：終了前確認制度の導入
- 終了前確認の対象範囲、時期等：対象となる留学生・外国人研究者の範囲、施行日の解釈 等
- 「安全保障輸出管理マニュアル」の改訂（平成23年8月改訂版）
- 定期監査の実施：「安全保障輸出管理に関する監査の基本方針」等の内容及び実施時期 等

- 9月 2日 ・各部署輸出管理担当者宛て事務連絡「外国ユーザーリストの改訂について」

以下の点について周知・依頼した。

- 平成23年9月1日付けで、経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に改訂があったこと。
- 現在、本学に在籍している留学生・外国人研究者の中に新たに同リストに追加された機関の現職者又は出身者がいるか確認の上、該当者がいる場合には安全保障輸出管理室に連絡すること。

- 10月 27日 ・各部署輸出管理担当者宛て事務連絡「輸出管理における部局間連携への対応について」

以下の点について周知した。

- 留学生の所属部局と受入教員の所属部局が異なる場合の部局間の連絡体制：留学生の所属部局と受入教員の所属部局が異なる場合、入学手続を行う部局（留学生の所属部局）と輸出管理を行う部局（受入教員の所属部局）が異なるため、手続の遺漏防止に必要な対応を依頼。
- 部局判定における他部局への評価依頼：教員の学内異動等により、新所属部局より旧所属部局の方がより正確な判定が期待できる場合、現所属部局から旧所属部局に対し必要な評価依頼を行うこと 等

- 12月 12日 ・各部署輸出管理担当者宛て事務連絡「外国ユーザーリストの改訂について」

以下の点について周知・依頼した。

- 平成23年12月9日付けで、経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に改訂があったこと。
- 現在、本学に在籍している留学生・外国人研究者の中に新たに同リストに追加された機関の現職者又は出身者がいるか確認の上、該当者がいる場合には安全保障輸出管理室に連絡すること。

- 12月 27日 ・「安全保障輸出管理に関する教育の基本方針」の制定【統括責任者裁定】
→施行日：平成24年4月1日

基本方針の内容は、以下のとおり。

- 教育の目的：輸出管理の適正かつ効果的な実施
- 教育の基本事項及び目標：①我が国における輸出管理規制（大学における輸出管理の必要性を含む）②本学における輸出管理体制③不正事項等に係る再発防止又は未然防止に関すること（※該当の場合のみ）
- 教育の内容・時期・実施体制：①定期教育（教員全学講習会・実務担当者講習会・輸出管理アドバイザー研修会・輸出管理担当者研修会）②臨時教育 等

※**規程**（第28条第1項）により、安全保障輸出管理委員会は統括責任者が定める教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に係る教育を計画的に行うこととなっているが、これまでの教育実績を踏まえ、効果的な教育体制の在り方に一定の見通しが立ったため、教育の基本方針を定めることにより、より計画的・系統的に教育を実施することとした。

平成24年

2月9日 ・各部局輸出管理担当者宛て事務連絡「国連武器禁輸国の改訂について」

以下の点について周知・依頼した。
○平成24年2月1日付けで、国連武器禁輸国に改訂（リビアの追加・シエラレオネの削除）があったこと。
○現在、本学に在籍している留学生・外国人研究者の中にリビアの出身者がいるかを確認の上、該当者がいる場合には安全保障輸出管理室に連絡すること。

2月14日 ・細則の一部改正【統括責任者裁定】→施行日：2月22日

主な改正内容は、以下のとおり。
○文系（非実験系）の教員等に係る手続の簡素化
①輸出管理の適用除外：文系（非実験系）の教員等が留学生・外国人研究者を受け入れる場合、輸出管理シートの提出を不要とした。
②誓約書の廃止：文系（非実験系）の教員等が留学生・外国人研究者を受け入れる場合の誓約書取得を廃止した。
○同一貨物に係る手続の簡素化：過去に該非判定を行った貨物と同一の貨物を再び輸出する場合の手続を簡素化した。

2月16日 ・各部局管理責任者等宛て通知「安全保障輸出管理に係る手続の簡素化等について」

以下の点について周知した。
○細則の改正内容、改正理由及び経過措置
○「安全保障輸出管理マニュアル」の改訂（平成24年2月改訂版）
○技術情報の管理の徹底：ノートパソコン、USBメモリ等の国外持出し時におけるパスワード設定の励行

※平成22年12月及び平成23年12月に本学の教員が外国出張中、個人情報のほか研究上の技術情報を保存したノートパソコンが盗難に遭うという事故が発生した。幸い、いずれも外為法上の規制情報が含まれていなかったため、輸出管理上の問題が顕在化することはなかったものの、個人情報を含めた情報管理の在り方として望ましくない事例であったため、盗難そのものを予防するための措置に加え、仮に盗難に遭った場合のリスクを最小限に抑えるため、パスワード設定の励行について周知徹底した。

II. 今後の課題

上記のとおり、本学の管理体制の構築・見直し及び各種の取組みは、経済産業省等からのご指摘や学内における説明会やアンケート調査、監査等の様々な機会を通じて教職員から出された意見・要望を踏まえ、様々な検討の上に実施されてきた。

この検討の根底にある基本的な考え方は、国際的な平和及び安全の維持を目的とした外

為法を遵守することは当然のこととして、同法の要請に応えつつ大学ないし本学の実情に即した輸出管理を行うことにより、教員等が過度な制約を受けることなく、かつ、外為法違反や社会的な疑念に問われることなく、安心して教育研究活動に専念できる環境を整えるというものであるが、検討の上で常に頭を悩ます問題は、外為法の要請と本学の健全な教育研究活動の維持とのバランスをいかに確保するかという点である。法令違反リスクを恐れるあまり過度な統制を行えば大学の業務が停滞することとなる一方、教職員の意見・要望を鵜呑みにして統制を緩めれば法令違反リスクの可能性が高まるという次第である。

輸出管理は、外為法にその実施のための基本的な枠組みが定められ、また、経済産業省からガイダンスとして適正な実施を促すための参考資料が提供されているものの、最終的には各企業や大学等の輸出者による自主管理に委ねられているところであるが、11大学連絡会等を通じて他大学と情報交換する限り、本学の管理体制は他大学と比較して明らかに統制が厳しいと思われるため、輸出管理が当たり前のものとして本学に浸透しつつある今、一層の簡素化とともに効率化を推進する必要があると認識している。

Ⅲ. 関係資料

1. 本部責任者等名簿（平成24年3月31日現在）（資料5-3）

※本報告書の刊行時点における責任体制を明確にする観点から、平成24年7月1日現在の名簿を参考資料として添付した。

2. 安全保障輸出管理委員会名簿（平成24年3月29日現在）（資料6-3）

※本報告書の刊行時点における管理体制を明確にする観点から、平成24年7月1日現在の名簿を参考資料1として添付した。

また、関連して、同日現在の輸出管理アドバイザー名簿（委員を兼ねない方のみ）を参考資料2、輸出管理担当者名簿を参考資料3として併せて添付した。

3. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（資料7）

※平成23年度末時点で適用された規程を掲載した。

なお、この報告書の刊行時点における最新の規程は、本学の輸出管理に関するホームページ（URL：<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/>）を参照されたい。

[船田正幸]

第2章 判定手続の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、特にその要ともいえる判定手続について、これまでの取扱実績を件数ベースでご説明したい。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて、求める判定手続の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく3つに分類できることから、取扱実績はこの懸念性の度合いに応じた3つの分類に区分して記載することとする。ここで、数字の持つ意味合いをご理解いただくためには、前提としてこの区分の意味をご理解いただく必要があるため、冒頭に本学における判定手続の構成及びフロー（手続の流れ）を簡単にご説明したい。

I. 判定手続の構成及びフロー

1. 判定手続の構成

①事前確認

取引の懸念性の度合いを確認し、その後の手続の有無及び内容を判定するスクリーニングのための手続。

②該非判定

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するか否かを判定する手続。常に、取引審査とセットで行う。

③取引審査

該非判定の結果を踏まえ、特例適用の有無又は取引の相手先・用途における懸念の有無を確認した上で、取引の承認の可否（承認の場合における許可申請の要・不要を含む）を審査する手続。常に、該非判定とセットで行う。

2. 判定手続のフロー

19頁の別図（判定手続のフロー図）のとおり、取引の相手先及び提供技術・輸出貨物の内容により、判定手続の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく以下の3つに分類している。

①懸念性が低い場合（管理レベルが低い場合）

図の①箇所^①に相当する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）の場合であって、部局の事前確認において、提供技術が例外規定に該当すること若しくは輸出貨物が非該当証明書取得済みであることを確認した場合、又は懸念先からの訪問者等の受入れに関し公知の範囲内での技術提供である旨の誓約があった場合には、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部（安全保障輸出管理室）に届け出る。

ただし、非該当証明書取得済みの貨物輸出に限り、取引前に本部における内容確認を得る必要がある。

②懸念性が比較的高い場合（管理レベルが中程度の場合）

図の箇所に対応する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）の場合であって、提供技術が例外規定に該当しない場合又は輸出貨物が非該当証明書取得済みでない場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、取引審査でキャッチオール規制上の懸念情報が確認されない限り、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部に届け出る。

また、この場合には、すべての取引について取引前に本部における内容確認を得る必要があるほか、取引審査でキャッチオール規制上の懸念情報が確認された場合には、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

③懸念性が高い場合（管理レベルが高い場合）

図の箇所に対応する取引。取引の相手先が懸念先の場合には、提供技術又は輸出貨物の内容如何に関わらず、すべて部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

II. 取扱実績

年度別の取扱実績は、下表のとおり。なお、各月別の内訳は、資料8のとおり。

過去の取扱件数一覧【平成22年3月～平成24年3月】				
●ホワイト国・非ホワイト国（懸念先以外）を相手先とする取引				
事前確認限りで取引を承認した案件	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
貨物の輸出（輸出許可申請不要）	6	38	28	72
技術の提供・受入れ（役務取引許可申請不要）	911	2,182	877	3,970
合計	917	2,220	905	4,042

（次頁に続く）

該非判定・取引審査により 取引を承認した案件		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
貨物の輸出		1	106	181	288
(内訳)	輸出許可申請必要	1	12	8	21
	輸出許可申請不要	0	94	173	267
技術の提供・受入れ		1	13	22	36
(内訳)	役務取引許可申請必要	1	0	1	2
	役務取引許可申請不要	0	13	21	34
合計		2	119	203	324
●非ホワイト国(懸念先)を相手先とする取引					
該非判定・取引審査により 取引を承認した案件(予定を含む)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
貨物の輸出(輸出許可申請不要)		0	0	1	1
技術の提供・受入れ(役務取引許可申請不要)		35	49	30	114
(内訳)	外国ユーザーリスト掲載機関	29	30	11	72
	懸念国	5	17	12	34
	国連武器禁輸国・地域	1	2	7	10
合計		35	49	31	115

[船田正幸]

第3章 調査

本学では、手続の遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ低減させるため、また、取引（技術提供・貨物輸出）の主体である教員等の各人に輸出管理の意識の涵養を図るため、規程により、毎年、所定の調査票に基づき機微技術等の保有状況等について調査を実施することとしている。

この章では、この調査票に基づく調査の概要のほか、最初の実施した調査の結果を踏まえて行った調査方法等の見直し状況についてご説明したい。

I. 実施状況

1. 平成22年実施分

①実施時期

平成22年2月～7月

②調査対象部局

規程・細則に定めるすべての輸出管理対象部局

③調査対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員

④調査単位

研究室、技術部等。ただし、文系部局等において、教員毎に独立した教育研究活動が行われている場合については、各教員。

⑤調査項目

- 1) リスト規制貨物・技術の保有状況及びアクセス管理の実施状況（リスト規制貨物・技術を保有する場合）
- 2) 大量破壊兵器キャッチオール規制関係の懸念品目リスト（40品目）に該当する貨物・技術の保有状況及びアクセス管理の実施状況（40品目を保有する場合）
- 3) 外国ユーザーリスト掲載機関、懸念国又は国連武器禁輸国・地域からの受入状況（予定を含む）

⑥調査結果

- 調査対象者全員から回答を得た（総数：1,141件）。
- そのうち、リスト規制貨物・技術を保有している旨の回答が287件（25.1%）、40品目を保有している旨の回答が373件（32.7%）あった。
- リスト規制貨物・技術又は40品目を保有している研究室では、大部分がアクセス管理を実施していたが、一部に実施していない例もあった。
- リスト規制貨物又は40品目を保有している旨回答のあった研究室で、関係する技術を保有している旨回答する研究室はほとんど無かった。
- 外国ユーザーリスト掲載機関、懸念国又は国連武器禁輸国・地域から受け入れて

いる、又は受け入れる予定がある旨の回答が20件（1.8%）あった。

⑦検討課題

○管理体制発足後間もない時期に調査を実施したこともあり、調査対象となっている「貨物」及び「技術」の意味又はリスト規制貨物・技術の該非を確認する上で必要となる「貨物のマトリクス表」及び「技術のマトリクス表」の見方が調査対象者に十分に浸透しておらず、調査に手間取り、当初の締切である3月を大幅に超過し、最終的に回答が揃ったのは7月であった。

これを踏まえ、次回の調査実施までの間に、調査に関するマニュアルを整備することとした。

○リスト規制貨物・技術又は40品目に対するアクセス管理を徹底する必要があるため、調査に関するマニュアルには、調査の結果、これらに該当した場合の扱いについても明記することとした。

○調査票に基づく調査の実施と並行して行ったアンケート調査において、調査の簡素化を求める意見・要望が多数出されたため、マニュアルの整備による手続の明確化のほか、調査そのものの簡素化について検討することとした。

2. 平成23年実施分

①実施時期

平成23年7月～11月

②調査対象部局

1に同じ。

③調査対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員。ただし、文系（非実験系）の教員等については、昨年の調査において文系（非実験系）である旨回答した場合、調査の対象外。

④調査単位

1に同じ。

⑤調査項目

リスト規制貨物・技術の保有状況（外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術に限る。）

⑥調査結果

○調査対象者全員から回答を得た（総数：969件）。

※総数の減少は、調査方法の見直しにより、昨年の調査で文系（非実験系）の教員等であることを確認できた方を調査の対象外としたことによるもの。

○そのうち、外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術がリスト規制に該当する旨の回答が41件（4.2%）あった。

⑦自己評価及び検討課題

○調査方法等の見直し（下記Ⅱ）が功を奏し、前年の調査よりスムーズに実施できた。

※調査の実施期間が7月から11月までの5月間となっているが、一部の部局において調査対象者が長期出張等により不在していたことによるものであり、大部分の調査は9月中に終了したものである。

○特に難解な技術に係る該非の確認については、新たに作成した使用技術に関する該非の確認の支援ツールが多くの教員等から高く評価された。

○また、文系（非実験系）の教員等を調査の対象外とする点についても、これを支持ないし評価する意見が多数寄せられた。

○今後の検討課題として、さらに調査を円滑に実施するため、設計・製造技術に関する該非の確認を容易に行える支援ツールの整備が必要と考えている。

Ⅱ. 調査方法等の見直し

上記Ⅰ. 1⑦検討課題に記載のとおり、平成22年に実施した調査及び並行して行ったアンケート調査の結果を踏まえ、調査方法等について平成23年実施分より以下のとおり見直しを行った。

1. 調査方法の簡素化

①キャッチオール規制関係の項目の廃止

40品目は、大量破壊兵器キャッチオール規制の観点から、外国ユーザーリスト掲載機関等の懸念先を相手先とする取引に関し、これが大量破壊兵器等の開発等に結びつくおそれがないかを輸出者に対し特に慎重に審査させるための参考情報として、経済産業省が公表している貨物例であるが、懸念先からの留学生等の受入れに伴う技術提供又は懸念先に対する貨物輸出という稀にしかないケースを想定して、これらの保有状況及びアクセス管理状況を調査することは無駄が多いという感が否めない。

本学では、そもそも懸念先との取引については、40品目はもちろんのこと、これらに該当がない場合であっても、研究目的、方法等の内容から当該取引と懸念区分との関連性や大量破壊兵器等への転用可能性等を慎重に審査する体制をとっており、40品目の保有状況を敢えて調査で確認しなくとも、手続の遺漏による外為法違反のリスクをできるだけ低減させるという調査目的を果たすことが可能であるため、キャッチオール規制関係の項目を廃止することとした。

なお、取引の主体である教員等の各人に輸出管理の意識の涵養を図るという、一方の調査目的を果たす観点では、これまでの取組みは十分有意義なものであったと認識している。

②調査対象貨物の限定等

研究室等においてリスト規制貨物・技術を保有していても、取引がない限り外為法

違反に問われることはない。取引の予定ないし可能性がない貨物・技術のすべてについて該非を確認することは、教員等に多大の負担を強いるのみならず、その実益は、仮に取引を行うこととなった場合の判定手続を容易に行える等軽微なもので、負担に見合わないという感が否めないため、リスト規制貨物・技術の保有状況の調査は取引の予定ないし可能性があるものに限定して行うこととした。

また、従来はリスト規制貨物・技術に該当する場合に、アクセス管理の状況についても併せて調査していたが、マニュアルの整備以降、該当貨物・技術のアクセス管理がかなり浸透してきたため、調査実施時に念のため注意喚起を行うこととした。

なお、取引の主体である教員等の各人に輸出管理の意識の涵養を図るという、一方の調査目的を果たす観点では、これまでの取組みは十分有意義なものであったと認識している。

③調査対象者の限定

昨年の調査において文系（非実験系）のすべての教員等からリスト規制貨物・技術はもちろん、キャッチオール規制対象の輸出令別表第一の第16項貨物又は外為令別表の第16項技術も有していないとの回答があった。このことは、少なくともこれらの教員等については、外為法で規制対象としている取引がそもそも想定できないことを示唆しており、敢えて調査する意味合いが乏しいため、これらの教員等を調査対象から除外することとした。

ただし、除外の要件として、自身が文系（非実験系）に属する旨を調査票の提出により一度意思表示することを求めており、個人の判断は認めていない。

なお、取引の有無にかかわらず、学内に輸出管理の必要性及び外為法の規制内容を幅広く周知できたという意味において、これまでの取組みは十分有意義なものであったと認識している。

2. 調査の明確化等

①マニュアルの整備

「安全保障輸出管理マニュアル」（平成23年2月作成・同年8月改訂）において、調査に関する詳細の取扱い・手順を記載することにより、調査対象者のほか、調査を取りまとめる輸出管理担当者の作業を明確にした。

②調査結果の活用

輸出管理シートの該非判定欄の形式と調査票の形式を統一することにより、調査結果を判定手続に活用できるようにした。

③使用技術の該非を確認するための支援ツールの整備

昨年の調査において、特に技術に関する該非の確認がスムーズに行えなかった反省を踏まえ、大学における技術提供の大半を占める留学生・外国人研究者の受入りに伴う技術提供、その中でも最も多い使用技術に関する該非の確認を容易に行えるようにするため、貨物・技術のマトリクス表を色分けし、色を見ただけで使用技術が規制さ

れる貨物（プログラムを含む）か、使用技術のどの部分が規制される貨物か（「係る技術」・「必要な技術」）が容易に確認できる一覧表を作成した。

【船田正幸】

第4章 教育・普及啓発活動

本学では、輸出管理の必要性並びに外為法及び本学の管理体制の内容を理解させることにより、本学における輸出管理の適正かつ効果的な実施を図るため、規程により、安全保障輸出管理委員会が、教育の基本方針に基づき、教員等に対し計画的に教育を行うこととしているほか、部局内においても輸出管理の普及啓発に努めることとしている。

この章では、本学におけるこれまでの教育及び普及啓発活動の内容について、以下に年度別に分けて記すこととする。

平成21年度

1. 安全保障輸出管理に関する説明会（教員向け）

①日時・会場・対象部局・出席者数

日 時	会 場	対象部局	出席者数	
2月15日 (月)	13:30～ 14:30	マルチメディア教育 研究棟2階ホール	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、 経済学研究科、国際文化研究科、教育情 報学教育部・教育情報学研究部、東北ア ジア研究センター、高等教育開発推進セ ンター、教育情報基盤センター、国際交 流センター 【川内地区】	約30名
2月17日 (水)	10:30～ 11:30	理学部大講義室	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究 科、生命科学研究科、電子光物理学研究 センター、ニュートリノ科学研究センター、 学術資源研究公開センター、国際高等研 究教育機構、サイクロトロン・ラジオア イソトープセンター、学際科学国際高等 研究センター、サイバーサイエンスセン ター【北青葉山地区】	約100名
	13:30～ 14:30	金属材料研究所2号 館1階講堂	生命科学研究科、金属材料研究所、流体 科学研究科、電気通信研究所、多元物質 科学研究科、研究教育基盤技術センター、 埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高 等研究機構【片平地区】	約70名
2月22日 (月)	9:00～ 10:00	工学部大会議室	工学研究科、環境科学研究科、医工学研 究科、未来科学技術共同研究センター、 環境保全センター【工学部地区】	約200名
	11:00～ 12:00	農学部第1講義室	農学研究科、生命科学研究科【雨宮地区】	約80名
	13:00～ 14:00	医学部臨床大講堂	医学系研究科、歯学研究科、医工学研 究科、加齢医学研究所、病院、動物実験セ ンター、遺伝子実験センター、未来医工 学治療開発センター【星陵地区】	約40名

②演題・講師・講演内容等

『東北大学における安全保障輸出管理の概要』：橋爪委員長（全学管理責任者）

管理体制の発足（平成22年3月1日付け）に当たり、外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性及び本学の管理体制について説明を行った。一部の部局で新

たな管理体制の発足に伴う手続の負担増を懸念する意見や大学共通のルール作りを求める意見が寄せられたが、アンケート調査等の結果も踏まえ管理体制について必要な見直しを行うことを前提として、概ね教員等の理解が得られた。少なくとも輸出管理の必要性を認識していただくという点では、大きな成果があったと考えている。

2. 安全保障輸出管理に関する説明会（実務担当者向け）

①日時・会場・対象者・出席者数

日時：2月16日（火）13:30～15:00

会場：マルチメディア教育研究棟2階ホール

対象者：安全保障輸出管理担当者（予定者）並びに留学生・外国人研究者受入事務、共同研究・受託研究契約事務、外国出張事務及び物品管理事務に従事する実務担当者

出席者数：約180名

②演題・講師・講演内容等

『東北大学における安全保障輸出管理の概要』：船田室長（輸出管理マネージャー）

管理体制の発足（平成22年3月1日付け）に当たり、外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制及び実務上の手続について説明を行った。事務手続自体に関する質問が多数寄せられたものの、管理体制自体に対する意見は無く、少なくとも実務担当者レベルにおいては新たな管理体制に粛々と対応しようと姿勢が見受けられた。

平成22年度

I. 学内者限定のもの

1. 安全保障輸出管理に関する説明会（教員向け）【委員会開催分】

①日時・会場・対象部局・出席者数

日 時	会 場	対象部局	出席者数	
1月24日 (月)	10:30 ～ 11:30	工学部大会 議室	工学研究科、環境科学研究科、医工学研究科、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター【工学部地区】	約200名
	13:30 ～ 14:30	理学部大講 義室	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東北アジア研究センター、高等教育開発推進センター、教育情報基盤センター、国際交流センター、国際教育院、教養教育院【川内地区】	
		理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究所、電子光科学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、学際科学国際高等研究センター、サイバーサイエンスセンター、情報	約80名	

			シナジー機構【北青葉山地区】		
1月31日 (月)	9:00～ 10:00	医学部会議室 (1号館2階)	医学系研究科、歯学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、未来医工学治療開発センター【星陵地区】		約60名
	11:00～ 12:00	農学部第1講義室	農学研究科、生命科学研究所【雨宮地区】		約20名
	13:00～ 14:00	金属材料研究所講堂(2号館1階)	生命科学研究所、金属材料研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、研究教育基盤技術センター、埋蔵文化財調査室、環境・安全推進センター、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター【片平地区】		約70名

②演題・講師・講演内容等

『東北大学における新たな安全保障輸出管理体制』：橋爪委員長（全学管理責任者）

管理体制の見直し（平成23年2月9日付け）に当たり、改めて外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性及び本学の管理体制の概要を説明し、輸出管理上の基本的なポイントを復習していただいた上で、見直しの理由及び内容を説明した。教員等が新たな管理体制にスムーズに対応する上で、極めて有益な機会になったと思われる。

2. 安全保障輸出管理に関する説明会（実務担当者向け）【委員会開催分】

①日時・会場・対象者・出席者数

日時：1月27日（木）13:30～15:30

会場：マルチメディア教育研究棟2階ホール

対象者：安全保障輸出管理担当者並びに留学生・外国人研究者受入事務、共同研究・受託研究契約事務、外国出張事務及び物品管理事務に従事する実務担当者

出席者数：約180名

②演題・講師・講演内容等

『東北大学における新たな安全保障輸出管理体制』：船田室長（輸出管理マネージャー）

管理体制の見直し（平成23年2月9日付け）に当たり、改めて外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性並びに本学の管理体制の概要及び実務上の手続を説明し、輸出管理上の基本的なポイントを復習していただいた上で、見直しの理由、内容及び実務上の変更点を説明した。実務担当者が新たな管理体制にスムーズに対応する上で、極めて有益な機会になったと思われる。

3. 部局開催分（主なもの）

○工学研究科等において、新規採用等の教職員向け研修会の中で輸出管理について説明（開催日：4月12日（月）、講師：橋爪委員長）

○薬学研究科において、輸出管理に関する説明会を開催（開催日：5月19日（水）、講師：橋爪委員長）

※上記以外の一部の部局においても、教授会等の諸会議又は新規採用者向け説明会の一環として輸出管理について説明を行った。

II. 学外者も参加可能なもの

1. 東北ブロック大学等安全保障貿易管理説明会（経済産業省との共催）

①日時・会場・対象者・出席者数（概数）

日時：6月11日（金）13：30～16：00

会場：マルチメディア教育研究棟2階ホール

対象者：東北地区の大学・研究機関の研究者及び輸出管理の実務担当者

出席者数：約150名

②演題・講師・講演内容等

『安全保障貿易管理について』

：経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易検査官室長 牧野 守邦 氏

『大量破壊兵器等の拡散と安保理制裁決議について』

：外務省軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課

外務事務官 永田 洋介 氏

『学会が策定した輸出管理ガイドラインについて』

：NPO法人産学連携学会 理事

山形大学大学院理工学研究科 教授 足立 和成 氏

『東北大学における安全保障輸出管理について』

：橋爪委員長

牧野氏からは国際輸出管理レジーム及び外為法に基づく我が国の輸出管理規制の内容並びに大学における自主管理体制整備の必要性を中心に、永田氏からは大量破壊兵器等の不拡散に関する我が国の取組内容及び国連安保理制裁決議を踏まえた大学における技術提供管理の必要性を中心に、足立氏からは産学連携学会が作成したガイドラインに基づく大学の管理体制整備の進め方及び運用上の留意点を中心にそれぞれご講演をいただき、大学に求められる輸出管理の在り方及び整備の進め方が分かりやすく説明され、アンケートでも大変有意義であったとの評価が多く、好評であった。

また、本学の橋爪委員長より、本学における輸出管理の管理体制及び各種の取組み

について事例紹介があり、特にこれから管理体制を整備する予定の大学の出席者からは、大変参考になったとのお褒めの言葉を多数いただいた。

2. 東北大学国際産学連携人材育成研修会

①日時・会場・対象者・出席者数

日時：9月21日（火）13：20～17：30

会場：金属材料研究所講堂（2号館1階）

対象者：知財担当、契約担当又は産学連携コーディネーターに従事する教員・事務職員

出席者数：約60名

②演題・講師・講演内容等

『東北大学における安全保障輸出管理の仕組みと現状』：船田室長（輸出管理マネージャー）

文部科学省委託事業「イノベーションシステム整備事業（大学等産学官連携自立化促進プログラム）」の一環として、英文契約締結からライセンスに至る、一連のプロセス支援業務の基礎知識の修得を目的として本学の産学連携推進本部が主催した標記研修会に講師として呼ばれ、本学における管理体制の構築までの経緯、管理体制の概要・運用状況及び今後の検討課題について説明したが、特に管理体制を検討中又は検討予定の大学の出席者から、大学における輸出管理の取り組み方や留意点が大変分かりやすく、非常に参考になる内容であったと好評であった。

また、講演終了後のパネルディスカッションにおいても、輸出管理に関する質問が多数寄せられ、出席者の関心の高さが伺えた。

平成23年度

1. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】：説明資料（スライド）は資料9のとおり。

①日時・会場・対象者・出席者数

日時：6月28日（火）

会場：部局長会議室（エクステンション教育研究棟1階）

対象者：安全保障輸出管理アドバイザー

出席者数：約40名

②演題・講師・講演内容等

『安全保障輸出管理アドバイザー研修会』

：橋爪委員長・佐竹副委員長・佐々木副委員長

部局内で該非判定を中心に教員等又は安全保障輸出管理担当者に対し必要な助言を行う安全保障輸出管理アドバイザー向けの職能別専門研修として開催した。主なテーマは該非判定の具体的な手順及び留意点であり、橋爪委員長からは手続全般及び機械

系分野における該非判定事例について、佐竹副委員長からはライフサイエンス系分野における該非判定事例について、佐々木副委員長からはマテリアル系分野における該非判定事例についてそれぞれ説明があり、多くの出席者から分野別による具体的な該非判定のケーススタディ形式が大変分かりやすかったと高い評価を得た。

なお、来年度においては、該非判定に加え、さらに委員会における審査案件（懸念先からの受入れ等）における審査の留意点についても分野別にケーススタディ形式で説明したいと考えている。

2. 安全保障輸出管理担当者研修会【委員会開催分】：説明資料（スライド）は資料10のとおり。

①日時・会場・対象者・出席者数

日時：7月21日（木）13：30～15：30

会場：片平さくらホール2階会議室

対象者：安全保障輸出管理担当者

出席者数：約60名

②演題・講師・講演内容等

『我が国の安全保障輸出管理規制と東北大学の安全保障輸出管理体制』：船田室長（輸出管理マネージャー）

『東北大学の安全保障輸出管理に係る事務処理上の取扱い』：櫻井室員

部局内における輸出管理実務の総合窓口として、安全保障輸出管理担当者には外為法の規制内容及び本学の管理体制の仕組みはもとより、さらに申請書類の不備をチェックし、又は提出漏れを防ぐための様々な注意点を理解することが求められるため、新たに職能別専門研修として開催した。

船田室長からは外為法の規制内容、本学の管理体制、該非判定の手順・要点のほか、8月1日付けで新たに導入される終了前確認制度の内容について、櫻井室員からは判定手続及び終了前確認手続における書類の確認方法その他実務処理上の注意点についてそれぞれ説明があり、安全保障輸出管理担当者がその役割を果たし、また、新制度に円滑に対応する上で、有益な機会になったと思われる。

3. 部局開催分（主なもの）

○工学研究科等において、新規採用等の教職員向け研修会の中で輸出管理について説明（開催日：4月26日（火）、講師：橋爪委員長）

○生命科学研究科において、教授会終了後、その構成員に対し輸出管理について説明（開催日：9月7日（水）、講師：佐竹副委員長）

○加齢医学研究所において、教授会終了後、その構成員に対し輸出管理について説明（開催日：9月8日（木）、講師：佐竹副委員長）

○医学系研究科において、教授会終了後、その構成員に対し輸出管理について説明（開催日：10月12日（水）、講師：佐竹副委員長）

- 農学研究科において、輸出管理に関する説明会を開催（開催日：12月13日（火）、講師：佐竹副委員長）
 - 薬学研究科において、輸出管理に関する説明会を開催（開催日：12月21日（水）、講師：佐竹副委員長）
 - 歯学研究科において、輸出管理に関する説明会を開催（開催日：1月18日（水）、講師：佐竹副委員長）
 - 金属材料研究所において、教授会終了後、その構成員に対し輸出管理について説明（開催日：1月19日（木）、講師：佐々木副委員長）
- ※上記以外の一部の部局においても、教授会等の諸会議又は新規採用者向け説明会の一環として輸出管理について説明を行った。

【船田正幸】

第5章 監査

本学では、本学における輸出管理が、外為法及び規程に従い適正に実施されていることを確認するため、規程により、安全保障輸出管理委員会が、統括責任者の定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うこととなっている。

もとより、監査はそれ自体が目的ではなく、監査の機会を通じて教育を行うとともに、不備が発覚した場合にはその原因を究明し、及び管理体制に対する教職員の意見・要望を幅広く聴取することにより、輸出管理の更なる質の向上にフィードバックさせ、コンプライアンス及び業務の有効性を確保することが本来の目的である。

この章では、本学が平成23年度に実施した定期監査（※実績が無ければ監査できないため、平成21・22年度の実績を踏まえ、平成23年度に初めて定期監査を実施した）の実施体制及び監査結果の概要のほか、監査結果を踏まえた対応状況について、以下に記すこととする。

I. 実施体制

1. 一次監査

①監査対象部局

すべての輸出管理対象部局（46部局）

②監査実施期間

9月7日（水）～9月26日（月）

③監査方法

アンケート調査票に基づく書面監査

④監査事項

- ・判定手続（事前確認・該非判定・取引審査）の履行状況
- ・部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
- ・委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
- ・マニュアルその他参考図書の活用状況

⑤監査対応

本部：安全保障輸出管理室

部局：安全保障輸出管理担当者

2. 二次監査

①監査対象部局

22部局

※本学では「安全保障輸出管理に関する監査の基本方針」により、定期監査の公平性を確保するため、原則として3年ですべての輸出管理対象部局に対する二次監査を完了することとなっている。

②監査実施期間

9月30日（金）～10月7日（金）

③監査方法

アンケート調査票の回答内容に基づくヒアリング及び現認による実施監査

④監査事項

1) 事務職員ヒアリング

一次監査に同じ。

2) 教員ヒアリング

- ・委員会審査案件の管理状況
- ・学内制度の理解及び判定手続の実践状況

※教員ヒアリングは、委員会審査案件となった留学生等を現に受け入れている教員を対象に実施。

⑤監査対応

1) 事務職員ヒアリング

本部：安全保障輸出管理室（室長及び室員1名）

部局：安全保障輸出管理担当者又はその補助者。留学生受入等の実務担当者（※必要な場合に限る）。

2) 教員ヒアリング

本部：安全保障輸出管理室（室長及び室員1名）

部局：委員会審査案件の申請教員及び当該部局の安全保障輸出管理アドバイザー（同アドバイザーを複数名配置している部局は、うち1名のみ）。

※必要に応じ、安全保障輸出管理担当者等の陪席を認めた。

II. 監査結果（概要）

1. 評価区分

①優れた取組み 5件（5テーマ）

○部局内の周知に関するもの

本部からの通知、事務連絡等の部局内の周知に関し、輸出管理担当者（又はその補助者）による関係者へのメール転送、部局HPへの掲載等の事務的な周知に加え、さらに重要事項については部局管理責任者（又はその補助者）、輸出管理アドバイザー等の教員が、教授会、センター会議等において説明を行い、周知徹底を図っていた。【6部局該当】

○関係部署間の連携に関するもの

輸出管理シートの受理、回付及び結果の伝達に関し、輸出管理担当者（又はその補助者）が部局内HP又は事務部の共有フォルダに輸出管理シートの処理状況を入力した「提出状況一覧」等を掲載し、所定の担当係又は教員等との情報共有を図っていた。

【6 部局該当】
○部局内の教育研修に関するもの
部局内の教育研修の実施に関し、新任教員（昇任者を含む）を対象とした研修会（FD）において輸出管理についても説明し、我が国の法規制の概要と本学の制度の周知を図っていた。【5 部局該当】
○留学生の受入れに関するもの
大学院学生の入学願書の様式に輸出管理上の承認状況に関するチェック欄を設け、承認済みにチェックが入っていない場合には入学許可は行わないことを徹底していた。【1 部局該当】
○懸念先からの受入れに関するもの
懸念国又は外国ユーザーリスト掲載機関所在国の出身者については、受入教員等に対し輸出管理シートのほか、可能な限り略歴書の提出を求め、輸出管理担当者において事務的にも経歴の確認を慎重に行っていた。【2 部局該当】

②改善要請事項 該当なし

③不適切事項 4 件（3 テーマ）

○判定結果の伝達に関するもの	
現 状	該非判定・取引審査を要さない軽微な案件について、輸出管理担当者が輸出管理シートを受理した時点で承認する旨判定結果の伝達を行い、部局管理責任者による決裁を事後的に行っていた。【1 部局該当】
指摘事項	軽微な案件であっても、教員等に対する判定結果の伝達は部局管理責任者による決裁を得た上で行うこと。
現 状	該非判定・取引審査を要さない軽微な案件について、所定の担当係から照会があった場合を除き、判定結果の伝達を行っていなかった。【4 部局該当】
指摘事項	軽微な案件であっても、教員等に対する判定結果の伝達を確実に行うこと。
○判定手続の漏れに関するもの	
現 状	留学生等の受入れに関し、一部に判定手続の漏れがあった。 【1 部局該当】
指摘事項	受入決定前に輸出管理シートを提出し、所定の判定手続を終えることが原則であるが、仮に手続の遺漏が明らかになった場合には、受入決定後であっても速やかに輸出管理シートを提出し、所定の判定手続を行うこと。

○判定結果の本部への送付等に関するもの	
現 状	判定手続終了後の輸出管理シートを部局限りで管理し、安全保障輸出管理室に送付していなかった。【2部局該当】
指摘事項	判定手続終了後、輸出管理シートは所定の様式を添えてその原本を安全保障輸出管理室に送付するとともに、部局においてはその写しを保管すること。

④対応要望事項 9件（5テーマ）

○部局判定（決裁）に関するもの	
現 状	部局判定は、輸出管理担当者が輸出管理アドバイザーの助言を得た上で専決者による決裁で行っているが、その結果について部局管理責任者に対し報告等を行っていない。【3部局該当】
指摘事項	部局管理責任者は当該部局における輸出管理に関する業務を統括する者として輸出管理上の一義的な責任を負うことになることから、少なくとも該非判定・取引審査を要する案件については部局管理責任者による決裁とし、その他の案件について専決処理する場合にも、その結果を部局管理責任者に対し報告する等により、情報共有を図ることが望ましい。
現 状	該非判定・取引審査を要さない軽微な案件に係る部局判定は専決者による決裁で行っているが、その結果について部局管理責任者に対し報告等を行っていない。【4部局該当】
指摘事項	部局管理責任者は当該部局における輸出管理に関する業務を統括する者として輸出管理上の一義的な責任を負うことになることから、専決による部局判定についても、その結果を部局管理責任者に対し報告する等により、情報共有を図ることが望ましい。
現 状	部局判定にあたり、輸出管理担当者から輸出管理アドバイザーに相談を行ったことがなかった。【1部局該当】
指摘事項	少なくとも該非判定・取引審査を要する案件については、特に技術的な専門性が必要となることから、部局判定にあたり輸出管理アドバイザーに助言を求めることが望ましい。
○判定結果の伝達に関するもの	
現 状	教員等に対する判定結果の伝達を口頭により行っていた。【5部局該当】
指摘事項	教員等に対する判定結果の伝達は、これが確実に行われたことを輸出管理担当者と教員等の双方が事後的に確認できるよう、文書、メール等

	客観的に確認可能な方法により行うことが望ましい。
○受入留学生等の履歴確認に関するもの	
現 状	外国ユーザーリスト改訂に伴う受入留学生・外国人研究者の履歴の確認にあたり、輸出管理担当者が自ら保有する情報の範囲内で確認を行っていた。【21 部局該当】
指摘事項	外国ユーザーリスト改訂に伴う履歴の確認は平成 14 年（2002 年）4 月まで遡って行う必要があるため、受入留学生等の輸出管理シートに略歴書等を添付する等により、履歴の確認を漏れなく行うことが望ましい。
現 状	外国ユーザーリスト改訂に伴う受入留学生・外国人研究者の履歴の確認は、受入教員等によるセルフチェックに任せている。【7 部局該当】
指摘事項	確認漏れを防ぐため、輸出管理担当者においても履歴の確認を行うことが望ましい。
○本部からの通知、事務連絡等の部局内周知に関するもの	
現 状	本部からの通知、事務連絡等について、輸出管理担当者が各研究室にそのままメールで転送していた。【4 部局該当】
指摘事項	各研究室が受理したメールの主旨等を容易に理解できるよう、転送メールの本文に要点を付記することが望ましい。 また、本部からの通知、事務連絡等のうち、新制度の導入や従来制度の見直し等、教員等による理解が不可欠な重要案件については、輸出管理担当者による事務的な周知に加え、安全保障輸出管理委員会委員や輸出管理アドバイザー等の教員が、教授会、センター会議等において必要な周知を行うことが望ましい。
現 状	本部からの通知、事務連絡等について、輸出管理担当者が当該文書の要点を付記した上で各研究室にメールで転送していた。【3 部局該当】
指摘事項	本部からの通知、事務連絡等のうち、新制度の導入や従来制度の見直し等、教員等による理解が不可欠な重要案件については、輸出管理担当者による事務的な周知に加え、安全保障輸出管理委員会委員や輸出管理アドバイザー等の教員が、教授会、センター会議等において必要な周知を行うことが望ましい。
○文書の保管に関するもの	
現 状	本部からの通知、事務連絡等の文書が適正に保管されていなかった。
指摘事項	輸出管理の対象となる取引の実績の有無にかかわらず、本部から送付した文書については、後日、必要に応じて輸出管理の状況を確認できるよう、適性に保管することが望ましい。【1 部局該当】

⑤指摘なし 該当なし

<p>【評価区分に関する全般的所見】</p> <p>「改善要請事項」に該当する部局・事例がなかったことに加え、「不適切事項」又は「対応要望事項」に該当する部局・事例についても、その数は少なく、かつ、違反・不備の内容についても、そのほとんどが今後の改善・充実が容易に行えるものと考えられる軽微なものであった。</p> <p>本学の輸出管理制度が発足し、まだ1年7月余という状況を考慮した場合、以上の評価区分の結果は本学の輸出管理が、教員の協力及びその他の関係者による協力又は努力を基盤とし、概ね極めて順調に各部局に浸透するとともに、効果的に機能しているものと評価できる結果となった。</p>

2. 要望事項（主なもの） 12件（4テーマ）

○手続の簡素化に関するもの
研究の目的に変更がなくても、その進展に伴い対象材料を追加・変更する場合があります。そのため、この場合の手続をできるだけ簡略化していただきたい。【1部局該当】
教務や人事関係のシステムと輸出管理を連動させ、留学生等の受入に伴う手続と輸出管理の手続を一本化する方向で検討いただきたい。【1部局該当】
終了前確認制度の導入に伴い部局管理担当者の負担が増大しているため、例えば委員会審査案件については本部一括で処理する等、部局の負担軽減を図るよう検討いただきたい。【9部局該当】
委員会審査案件に係る部局の負担が大きいため、本部において20分程度ヒアリングを行って、文章のたたき台を作成していただけるとありがたい。【1部局該当】
○手続の明確化に関するもの
「係る」「必要な」等の法令用語が理解しがたいため、教員にわかりやすい言葉に翻訳していただきたい。【1部局該当】
連絡先（相談窓口）を明確にいただきたい。【3部局該当】
文系における輸出管理の必要性について懐疑的な教員もおり、その必要性を分かりやすく説明していただきたい。【1部局該当】
現在の誓約書（説明資料を含む）は内容が理系に偏っているため、文系用の誓約書を新たに作成していただきたい。【1部局該当】
ペーパーワークに係る教員の負担軽減のため、記載例を充実していただきたい。【7部局該当】
①取引の形態（留学生の受入れ、共同研究の実施、外国出張等）に応じ、注意すべき

点を網羅したフロー図及びこれにアクセスするための早見表、②簡易なパンフレット、③ヒヤリハット集等、教員が理解しやすいツールを作成していただきたい。【3部局該当】

○他部局との連携協力に関するもの

手続の遺漏防止をより確実にするため、留学生の所属部局において他部局所属の受入教員に対する輸出管理シートの提出依頼を徹底していただきたい。【6部局該当】

○説明会に関するもの

できれば人事異動時期に近接したタイミング（4月～5月頃）で説明会を開催してほしい。【2部局該当】

【要望事項に関する全般的所見】

手続上の簡素化（負担軽減）や明確化を求める要望がほとんどであったが、いずれも現行制度を大きく見直すというよりも、むしろ主に運用面での充実を求める内容であった。

これらの要望を踏まえ、関係規則等について所要の見直しを行うよう検討することはもとより、本学の輸出管理を教員やその他の関係者にとってよりユーザーフレンドリーなものとするため、新たな各種のツールを作成するほか、優れた取組みを実施している部局の事例の共有を進める必要があるものと思われる。

Ⅲ. 監査結果を踏まえた対応

定期監査の結果、部局から出された要望等を踏まえ、平成23年度においては以下のとおり、適宜、管理体制の見直し等を行った。

また、平成24年度においても、早速、講習会を4月に開催するほか、手続の明確化を図るための各種ツール（記載例、ヒヤリハット集等）の作成等をできるだけ早い時期に行う予定である。

1. 部局間の連携協力体制の強化

留学生の所属部局と受入教員の所属部局が異なる場合、入学手続を行う部局（＝留学生の所属部局）と輸出管理を行う部局（＝受入教員の所属部局）が異なるため、両部局間での情報共有を密に行わなければ、手続の遺漏・遅延のおそれがある。

これを防止するため、部局間での情報共有の手順・タイミングを事務連絡「輸出管理における部局間連携への対応について」（平成23年10月27日付け）により周知するとともに、安全保障輸出管理マニュアルについて所要の改訂（平成24年2月改訂版）を行った。

2. 手続の簡素化

細則の一部改正（改正日：平成24年2月14日、施行日：平成24年2月22日）により、判定手続等について以下のとおり簡素化を行うとともに、安全保障輸出管理マニュアルについて所要の改訂（平成24年2月改訂版）を行った。

①文系（非実験系）の教員等に係る手続の簡素化

○文系（非実験系）の教員等が留学生・外国人研究者を受け入れる場合、輸出管理シートの提出を不要とした。

○文系（非実験系）の教員等が留学生・外国人研究者を受け入れる場合、当該留学生等からの誓約書の取得を不要とした。

②同一貨物に係る手続の簡素化

過去に該非判定等を行った貨物と同一の貨物を再び輸出する場合、懸念先向けの輸出である場合を除き、基本的に安全保障輸出管理室に対するメール連絡による確認のみで再輸出可能とした。

[船田正幸]

第6章 学外との連携活動等

学外の研修への参加や他大学との情報交換等を通じた輸出管理上の連携は、本学における輸出管理の更なる改善・充実に資することはもとより、他大学における管理体制の構築・整備にも微力ながら貢献できる可能性があり、本学では、このような活動も可能な限り積極的に行うことが重要と考えている。

この章では、これまでの本学における学外との連携等に係る活動内容について、以下に記すこととする。

1. 安全保障輸出管理に関する11大学連絡会

管理体制が未整備の大学において輸出管理体制の整備を円滑に進めるためには、先行して管理体制を整備し、運用を開始した大学の事例を参考に検討を進めることが効率的・効果的であるほか、整備済みの大学においても運用上の課題への対応状況に関する情報を互いに共有することがよりの確な運用を行う上で有益であると考えられるため、本学が発起人となり、RU11（学術研究懇談会）の構成大学の事務系職員等を構成員とした連絡会を発足させることとした。

なお、本連絡会におけるこれまでの主な活動内容は、以下のとおり。

- ①大学における安全保障輸出管理体制整備のための連絡会（仮称）（第1回）の開催
（平成22年3月24日開催）

以下の点について、話し合い等を行った。
○大学における安全保障貿易に係る自主管理の促進について（経済産業省安全保障貿易検査官室長が来賓として説明）
○各大学における安全保障輸出管理体制の整備状況
○今後の連絡会の在り方

- ②大学における安全保障輸出管理体制整備のための連絡会（仮称）（第2回）の開催
（平成22年9月30日開催）

本連絡会の今後の方向性について意見交換を行い、東北大学において素案を作成の上、各大学との意見調整を踏まえ、最終的に今後の方向性を決めることとした。

- ③「連絡会に関する了解事項」の制定・施行（平成22年12月27日）

各構成大学との意見調整の結果、今後の方向性として上記の了解事項を定め、これに基づき当面の運営を行うことを確認した。

了解事項の内容は、以下のとおり。
○目的：構成大学における安全保障輸出管理体制の整備及び改善・充実に寄与。わが国の大学における適正な安全保障輸出管理の実施に貢献。
○活動内容：構成大学間における情報の収集、共有及び意見交換 等
○名称：安全保障輸出管理に関する11大学連絡会 等

2. 東北テクノアーチ（TLO）との連携

本学から譲渡又はライセンスされた技術等を同TLOが外国企業へ提供する場合の輸出管理について、本学が必要なサポートを行うこととするため、同TLOとの間

で輸出管理に関する覚書を締結した。(平成22年8月6日付け)

3. 学外における研修会等への参加

①経済産業省主催関係

名称：安全保障貿易管理説明会<外為法改正>

開催日：平成21年10月21日(水)

会場：フォレスト仙台(仙台)

本学参加者：産学連携課3名・法務課1名

内容：平成21年4月の改正外為法の改正点及び解釈等

②CISTEC主催関係

1) 平成21年度 安全保障貿易管理研修会 秋期：基礎コース

開催日：平成21年10月16日(金)

会場：東京ビッグサイト(東京)

本学参加者：産学連携課1名・法務課1名

内容：輸出管理規制の概要及び該非判定の基礎

2) 平成23年度 安全保障貿易管理研修会 実務演習コース<該非判定>

開催日：平成23年8月5日(金)

会場：大阪国際会議場(大阪)

本学参加者：安全保障輸出管理室2名

内容：該非判定の実務(貨物・技術(役務))

③その他

1) UCIP(国際・大学知財本部コンソーシアム)主催関係

名称：大学における安全保障貿易管理セミナー～外為法改正への大学としての対応～」

開催日：平成22年3月10日(水)

会場：キャンパス・イノベーションセンター東京(東京)

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：大学における自主管理体制整備のためのポイント等

2) AUTM(Association of University Technology Managers)主催関係

名称：2011 Annual Meeting

開催日：平成23年2月27日(日)～3月1日(火)

会場：Caesars Palace Las Vegas(Las Vegas, NV, USA)

本学参加者：委員長(全学管理責任者)・安全保障輸出管理室2名

内容：米国における輸出管理規制の枠組み、最近の趨勢、大学における管理体制の構築及び運営の方向性、MTA、CDA及びLAにおける留意点

※輸出管理に関するセッションは2月28日の一部の時間帯のみで、その他の日及

び時間帯は大学における技術移転の推進に関係するセッションを受講した。

4. 学外への調査訪問

①名古屋大学

訪問日：平成24年2月17日（金）

訪問者：安全保障輸出管理室2名

ご対応者：産学官連携推進本部3名・研究協力部1名

調査目的：電子申請システムの構築及び運用状況

成果：輸出管理手続に電子申請システムを導入することによるメリットの大きさを確認できた。また、導入を検討するに当たっては、書類の様式をシステムに合致した仕様に改め、併せて導入によるメリットを享受できるよう仕組みを一部改訂する必要性を実感できた。

②大阪大学

訪問日：平成24年2月22日（水）

訪問者：安全保障輸出管理室2名

ご対応者：研究推進部4名

調査目的：リスク度評価に基づく濃淡管理の方法等

成果：研究室のリスク度評価の結果、リスク度が低い場合に留学生・外国人研究者の受入手続を簡素化する濃淡管理を実施されており、極めて合理的で大変参考となった。また、その他の輸出管理実務上の諸課題についても幅広く情報交換・意見交換を行い、本学の管理体制について更なる改善・充実を図る必要性を実感できた。

5. 学外からの来訪対応

①京都大学

ご来訪日：平成21年12月2日（水）

ご来訪者：研究推進部2名

対応者：安全保障輸出管理室2名

内容：双方の管理体制構築に係る検討状況等について、情報交換及び意見交換を行った。

②芝浦工業大学

ご来訪日：平成22年5月13日（木）

ご来訪者：連携推進部3名

対応者：安全保障輸出管理室2名

内容：本学における管理体制の概要及び当面の検討課題等についてご説明した。

③大阪大学

ご来訪日：平成22年12月3日（金）

ご来訪者：研究推進部3名

対応者：安全保障輸出管理室 2 名

内容：双方の管理体制の概要、運用実績及び運用上の問題点、当面の検討課題等について、情報交換及び意見交換を行った。

④電気通信大学

ご来訪日：平成 23 年 1 月 28 日（金）

ご来訪者：理事 1 名・副理事 1 名

対応者：産学連携課 1 名・安全保障輸出管理室 1 名

内容：本学における管理体制の概要及び当面の検討課題等についてご説明した。

⑤名古屋大学

ご来訪日：平成 24 年 1 月 20 日（金）

ご来訪者：産学官連携推進本部 2 名

対応者：安全保障輸出管理室 1 名

※平成 23 年度文部科学省 大学等産学官連携自立化促進プログラムによる調査「外国企業等との共同研究におけるリスクマネジメントについて」の一環として本学をご来訪。調査事項のうち、輸出管理に係る項目について対応した（他の項目は国際連携部 2 名が対応した）。

内容：本学における管理体制の概要及び運用実績のほか、外国企業等との共同研究における輸出管理上の留意点についてご説明した。

⑥早稲田大学

ご来訪日：平成 24 年 2 月 13 日（月）

ご来訪者：国際部 3 名・研究推進部 2 名

対応者：安全保障輸出管理室 2 名

内容：本学におけるリスト規制貨物・技術の把握、出荷管理、学内監査、研修・教育及び外国学生受入れにおける輸出管理の状況等についてご説明した。

[船田正幸]

資 料

「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会名簿

	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	飯島 敏夫	理事(研究・法務コンプライアンス担当)
2	委員	久武 昌人	法学研究科 教授
3	委員	西澤 昭夫	経済学研究科 教授
4	委員	福村 裕史	理学研究科 教授 副研究科長
5	委員	佐藤 洋	医学系研究科 教授 研究安全管理室長
6	委員	橋爪 秀利	工学研究科 教授
7	委員	國分 牧衛	農学研究科 教授 副研究科長
8	委員	村本 光二	生命科学研究科 教授
9	委員	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
10	委員	高木 敏行	流体科学研究所 教授 副研究所長
11	委員	和田 直人	産学連携推進本部 副本部長
12	委員	塩谷 克彦	産学連携推進本部 知的財産部長
13	委員	竹田 健児	産学連携推進本部 国際連携部長
14	委員	大友 久雄	総務部付(事務総括)
15	委員	齋藤 仁	総務部法務課長
16	委員	村岡 利光	研究協力部研究協力課長
17	委員	佐藤 俊男	研究協力部産学連携課長
18	委員	平田 純一	国際交流部国際交流課長
19	委員	中尾 ゆかり	国際交流部留学生課長

(平成21年8月24日現在)

「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・規程検討WG名簿

	区分	氏名	所属・役職
1	委員	西澤 昭夫	経済学研究科 教授
2	委員	佐藤 洋	医学系研究科 教授
3	委員	村本 光二	生命科学研究科 教授
4	委員	高木 敏行	流体科学研究所 教授
5	委員	和田 直人	産連本部 副本部長
6	委員	塩谷 克彦	産連本部 知的財産部長
7	委員	竹田 健児	産連本部 国際連携部長
8	委員	齋藤 仁	総務部法務課長
9	委員	佐藤 俊男	研究協力部産学連携課長

(平成21年8月27日現在)

「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・留学生等受入WG名簿

	区分	氏名	所属・役職
1	委員	福村 裕史	理学研究科 教授
2	委員	橋爪 秀利	工学研究科 教授
3	委員	國分 牧衛	農学研究科 教授
4	委員	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
5	委員	村岡 利光	研究協力部研究協力課長
6	委員	平田 純一	国際交流部国際交流課長
7	委員	中尾 ゆかり	国際交流部留学生課長

(平成21年8月27日現在)

「安全保障輸出管理体制」検討TF委員会・運営検討WG委員名簿

	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	飯島 敏夫	理事(研究・法務コンプライアンス担当)
2	委員	西澤 昭夫	経済学研究科 教授
3	委員	佐藤 洋	医学系研究科 教授 研究安全管理室長
4	委員	橋爪 秀利	工学研究科 教授
5	委員	塩谷 克彦	産学連携推進本部 知的財産部長
6	委員	大友 久雄	総務部付(事務総括)
7	委員	齋藤 仁	総務部法務課長
8	委員	佐藤 俊男	研究協力部産学連携課長
9	委員	平田 純一	国際交流部国際交流課長
10	委員	中尾 ゆかり	国際交流部留学生課長

(平成21年10月29日現在)

本部責任者等名簿

責任者等	氏名	職名
最高責任者	井上 明久	総長
統括責任者	飯島 敏夫	理事(研究・法務コンプライアンス担当)
委員長兼 全学管理責任者兼 輸出管理アドバイザー	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
委員兼 産学連携課長	佐藤 俊男	研究協力部 産学連携課長
委員兼 輸出管理マネージャー兼 安全保障輸出管理室長	船田 正幸	研究協力部 産学連携課 安全保障輸出管理室長
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	研究協力部 産学連携課 安全保障輸出管理室 事務一般職員
安全保障輸出管理室 室員	牧原 淨美	研究協力部 産学連携課 安全保障輸出管理室 事務補佐員

(平成22年3月31日現在)

本部責任者等名簿

責任者等	氏名	職名
最高責任者	井上 明久	総長
統括責任者	飯島 敏夫	理事(研究・環境安全担当)
委員長兼 全学管理責任者兼 輸出管理アドバイザー	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
委員兼 研究協力課長	伊藤 保春	研究協力部 研究協力課長
委員兼 輸出管理マネージャー兼 安全保障輸出管理室長	船田 正幸	研究協力部 研究協力課 安全保障輸出管理室長
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	研究協力部 研究協力課 安全保障輸出管理室 事務一般職員
安全保障輸出管理室 室員	牧原 淨美	研究協力部 研究協力課 安全保障輸出管理室 事務補佐員

(平成23年3月31日現在)

本部責任者等名簿

責任者等	氏名	職名
最高責任者	井上 明久	総長
統括責任者	兵頭 英治	副学長(法務コンプライアンス担当)
委員長兼 全学管理責任者兼 輸出管理アドバイザー	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	佐竹 正延	加齢医学研究所 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	佐々木 孝彦	金属材料研究所 教授
コンプライアンス推進部長	齋藤 仁	コンプライアンス推進部長
委員兼 輸出管理マネージャー兼 安全保障輸出管理室長	船田 正幸	コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理室長
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理室 事務一般職員

(平成24年3月31日現在)

本部責任者等名簿

責任者等	氏名	職名
最高責任者	里見 進	総長
統括責任者	兵頭 英治	副学長(法務コンプライアンス担当)
委員長兼 全学管理責任者兼 輸出管理アドバイザー	佐々木 孝彦	大学院理学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	根東 義則	大学院薬学研究科 教授
副委員長	大町 真一郎	大学院工学研究科 教授
委員兼 コンプライアンス推進部長	齋藤 仁	コンプライアンス推進部長
委員兼 輸出管理マネージャー兼 安全保障輸出管理室長	船田 正幸	コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理室長
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理室 事務一般職員
安全保障輸出管理室 室員	横山 美由紀	コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理室 事務補佐員

(平成24年7月1日現在)

安全保障輸出管理委員会 委員名簿

No.	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	橋爪秀利	工学研究科 教授 全学管理責任者
2	副委員長	阿部弘亨	金属材料研究所 教授
3	委員	寺田真浩	理学研究科 教授
4	委員	早坂忠裕	理学研究科 教授
5	委員	佐藤洋	医学系研究科 教授
6	委員	鈴木治	歯学研究科 教授
7	委員	根東義則	薬学研究科 教授
8	委員	久保百司	工学研究科 教授
9	委員	大町真一郎	工学研究科 教授
10	委員	魚住信之	工学研究科 教授
11	委員	駒井三千夫	農学研究科 教授
12	委員	出口光一郎	情報科学研究科 教授
13	委員	村本光二	生命科学研究科 教授
14	委員	細矢憲	環境科学研究科 教授
15	委員	松木英敏	医工学研究科 教授
16	委員	佐竹正延	加齢医学研究所 教授
17	委員	高木敏行	流体科学研究所 教授
18	委員	庭野道夫	電気通信研究所 教授
19	委員	河村純一	多元物質科学研究所 教授
20	委員	渡邊学	東北アジア研究センター 助教
21	委員	白井淳平	ニュートリノ科学研究センター 准教授
22	委員	関根勉	高等教育開発推進センター 教授

No.	区分	氏名	所属・役職
23	委員	井原 聰	国際高等研究教育機構 特任教授
24	委員	酒見 泰寛	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
25	委員	小澤 純夫	未来科学技術共同研究センター 教授
26	委員	遠藤 哲郎	学際科学国際高等研究センター 教授
27	委員	後藤 英昭	サイバーサイエンスセンター 准教授
28	委員	重野 芳人	国際交流センター 教授（副センター長）
29	委員	藤澤 敦	埋蔵文化財調査室 特任准教授
30	委員	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理室長
31	委員	曾根 秀昭	情報シナジー機構
32	委員	久武 昌人	法学研究科 教授
33	委員	西澤 昭夫	経済学研究科 教授
34	委員	植垣 健一	総務部 人事課長
35	委員	丸山 正彦	財務部 資産・調達管理課長
36	委員	佐藤 俊男	研究協力部 産学連携課長
37	委員	平田 純一	国際交流部 国際交流課長
38	委員	中尾 ゆかり	国際交流部 留学生課長
39	委員	船田 正幸	安全保障輸出管理室 室長 輸出管理マネージャー

(平成22年3月23日現在)

安全保障輸出管理委員会 委員名簿

No.	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	橋爪 秀利	工学研究科 教授 全学管理責任者
2	副委員長	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
3	委員	寺田 眞浩	理学研究科 教授
4	委員	早坂 忠裕	理学研究科 教授
5	委員	佐藤 洋	医学系研究科 教授
6	委員	鈴木 治	歯学研究科 教授
7	委員	根東 義則	薬学研究科 教授
8	委員	久保 百司	工学研究科 教授
9	委員	大町 真一郎	工学研究科 教授
10	委員	魚住 信之	工学研究科 教授
11	委員	池田 郁男	農学研究科 教授
12	委員	出口 光一郎	情報科学研究科 教授
13	委員	村本 光二	生命科学研究科 教授
14	委員	細矢 憲	環境科学研究科 教授
15	委員	松木 英敏	医工学研究科 教授
16	委員	佐竹 正延	加齢医学研究所 教授
17	委員	高木 敏行	流体科学研究所 教授
18	委員	庭野 道夫	電気通信研究所 教授
19	委員	佐藤 俊一	多元物質科学研究所 教授
20	委員	横田 裕也	東北アジア研究センター 助教
21	委員	白井 淳平	ニュートリノ科学研究センター 准教授

No.	区分	氏名	所属・役職
22	委員	関根 勉	高等教育開発推進センター 教授
23	委員	井原 聰	国際高等研究教育機構 特任教授
24	委員	酒見 泰寛	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
25	委員	小澤 純夫	未来科学技術共同研究センター 教授
26	委員	遠藤 哲郎	学際科学国際高等研究センター 教授
27	委員	後藤 英昭	サイバーサイエンスセンター 准教授
28	委員	重野 芳人	国際交流センター 教授 (副センター長)
29	委員	浦川 肇	国際教育院 教授
30	委員	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理室長
31	委員	曾根 秀昭	情報シナジー機構 教授
32	委員	戸津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教授
33	委員	西澤 昭夫	経済学研究科 教授
34	委員	植垣 健一	総務部 人事課長
35	委員	角田 賢次	教育・学生支援部 留学生課長
36	委員	志田 昌幸	財務部 資産・調達管理課長
37	委員	伊藤 保春	研究協力部 研究協力課長
38	委員	平田 純一	国際交流課長
39	委員	船田 正幸	安全保障輸出管理室 室長 輸出管理マネージャー

(平成23年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会 委員名簿

No.	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	橋爪 秀利	工学研究科 教授 全学管理責任者
2	副委員長	佐竹 正延	加齢医学研究所 教授
3	副委員長	佐々木 孝彦	金属材料研究所 教授
4	委員	寺田 眞浩	理学研究科 教授
5	委員	早坂 忠裕	理学研究科 教授
6	委員	張替 秀郎	医学系研究科 教授
7	委員	小野 栄夫	医学系研究科 教授
8	委員	鈴木 治	歯学研究科 教授
9	委員	根東 義則	薬学研究科 教授
10	委員	久保 百司	工学研究科 教授
11	委員	大町 真一郎	工学研究科 教授
12	委員	魚住 信之	工学研究科 教授
13	委員	池田 郁男	農学研究科 教授
14	委員	出口 光一郎	情報科学研究科 教授
15	委員	村本 光二	生命科学研究科 教授
16	委員	土屋 範芳	環境科学研究科 教授
17	委員	佐藤 正明	医工学研究科 教授
18	委員	高木 敏行	流体科学研究所 教授
19	委員	庭野 道夫	電気通信研究所 教授
20	委員	佐藤 俊一	多元物質科学研究所 教授

No.	区分	氏名	所属・役職
21	委員	横田 裕也	東北アジア研究センター 助教
22	委員	白井 淳平	ニュートリノ科学研究センター 准教授
23	委員	関根 勉	高等教育開発推進センター 教授
24	委員	井原 聰	国際高等研究教育機構 特任教授
25	委員	酒見 泰寛	サイクロトン・ラジオアイソトープセンター 教授
26	委員	関根 仁博	未来科学技術共同研究センター 教授
27	委員	遠藤 哲郎	学際科学国際高等研究センター 教授
28	委員	後藤 英昭	サイバーサイエンスセンター 准教授
29	委員	重野 芳人	国際交流センター 教授（副センター長）
30	委員	浦川 肇	国際教育院 教授
31	委員	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理室長
32	委員	戸津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教授
33	委員	西澤 昭夫	経済学研究科 教授
34	委員	植垣 健一	総務部 人事課長
35	委員	角田 賢次	教育・学生支援部 留学生課長
36	委員	志田 昌幸	財務部 資産・調達管理課長
37	委員	平田 純一	国際交流課長
38	委員	船田 正幸	安全保障輸出管理室 室長 輸出管理マネージャー

（平成24年3月29日現在）

安全保障輸出管理委員会委員 名簿

No.	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	佐々木 孝彦	金属材料研究所 教授 全学管理責任者
2	副委員長	根 東 義 則	薬学研究科 教授
3	副委員長	大 町 真一郎	工学研究科 教授
4	委員	早 坂 忠 裕	理学研究科 教授
5	委員	美齊津 文 典	理学研究科 教授
6	委員	北 本 哲 之	医学系研究科 教授
7	委員	小 野 栄 夫	医学系研究科 教授
8	委員	山 本 照 子	歯学研究科 教授
9	委員	久 保 百 司	工学研究科 教授
10	委員	新 田 淳 作	工学研究科 教授
11	委員	服 部 徹太郎	工学研究科 教授
12	委員	池 田 郁 男	農学研究科 教授
13	委員	滝 沢 寛 之	情報科学研究科 准教授
14	委員	南 澤 究	生命科学研究科 教授
15	委員	土 屋 範 芳	環境科学研究科 教授
16	委員	芳 賀 洋 一	医工学研究科 教授
17	委員	堀 内 久 徳	加齢医学研究所 教授
18	委員	丸 田 薫	流体科学研究所 教授
19	委員	石 山 和 志	電気通信研究所 教授
20	委員	佐 藤 俊 一	多元物質科学研究所 教授
21	委員	今 村 文 彦	災害科学国際研究所 教授
22	委員	高 橋 一 徳	東北アジア研究センター 助教

No.	区分	氏名	所属・役職
23	委員	白井 淳平	ニュートリノ科学研究センター 准教授
24	委員	関根 勉	高等教育開発推進センター 教授
25	委員	酒見 泰寛	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
26	委員	竹上 嗣郎	未来科学技術共同研究センター 教授
27	委員	島津 武仁	学際科学国際高等研究センター 教授
28	委員	菅沼 拓夫	サイバーサイエンスセンター 教授
29	委員	粕壁 善隆	国際交流センター 教授
30	委員	浦川 肇	国際教育院 教授
31	委員	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理室長
32	委員	戸津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教授
33	委員	西澤 昭夫	経済学研究科 教授
34	委員	齋藤 仁	コンプライアンス推進部長
35	委員	薄井 賢次	総務部 人事課長
36	委員	山口 敬一	教育・学生支援部 留学生課長
37	委員	近藤 隆	財務部 資産管理課長
38	委員	桑原 達也	国際交流課長
39	委員	船田 正幸	安全保障輸出管理室 室長 輸出管理マネージャー

(平成24年7月1日現在)

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿

No.	氏名	所属・役職
1	寺田 眞浩	理学研究科 教授
2	小川 卓克	理学研究科 研究科長補佐
3	清水 律子	医学系研究科 教授
4	鈴木 貴	医学系研究科 教授
5	藤原 巧	工学研究科 教授
6	佐藤 健	工学研究科 教授
7	須川 成利	工学研究科 教授
8	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
9	高桑 雄二	多元物質科学研究所 教授
10	佐藤 源之	東北アジア研究センター 教授

(平成24年7月1日現在)

安全保障輸出管理担当者 名簿

No.	氏名	所属・役職(補助者)	担当部局名
1	米澤公枝	文学部・文学研究科庶務係長	文学研究科
2	佐藤広美	教育学部・教育学研究科庶務係長	教育学研究科 教育情報学教育部 教育情報学研究部
3	大沼崇	法学部・法学研究科庶務係長	法学研究科
4	菊地茂雄	経済学部・経済学研究科庶務係長	経済学研究科
5	村上孝洋	理学部・理学研究科庶務係長	理学研究科 電子光理学研究センター ニュートリノ科学研究センター 学術資源研究公開センター
6	大場得志	医学部・医学系研究科 総務室長 (医学部・医学系研究科 研究安全管理室 室員 川本美智子)	医学系研究科 動物実験センター 東北メディカル・メガバンク機構
7	木皿卓郎	歯学部・歯学研究科庶務係長	歯学研究科
8	山内斎	薬学部・薬学研究科庶務係長	薬学研究科
9	佐藤吉和	工学部・工学研究科総務課長 (工学部・工学研究科総務課庶務係 係員 小堀 信子)	工学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 未来科学技術共同研究センター 環境保全センター
10	佐藤巖	農学部・農学研究科事務長 (庶務係)	農学研究科
11	管野知世子	国際文化研究科庶務係長	国際文化研究科
12	喜田清	情報科学研究科庶務係長	情報科学研究科
13	澤田秋廣	生命科学研究所庶務係長	生命科学研究所
14	高橋孝治	金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所
15	酒井知子	加齢医学研究所専門職員	加齢医学研究所 遺伝子実験センター
16	笹井玲	流体科学研究所庶務係長	流体科学研究所
17	高橋雄志	電気通信研究所庶務係長	電気通信研究所 省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター
18	荒孝二	多元物質科学研究所総務課長 (研究協力係)(庶務係)	多元物質科学研究所
19	熊倉康紀	災害科学国際研究所庶務係長	災害科学国際研究所

No.	氏名	所属・役職(補助者)	担当部局名
20	渡部 学	東北大学病院総務課研究協力係長	病院
21	森田 史哉	文学部・文学研究科 事務部 会計係 係員(東北アジア研究センター担当)	東北アジア研究センター
22	伊東 直樹	学務課学務企画係長	高等教育開発推進センター 教育情報基盤センター 教養教育院
23	末永 眞一	金属材料研究所青葉山事務室(学際科学国際高等研究センター)専門職員	国際高等研究教育機構 学際科学国際高等研究センター
24	相澤 克夫	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター事務室長	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
25	早坂 哲夫	情報部情報基盤課庶務係長	サイバーサイエンスセンター
26	乳井 まさこ	教育・学生支援部留学生課教育交流推進係長	国際交流センター
27	内海 幸一	埋蔵文化財調査室事務補佐員	埋蔵文化財調査室
28	斎藤 郁夫	原子分子材料科学高等研究機構 国際学術・研究協力係 係員	原子分子材料科学高等研究機構(WPI)
29	長田 宏之	グローバル30推進室総務係長	国際教育院
30	八木巻 一男	マイクロシステム融合研究開発センター支援室長	マイクロシステム融合研究開発センター

(平成24年7月1日現在)

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成22年1月27日
規 第 1 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 管理体制（第5条－第12条）
- 第3章 安全保障輸出管理委員会（第13条－第19条）
- 第4章 手続（第20条－第22条）
- 第5章 管理（第23条－第26条）
- 第6章 危機管理（第27条）
- 第7章 教育（第28条・第29条）
- 第8章 監査（第30条）
- 第9章 懲戒（第31条）
- 第10章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本学の教員その他の職員（以下「教員等」という。）が行う技術（外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）の提供及び貨物（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸出に適用する。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく命令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らか又はその可能性が高い居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。
- 三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。
- 四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構及び情報シナジー機構をいう。

六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。

九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（基本方針）

第4条 本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。

三 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

第3章 管理体制

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、総長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

（安全保障輸出全学管理責任者）

第7条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させるため、安全保障輸出全学管理責任者（以下「全学管理責任者」という。）を置く。

2 全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

（安全保障輸出管理マネージャー）

第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置く。

2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。
（安全保障輸出管理室）

第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。
（安全保障輸出部局管理責任者等）

第10条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。

2 部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

3 部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。
（安全保障輸出管理アドバイザー）

第11条 部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

3 輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等（前項の規定により複数の部局が合同で置く場合にあつては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の教員等）をもって充てる。
（安全保障輸出管理担当者）

第12条 部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者（以下「輸出管理担当者」という。）を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

2 輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあつては当該部局の部局管理責任者が指名する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあつては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

第3章 安全保障輸出管理委員会

（安全保障輸出管理委員会の設置）

第13条 本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事項）

第14条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項
- 二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項
- 四 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- 五 その他輸出管理に関する重要事項

（組織）

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
- 二 総務部人事課長、教育・学生支援部留学生課長、財務部資産・調達管理課長及び国際交流課長
- 三 輸出管理マネージャー
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人
(委員長)

第16条 委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第17条 第15条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第18条 第15条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第4章 手続

(事前確認)

第20条 教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定(外為令第17条第5項の規定をいう。)への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

(該非判定・取引審査)

第21条 教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき次に掲げる確認を行い、別に定めるところにより、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者による該非判定及び取引審査を受け、その承認を得なければならない。

- 一 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。
 - 二 輸出令の例外規定の確認 前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第4条第1項の規定に該当するか否かを確認すること。
 - 三 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。
 - 四 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。
- 2 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。

2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。

3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

第5章 管理

(調査)

第23条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものとする。

(技術の提供管理)

第24条 教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第25条 教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。

5 全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書等の保存等)

第26条 教員等は、輸出管理の手続に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

第6章 危機管理

(通報及び報告)

第27条 教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあ

ることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を經由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について協議するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、取引審査において取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあっては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者にあっては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあっては統括責任者を經由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

第7章 教育

(教員等への教育)

第28条 外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

- 2 部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育)

第29条 教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

第8章 監査

(監査)

第30条 本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。

- 2 委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

第9章 懲戒

(懲戒)

第31条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

第10章 雑則

(事務)

第32条 輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規

第151号)の定めるところによる。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、第26条第2項の規定は、平成21年11月1日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成22年4月13日規第55号改正)

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月13日規第73号改正)

この規程は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則 (平成22年11月9日規第94号改正)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月9日規第4号改正)

- 1 この規程は、平成23年2月9日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第20条又は第21条の規定により事前確認又は該非判定及び取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の手続は、改正後の第20条又は第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年10月11日規第94号改正)

この規程は、平成23年10月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成23年10月1日から適用する。

過去の取扱件数一覧【平成21年度】

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	917	917
貨物の輸出(輸出許可申請不要)	6	6
技術の提供・受入れ(役務取引許可申請不要)	911	911

	3月	合計
該非判定・取引審査により 取引を承認した案件	2	2
貨物の輸出	1	1
(内訳) 輸出許可申請必要	1	1
輸出許可申請不要	0	0
技術の提供・受入れ	1	1
(内訳) 役務取引許可申請必要	1	1
役務取引許可申請不要	0	0

●非ホワイト国(懸念先)を相手先とする取引

	3月	合計
	事前審査 委員会 3月23日	
該非判定・取引審査により 取引を承認した案件(予定を含む)	35	35
貨物の輸出(輸出許可申請不要)	0	0
技術の提供・受入れ(役務取引許可申請不要)	35	35
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	29	29
懸念国	5	5
国連武器禁輸国・地域	1	1

過去の取扱件数一覧【平成22年度】

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前権限限りで取引を承認した案件	416	171	225	373	172	179	131	177	100	132	92	52	2,220
貨物の輸出(輸出許可申請不要)	0	0	1	3	3	0	8	12	3	2	4	2	38
技術の提供・受入れ(役務取引許可申請不要)	416	171	224	370	169	179	123	165	97	130	88	50	2,182

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	5	15	11	7	9	15	14	12	7	4	9	11	119
貨物の輸出	5	8	11	7	9	15	14	11	3	4	9	10	106
(内訳) 輸出許可申請必要	3	2	1	1	1	1	1	0	1	0	0	1	12
輸出許可申請不要	2	6	10	6	8	14	13	11	2	4	9	9	94
技術の提供・受入れ	0	7	0	0	0	0	0	1	4	0	0	1	13
(内訳) 役務取引許可申請必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役務取引許可申請不要	0	7	0	0	0	0	0	1	4	0	0	1	13

●非ホワイト国(懸念先)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	8月-9月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
事前審査	4月21日	5月24日	6月23日	7月20日	8月6日	8月26日	9月24日	10月22日	11月25日	-	-	2月4日	
委員会	4月26日	5月31日	6月29日	7月30日	8月18日	9月8日	9月30日	10月28日	11月29日	12月17日	-	2月14日	
該非判定・取引審査により取引を承認した案件(予定を含む)	23	6	3	3	1	1	5	2	3	0	0	2	49
貨物の輸出(輸出許可申請不要)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技術の提供・受入れ(役務取引許可申請不要)	23	6	3	3	1	1	5	2	3	0	0	2	49
(内訳) 外国ユーザー・リスト掲載機関	12	3	1	1	1	1	5	1	3	0	0	2	30
懸念国	10	3	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	17
国連武器禁輸国・地域	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

過去の取扱件数一覧【平成23年度】

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	24	40	83	72	158	75	57	63	83	44	38	168	905
貨物の輸出(輸出許可申請不要)	4	0	6	2	3	4	2	2	0	1	1	3	28
技術の提供・受入れ(役務取引許可申請不要)	20	40	77	70	155	71	55	61	83	43	37	165	877

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	26	9	14	18	17	17	22	19	11	12	19	19	203
貨物の輸出	23	7	13	16	16	17	16	17	9	12	17	18	181
(内訳) 輸出許可申請必要	1	0	1	1	0	0	3	1	1	0	0	0	8
輸出許可申請不要	22	7	12	15	16	17	13	16	8	12	17	18	173
技術の提供・受入れ	3	2	1	2	1	0	6	2	2	0	2	1	22
(内訳) 役務取引許可申請必要	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
役務取引許可申請不要	3	2	1	2	1	0	6	1	2	0	2	1	21

●非ホワイト国(懸念先)を相手先とする取引

	4月	5月-6月	6月	7月-8月	8月-9月	9月	10月	11月	12月-1月	1月-2月	2月	3月	合計
事前審査	4月26日	5月24日	6月21日	7月26日	8月25日	9月26日	10月21日	11月22日	12月20日	1月23日	2月14日 2月24日	3月22日	
委員会	4月28日	6月1日	6月28日	8月2日	9月1日	9月30日	10月27日	11月30日	1月10日	2月2日	2月28日	3月29日	
該非判定・取引審査により取引を承認した案件(予定を含む)	6	2	2	2	2	2	2	4	0	2	4	3	31
貨物の輸出(輸出許可申請不要)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
技術の提供・受入れ(役務取引許可申請不要)	6	2	2	2	2	2	2	3	0	2	4	3	30
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	3	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	2	11
懸念国	1	1	1	2	0	1	1	2	0	1	2	0	12
国連武器禁輸国・地域	2	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	7

安全保障輸出管理アドバイザー研修会

平成23年6月28日

© 2011 Tohoku University

1

【目次】

1. 輸出管理の流れ（橋爪委員長）
2. 最近のヒヤリ・ハット事例（橋爪委員長）
3. 該非判定が必要となる取引（橋爪委員長）
4. 該非判定のツール（橋爪委員長）
5. 該非判定の手順【貨物】（橋爪委員長）
6. 該非判定の手順【設計・製造技術】（佐竹副委員長）
7. 該非判定の手順【使用技術】（佐々木副委員長）
8. 該非判定のまとめ（橋爪委員長）

© 2011 Tohoku University

2



2. 最近のヒヤリ・ハット事例

【事例1: 法令違反未遂事例】

ジルコニウム化合物をイギリスに輸出する案件について、部局において該非判定した際に、輸出管理アドバイザーに相談したものの該当項番に見落としがあり、リスト規制該当貨物を非該当貨物と誤判定し、取引を承認してしまった。

危うく該当貨物を無許可で外国出張時に携行するところだったが、震災の影響で出張が取りやめとなったため、法令違反を免れた。

【事例2: 学内規定違反事例】

フランスでのワークショップにおいて、部局管理責任者の承認の判定を得る前に、粒子の付着・成膜に関する非公知の技術の提供を行ってしまった。

該非判定・取引審査の結果、当該技術は非該当技術であり、法令違反はなかったことを確認した。

上記のような輸出管理上懸念される事例が発生したことを踏まえ、今後の再発防止策として、部局判定による該非判定・取引審査の届出及び非該当証明書を取得済みの貨物の輸出の届出について、当分の間、本部においても確認を行うこととなりました。

部局管理責任者の判定を経て、本部の確認が完了するまでの間は、輸出又は提供されないようご協力をお願いいたします(資料2参照)。

© 2011 Tohoku University
© 2011 Tohoku University

5



3. 該非判定が必要となる取引

① 貨物(非該当証明書のないもの)の輸出

「貨物」: 研究上使用する機器、対象材料、試作品・サンプル、生物試料(遺伝子のcDNA、プラスミド、抗血清)、生物(ウイルス、細菌、細胞、遺伝子を改変した動物)等

※ 製造企業から非該当証明書を取得した貨物をホワイト国及び懸念先を除く非ホワイト国向けに輸出する場合は、該非判定は不要です(部局の事前確認のみで取引可となりますが、輸出前に本部の確認を得る必要があります)。

「輸出」: 貨物を本邦から外国に向けて送付又は携行すること。手段や対価の有無は問われません。貨物を送付又は携行のために船舶や航空機に積み込んだ時点で輸出が行われたと判断されます。

② 技術(例外規定に該当しないもの)の提供

「技術」: 貨物・プログラム等の設計・製造・使用に関する特定の情報。

「例外規定」: 公知の技術・基礎科学分野の研究活動において提供する技術・無償の経済協力に基づく技術の提供・その他輸出管理マニュアルに記載の例外規定

「提供」: 技術データ又は技術支援の形態により、外国において又は国内の非居住者に対して提供すること。提供の意志を有しながら外国に持ち出す場合も含まれます。

※公表(公知)を予定している場合であっても、公表前に提供する場合には、該非判定が必要です。

③ 懸念先又は懸念情報のある相手先への貨物の輸出及び技術の提供

④ 経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知(インフォーム)を受けた取引

© 2011 Tohoku University

6

4. 該非判定のツール

- ①貨物のマトリクス表・技術のマトリクス表
- ②赤字・青字貨物一覧表(貨物のマトリクス表・技術のマトリクス表)
- ③輸出令別表第1・外為令別表用語索引集

※①②は、東北大学安全保障輸出管理HP(URL: <http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/>)よりダウンロードできます。

- ・マトリクス表: 上記URL → 「関連リンク」
→ 「経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課」
- ・赤字・青字貨物一覧表: 上記URL → 「マニュアル等」

※③は、日本機械輸出組合が発行しております。項番の確認漏れを防ぐため適宜ご活用ください。

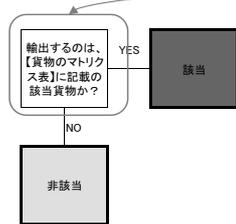


マトリクス表			赤字・青字貨物一覧表		
<p>輸出令別表第1・外為令別表の1項~15項</p> <p>貨物等省令(該当貨物・技術の仕様(スペック・数値等)を定めています)</p> <p>運用通達・役務通達(用語等の解釈について定めています)</p>	<p>輸出令別表第1項(48)</p> <p>輸出令別表第2項(50)</p> <p>輸出令別表第3項(51)</p>	<p>省令</p> <p>運用通達</p> <p>役務通達</p>	<p>赤字</p> <p>青字</p> <p>黒字</p>	<p>輸出令別表第1項(48)</p> <p>輸出令別表第2項(50)</p> <p>輸出令別表第3項(51)</p>	<p>省令</p> <p>運用通達</p> <p>役務通達</p>

© 2011 Tohoku University

7

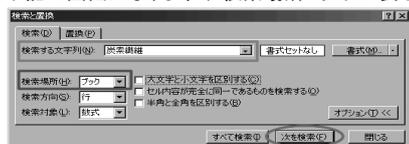
5-1. 該非判定の手順【貨物】



- ①関連するキーワードの抽出
- ②貨物のマトリクス表でキーワード検索(※)
- ③当該貨物の機能・特性上、該当が疑われそうな項番をピックアップ
- ④当該貨物の仕様と貨物のマトリクス表(項番・省令・解釈)の仕様とを比較
- ⑤該当・非該当を判断

※キーワード検索について

1. 下記URL (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) からExcelファイルを開き、「ホーム」から「検索と選択」→「検索」をクリック(または、[Ctrl] + [F]キーを押す)。
2. 下記の画面になります(“検索場所”以下が表示されない場合、“オプション”ボタンを押して表示させて下さい)。



検索する文字列 にキーワードとなる文字列を入力してください。検索場所は“ブック”を選択してください。

3. 入力し終わったら、“次を検索”ボタンを押して検索をしてください。

© 2011 Tohoku University

8

5-2. 該非判定の手順【貨物】

●本学で該非判定を行った貨物の例

【機械系】

赤外線カメラ、磁力計、ネットワークアナライザ、半導体物質製造用装置、光学顕微鏡、半導体基板、波形記憶装置、深度計、照度計、加速度計、水質センサ、レーザー発振器、圧カトランスジューサ、電源装置、集積回路、GPS、ミラー、サーモモジュール

【マテリアル系】

ジルコニウム合金、重水素化合物、アルミニウム合金、ニッケル合金、マグネシウム合金、パラジウム合金、コバルト合金、プローブ、鋼板、ステンレス試料、タングステン円板状試料、単結晶、金属磁性材料、有機絶縁体、芳香族ポリイミド、超電導材料

【ライフサイエンス系】

遺伝子組換え生物(ハエ・マウス)、凍結受精卵、モノクローナル抗体、DNAプラスミド、上皮細胞、幹細胞、細胞株、抗血清、タンパク質、試薬(細胞培養用、PCR用)、オートクレーブ、耐熱耐冷コンテナ、貯蔵容器



5-3. 該非判定の手順【貨物】(機械系)

(例) 赤外線カメラ
 ・要素素子を二次元に配列した熱型フォーカルプレーンアレー
 ・宇宙用に設計していない
 ・素子数75,000
 ・有効画素数80,000
 ・イメージ増強管を組み込んだものではない
 ・要素素子がフィルターのない状態において9,000~10,000ナノメートルの波長範囲で感度有り



キーワード検索
 フォーカルプレーンアレー、赤外線、カメラ、光検出器、センサ...

法令で規制されている貨物の名称が必ずしも一般的に使用されている名称と同じとは限りません。貨物の機能や特性に着目して、キーワードを抽出して下さい。



【結論】リスト規制該当
 輸出令別表第1の10項(2)
 貨物等省令第9条第3号ホ(二)

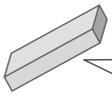
輸出令 第10項 (2)	光検出器若しくはその冷却器若しくはその部分品又は光検出器を用いた装置(2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令 第9条 第三号	光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
		第三号	イ 宇宙用に設計した固体の光検出器
			ロ イメージ増強管 非該当(「(二)に非該当のため、「ア及び」ではない)
			ハ イメージ増強管又はその部分品
			ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(要素素子の数が16以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの(略)...)を除外するもの
			(一) 次のいずれかに該当するもの
			1 熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの(略)
			2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において、8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの 該当
			(二) 次のいずれかに該当するもの
			1 白金シリコンを用いたものであって、素子の数が10,000未満のもの
			2 イリジウムシリコンを用いたもの
			3 アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたものであって、素子の数が256未満のもの
			4 磁化インジウムを用いたもの
			5 硫化鉛を用いたもの
			6 磁化インジウムガリウムを用いたもの
			7 テルル化水銀ガリウムを用いたスキヤニングアレーであって、次のいずれかに該当するもの(略)
			8 テルル化水銀ガリウムを用いたステアリングアレーであって、素子の数が256未満のもの
			9 磁化ガリウム又は磁化アルミニウムガリウムを用いた量子井戸フォーカルプレーンアレーであって、素子の数が256未満のもの 非該当
			10 熱型フォーカルプレーンアレーであって、素子の数が8,000未満のもの
			11 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、要素素子の数が4,096以下のもの
			12 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、一方の最大の要素素子の数が4,096以下であり、かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの
			ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの(要素素子の数が16以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの)のうち、ニに該当するもの以外のもの
			(一) 熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの(略)
			(二) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの 該当 10

5-4. 該非判定の手順【貨物】(マテリアル系) 参考



(例)ジルコニウム基金属ガラス
 $Zr_{55}Cu_{30}Ni_{5}Al_{10}$ (ジルコニウムの含有量が全重量の50%超)
 ハフニウムの含有量はジルコニウムの含有量の500分の1未満
 ・形状: 平板、サイズ(mm): 20×10×3

貨物の名称だけで単純に判断せず、貨物の持つ機能や特性に着目してキーワードを抽出します。



キーワード
 ジルコニウム、合金、アモルファス、
 金属性磁性材料...

輸出令第2項(26)	ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくは若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品	貨物等省令第31条	ジルコニウム若しくはジルコニウム合金(ジルコニウムの含有量が全重量の50パーセントを超えるものに限る。)の地金若しくは若しくはジルコニウム化合物(ハフニウムの含有量がジルコニウムの含有量の500分の1未満のものに限る。)又はこれらの半製品若しくは一次製品(厚さが0.1ミリメートル以下のはくを除く。)	ジルコニウム	ハフニウム含有量の限定はジルコニウム合金、ジルコニウム化合物のすべてに適用する
輸出令第5項(6)	金属性磁性材料	貨物等省令第4条第8号	金属性磁性材料であって、次のいずれかに該当するもの イ 比初透磁率が120,000以上のものであって、厚さが0.05ミリメートル以下のもの ロ 磁歪合金であって、次のいずれかに該当するもの 非該当 (一) 飽和磁気歪が0.0005を超えるもの (二) 電気機械結合係数が0.8を超えるもの ハ ストリップ状のアモルファス合金又はナノクリスタル合金であって、次の(一)及び(二)に該当するもの (一) 鉄、コバルト若しくはニッケルのいずれかの含有量又はこれらの含有量の合計が全重量の75パーセント以上のも (二) 飽和磁束密度が1.6テスラ以上のものであって、次のいずれかに該当するもの 1 厚さが0.02ミリメートル以下のもの 2 電気抵抗率が2マイクロオームメートル以上のもの	貨物等省令第4条第8号の金属性磁性材料 比初透磁率	磁化されていないものを除く。 積層したものを除く。 比初透磁率の測定は、十分に焼鈍した材料にて行わなければならない。 ナノクリスタル合金 2倍回転で決定される結晶粒のサイズが50ナノメートル以下の材料をいう。
輸出令第5項(14)	セラミックの複合材料であって、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの	貨物等省令第4条第12号	セラミック複合材料であって、粒子、ウイスカー又は繊維により強化されたものうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの 非該当		

金属性磁性材料か？
 比初透磁率は？ 厚さは？
 磁歪合金か？ 飽和磁気歪は？
 電気機械結合係数は？
 ストリップ状のアモルファス合金か？
 ナノクリスタル合金か？
 鉄・コバルト・ニッケルの含有量は？
 飽和磁束密度は？ 電気抵抗率は？

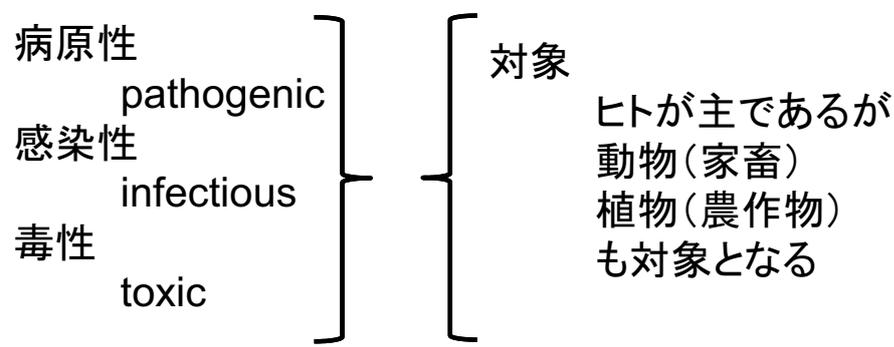
セラミックの複合材料か？
 粒子・ウイスカー・繊維により強化されているか？

【結論】リスト規制該当
 輸出令別表第1の2項(26)
 貨物等省令第1条第31号

5-5. 該非判定の手順【貨物】(ライフサイエンス系) 参考



ライフサイエンスで懸念される貨物



5-6. 該非判定の手順【貨物】(ライフサイエンス系)

参考



ライフサイエンス系と関連の深い貨物の項番

①生物兵器の原料となり得るもの(輸出令別表第1の3の2項(1))

- ・ウイルス
- ・細菌
- ・毒素
- ・細菌、菌類(植物への感染)
- ・上記の遺伝子
- ・上記の遺伝子改変生物

ウイルス(ワクチンを除く。)であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキュー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポンチウイルス、キャサヌー森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クミアーコゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反強毒ウイルス、水痘性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チカグニヤウイルス、謎腫瘍ウイルス、テッセン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドリンケルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、ニハウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、肺及び腎症性出血熱ウイルス、ハンタウイルス、プタエンチロウイルス9型、フニウイルス、ブルータンクウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポト・アンデアン・チント・チモウイルス、ポト・スピンル・チムバー・ウエイド、ポト・サンウイルス、マチュポウイルス、マルブルグウイルス、マレー・溪谷脳炎ウイルス、南アメリカ出血熱、ヤキ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性髄膜炎ウイルス又はロシオウイルス	毒素(免疫毒を除く。)であって、アフラトキシン、アプリン、ウェルシュ菌毒素、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素、コトキシニン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルベノール毒素、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ペロ毒素及び志賀毒素等リボソーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルクエンシン、ミクロシチン又はモゼン
細菌(ワクチンを除く。)であって、ウシ炭疽菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケッチア、牛肺炭疽(小コロニー型)、コレラ菌、聖隷リケッチア、志賀毒素、炭疽菌、チフス菌、鎌状出血性大腸菌血清型O157、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、ブタ炭疽菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎F38株、野兔病菌、類鼻疽菌又はロッキー山紅斑熱リケッチア	上記のウイルス、細菌、細菌若しくは菌類に該当するもの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は上記の毒素若しくはそのサブユニットに該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。)
	上記のウイルス、細菌、細菌若しくは菌類に該当するもの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は上記の毒素若しくはそのサブユニットに該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。)

※輸出の実績がありそうなウイルス、細菌等を参考まで赤字で表示

②生物兵器の原料の製造用に使用し得る装置(輸出令別表第1の3の2項(2))

物理的封じ込め装置(クラスⅢ安全キャビネットなど)	凍結乾燥機(10kg以上/24hr)
発酵槽(密閉式で容量20L以上)	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置
遠心分離機(連続式)	粒子状物質の吸入の試験用の装置
クロスフロー3過用の装置(1m ² 以上)又はその部分品	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品

© 2011 Tohoku University

5-7. 該非判定の手順【貨物】(ライフサイエンス系)

参考



③化学兵器の原料となり得るもの(輸出令別表第1の3項(1))

- ・化学兵器の原料
- ・毒物
- ・毒物の原料

【化学製剤】3-ヒドロキシ-1-メチルピペリジン	フッ化カリウム	エチレンクロロヒドリン	ジメチルアミン	塩酸ジメチルアミン	フッ化水素	ベンジル酸メチル	3-キヌクリジン	ピナコロン	シアン化カリウム	一水素ニフツ化カリウム	一水素ニフツ化アンモニウム
フッ化ナトリウム	シアン化ナトリウム	五硫化リン	ジイソプロピルアミン	2-ジエチルアミノエタノール	酸化ナトリウム	トリエタノールアミン塩酸塩	亜リン酸トリスプロピル	ジエチルチオリン酸	ジエチルジチオリン酸	ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム	
【毒物】O-ジエチルS-[ニ-ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	1-1-3-3-3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン	三-キヌクリジニル=ベンジラート	二塩化カルボニル	塩化シアン	シアン化水素	トリクロロエトキシメタン	N-N-ジアルキルアミノエタノールニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	N-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	N-N-ジアルキルアミノエタノールニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	N-N-ジアルキルアミノエタノールニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	N-N-ジアルキルアミノエタノールニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
							ビス(ニ-ヒドロキシエチル)スルフィド	三-ニ-ジメチルプタノールニ-オール	三-ニ-ジメチルプタノールニ-オール	三-ニ-ジメチルプタノールニ-オール	三-ニ-ジメチルプタノールニ-オール
							ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
							ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
							ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
							ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	ニ-ニ-ジアルキルアミノエチルニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)

④化学兵器の原料の製造用に使用し得る装置(輸出令別表第1の3項(2))

反応器(0.1m ³ 超20m ³ 未満)	貯蔵容器(0.1m ³)	熱交換機・凝縮器(伝熱面積0.15m ² 超20m ² 未満)	蒸留塔・吸収塔(断面積0.00785m ² 超)	充てん用機械(遠隔操作可能)	弁(呼び径10A超)
				かくはん機	空気中物質探知装置
				ポンプ(二重以上のシールで軸封シールレス)	焼却装置(燃焼室平均温度1000度超)
				多重管(漏れ探知装置を組み込んだもの)	

© 2011 Tohoku University



5-8. 該非判定の手順【貨物】(ライフサイエンス系)

参考

⑤その他(輸出令別表第1の1項(13)~(14))

項番	項目	用語	用語の意味
輸出令別表第1項(13)	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらに散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤	〇-アルキルニアルキルホスホノフルオリダート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)、〇-アルキル=N-N-ジアルキルニアルキルホスホリミドシアニダート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N-N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)、〇-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチルニアルキルホスホノチオラート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、S-2-ジアルキルアミノエチルニヒドロゲンニアルキルホスホノチオラート(S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、2-クロロエチルクロロメチルスルフィド、ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスターダガス)、ビス(2-クロロエチルチオ)メタン、1-2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)、1-3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン、1-4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン、1-5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン、ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル、ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名〇マスタード)、2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)、ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)、トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)、ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)、ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)、トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)、サキントキシン、リシンを含む。
輸出令別表第1項(13の2)	軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物		
輸出令別表第1項(14)	軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株	生体高分子 生体触媒 ベクター	以下のいずれかに該当するものをいう。 イ 酵素 ロ モノクローナル抗体、ポリクローナル抗体、抗イデオタイプ抗体 ハ レセプター 生体化合物のうち特定の物質に結合し、分解を促進するものであって、人為的な選択又は遺伝子操作を経て生産されたものをいう。 遺伝物質を新細胞に組み込む媒介体をいう。

© 2011 Tohoku University

15

5-9. 該非判定の手順【貨物】

参考

該非確認欄の記載例

No.	輸出貨物	No.	輸出貨物
①	名称 赤外線カメラ ・要素素子を二次元に配列した熱型フォーカルプレーンアレー ・宇宙用に設計していない ・素子数75,000 ・有効画素数80,000 仕様 ・イオン増強管を組み込んだものではない ・要素素子がフィルターのない状態において9,000~10,000ナノメートルの波長範囲で感度有り 単価: ¥ 800,000- 数量: 1set <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 項番 10項(2) 省令 第9条第3号ホ(二) 該非 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであり、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。	② 名称 ジルコニウム基金属ガラス ・Zr56Cu30Ni5Al10(ジルコニウムの含有量が全重量の50%超) ・ハフニウムの含有量はジルコニウムの含有量の500分の1未満 仕様 ・形状: 平板、サイズ(mm): 20×10×3 単価: ¥ 10,000- 数量: 3sets <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 項番 2項(26) 省令 第1条第31号 該非 平板のジルコニウム合金であり、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。	
③	名称 だ生物試料(マウス、魚) ・ポツリヌス毒素をコードする遺伝子を組み込んだプラスミドを受精卵に注入することにより作製。 仕様 ・本生物試料には、ポツリヌス毒素遺伝子の発現に基づく麻痺又は運動障害が生じる。 単価: ¥ 10,000- 数量: 10sets <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 項番 3の2項(1) 省令 第2条の2第1項7号 該非 輸出令別表第1の1の2項(1)及び貨物等省令第2条の2第1項第3号に定める理由ポツリヌス毒素をコードする遺伝子を組み込んだ生物試料であり、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。	④ 名称 理由 少額特例の適用の可否を確認するため、輸出貨物の価額(単価)と数量を必ず記載して下さい。 有償での輸出でない場合は、貨物の取得価格、時価等(自作品の場合は、当該貨物の作製に要した費用(原材料費等)を合算した金額)を記載して下さい。 なお、輸出貨物が1項~4項又は14項に該当する場合は、少額特例は適用できません。	

© 2011 Tohoku University

16



6-5. 該非判定の手順【設計・製造技術】(ライフサイエンス系)

ライフサイエンス系と関連の深い設計・製造技術の項番

- ①外為令別表の3の2項(1)・・・輸出令別表第1の3の2項(1)の設計・製造に係る技術
- ②外為令別表の3の2項(2)・・・輸出令別表第1の3の2項(2)の設計・製造に係る技術のうち当該貨物の機能・特性に到達、もしくは越えるために必要な技術
- ③外為令別表の3項(1)・・・輸出令別表第1の3項(1)の設計・製造に係る技術
- ④外為令別表の3項(2)・・・輸出令別表第1の3項(2)の設計・製造に係る技術のうち当該貨物の機能・特性に到達、もしくは越えるために必要な技術
- ⑤外為令別表の1項・・・輸出令別表第1の1項の設計・製造に係る技術



6-6. 該非確認の手順【設計・製造技術】(ライフサイエンス系)

(例) ポツリヌス毒素をコードする遺伝子を組み込んだ生物試料の作製技術

①設計・製造する生物試料を貨物として貨物のマトリクス表により該非判定を行う。

〔生物試料の仕様〕

- ・ポツリヌス毒素をコードする遺伝子を組み込んだ生物試料(マウス、魚)
- ・ポツリヌス毒素をコードする遺伝子を組み込んだプラスミドを受精卵に注入することにより作製。
- ・本生物試料には、ポツリヌス毒素遺伝子の発現に基づく麻痺又は運動障害が生じる。

マトリクス表の「用語の意味」の欄に規制対象の具体的な仕様が書かれている場合がありますので、見落とさないようにして下さい。

(貨物)リスト規制該当

輸出令別表第1の3の2項(1)
貨物等省令第2条の2第1項第7号

項番	項目	用語	用語の意味
貨物等省令第2条の2第1項第7号	毒素(免疫毒素を除く。)であって、アブラトキシン、アブリン、ワエルシュ菌毒素、リト-21トキシン、黄色ブドウ球菌毒素、コトキシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシンシルベネール毒素、T-2トキシン、ネトロトキシン、ビスカムアルバムレクシン、ペロ毒素及び志賀毒素リボソーム不活化蛋白質、 ポツリヌス毒素 、ボルケンシン、ミクロシスタン又はモデニン	ポツリヌス毒素	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬

輸出令別表第3の2項(1)	軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令第2条の2第1項第7号	第一号、第二号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列の35塩基座を表現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有するよう遺伝子を変化した生物(微生物を含む。)	病原性を発現させるもの	病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
				第三号若しくは第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。	

②設計・製造技術として技術のマトリクス表により該非判定する。

〔設計・製造技術の仕様〕

一般的な手法(公知の技術)による遺伝子組換生物の作製技術

「設計・製造に係る技術」の提供が規制されていますので、単に設計・製造する技術を提供するだけでリスト規制技術の提供になります。

項番	項目	項番	項目
外為令別表第3の2項(1)	輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術		

【結論】リスト規制該当技術外為令別表の3の2項(1)

6-7. 該非確認の手順【設計・製造技術】

参考



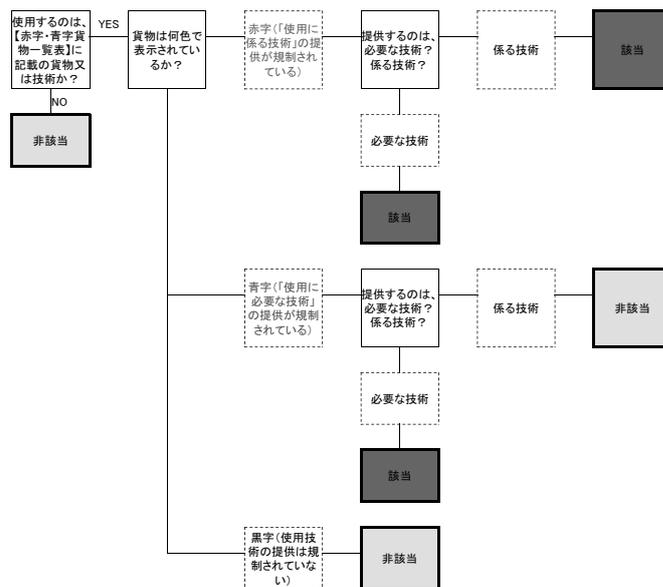
該非確認欄の記載例

No.	提供技術に関する貨物・プログラム	提供技術
①	<p>名称 光ファイバ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査に用いる耐熱センサー用光ファイバ(通信用・水底敷設用ではない) ・核爆発、パルス、ガンマ線、中性子線、重荷電粒子線の影響を防止できない ・使用可能温度-150℃~+300℃(電子回路は有さない) ・引張強さ5GMMN/m <p>仕様</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 10項(3)</p> <p>省令 第9条第7号</p> <p>該非 設計・製造するセンサー用の光ファイバの仕様は、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p> <p>理由</p>	<p>名称 左記の光ファイバの設計・製造技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査用の耐熱センサーとしての使用にたえるよう、耐久性(引張強さ、使用可能温度)を向上させるためのノウハウ ・リスト規制に該当する光ファイバの機能・特性に到達し、又はこれを越えるために必要な技術 <p>仕様</p> <p>■設計 ■製造 □使用 □プログラム</p> <p>□係る技術 ■必要な技術</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 10項(1)</p> <p>省令 第22条第1項第1号 第22条第1項第3号</p> <p>該非 上記項番及び省令では貨物等省令第9条に該当する貨物の設計及び製造に必要な技術の提供が規制されており、提供する設計・製造は、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p> <p>理由</p>
②	<p>名称 ジルコニウム基金属ガラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Zr55Cu30Ni5Al10(ジルコニウムの含有量が全重量の50%超) ・ハフニウムの含有量はジルコニウムの含有量の500分の1未満 <p>仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形状:平板、サイズ(mm):20×10×3 <p>仕様</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 2項(26)</p> <p>省令 第15条第31号</p> <p>該非 設計・製造する平板のジルコニウム合金の仕様は、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p> <p>理由</p>	<p>名称 左記の金属ガラスの設計・製造技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジルコニウム基金属ガラスの有する優れた諸物性についての指導を行う。 ・論文等により公表していない設計・製造に係るノウハウも提供する。 ・基礎物性の説明を目指し、元素添加による新合金組成探索・特性評価等も併せて実施する。 <p>仕様</p> <p>■設計 ■製造 □使用 □プログラム</p> <p>□係る技術 ■必要な技術</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 2項(1)</p> <p>省令 第15条第1項第4号</p> <p>該非 上記項番及び省令では貨物等省令第1条第31号に該当する貨物の設計・製造・使用に必要な技術の提供が規制されており、提供する設計・製造技術は、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p> <p>理由</p>
③	<p>名称 ポリリスウイルスをコードする遺伝子を組み込んだ生物試料(マウス、魚)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出令別表第1の3の2項(1)・貨物等省令第2条の2第1項第3号に該当するポリリスウイルスをコードする遺伝子を組み込み。 ・本生物試料には、ポリリスウイルス遺伝子の発現に基づく麻痺又は運動障害が生じる。 <p>仕様</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 3の2項(1)</p> <p>省令 第2条の2第1項第7号</p> <p>該非 設計・製造する遺伝子組換え生物の仕様は、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p> <p>理由</p>	<p>名称 左記の生物試料の作製技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリリスウイルスをコードする遺伝子を組み込んだプラスミドを受精卵に注入することにより作製。 ・一般的な手法(公知の技術)による遺伝子組換え生物の作製技術 <p>仕様</p> <p>■設計 ■製造 □使用 □プログラム</p> <p>■係る技術 □必要な技術</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 3の2項(1)</p> <p>省令 上記項番では輸出令別表第1の3の2項(1)に該当する貨物の設計・製造に係る技術の提供が規制されており、提供する作製技術は、上記項番に定める仕様に該当するため。</p> <p>理由</p>

© 2011 Tohoku University

23

7-1. 該非判定の手順【使用技術】



© 2011 Tohoku University

24





7-2. 該非判定の手順【使用技術】

許可申請(リスト規制該当・例外規定適用不可)
※貨物の輸出に付随して提供

●本学で該非判定を行った使用技術の例

【機械系】

赤外線カメラ、ネットワークアナライザ、**ネットワークアナライザ用内蔵プログラム**、光学顕微鏡、磁化率測定装置、磁気抵抗測定装置、赤外線スペクトルメータ、NMR装置、通電焼結装置、電子計算機、波形記憶装置、直流電源装置、重水素化物、ホウ素10、リチウム6

【マテリアル系】

高周波溶解炉、アーク溶解炉、電子顕微鏡、X線回折装置、示差走査型熱量計、コーティング装置、気相成長装置、スパッタ装置、電源装置、信号処理装置、半導体製造用装置、反応器、振動試料型磁力計

【ライフサイエンス系】

共焦点レーザー顕微鏡、光学顕微鏡、オートクレーブ、遠心分離機、遺伝子増幅装置、電気泳動装置、炭酸ガスインキュベータ、バイオリアクター、凍結乾燥器、貯蔵容器、反応器、細胞、細胞株、生体高分子、試薬

© 2011 Tohoku University

25



7-3. 該非判定の手順【使用技術】

赤字・青字貨物一覧表

【赤字貨物】

取扱説明書や使用マニュアル等に基づくか否かに関わらず、単に使用させる、又は使用方法を教えるだけでリスト規制技術の提供となる貨物又はプログラム

→特殊な使用方法やメンテナンスする技術を提供する場合にもリスト規制技術の提供となります。

【青字貨物】

規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術(装置の運転等を最適化するためのチューニング・最適配置化・モディファイ等の特殊な使用方法)を提供したり、修理、保守、据付若しくはオーバーホール等メンテナンスする技術を提供する場合にリスト規制技術の提供となる貨物又はプログラム

→単に使用させ、又は使用方法を教えるだけではリスト規制技術の提供とはなりません。

【黒字貨物】

使用技術の提供がリスト規制の対象外となっている貨物又はプログラム

※注意① 赤字・青字貨物一覧表に掲載されていない、又は仕様にみえない貨物又はプログラムも使用技術の提供がリスト規制の対象外となります。

※注意② 赤字・青字貨物一覧表は、貨物のマトリクス表と技術のマトリクス表とで別ファイルになっていますので、両方のファイルを確認して下さい。

© 2011 Tohoku University

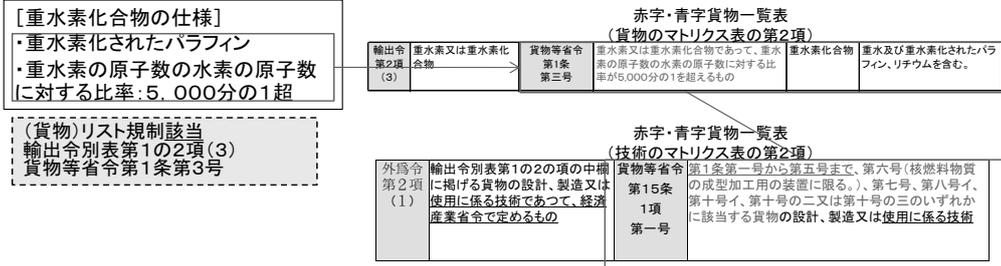
26



7-4. 該非判定の手順【使用技術】（機械系）

(例) 重水素化合物の使用技術

① 使用する貨物が【赤字・青字貨物一覧表】に掲載されているか確認する。



② 何色か確認する。

- 赤字で表示されている場合は、「使用に係る技術」の提供が規制されています。
- 赤字貨物については、特殊な使用方法やメンテナンスする技術を提供する場合はもちろん、単に使用させる、又は使用方法を教えるだけでリスト規制技術の提供となります。

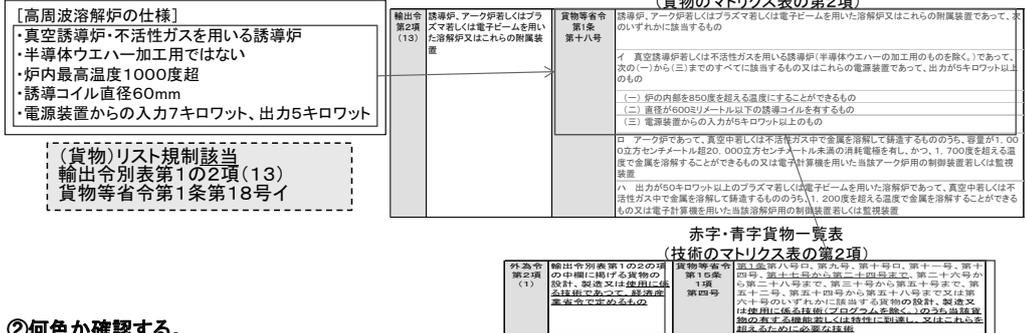
【結論】リスト規制該当技術



7-5. 該非判定の手順【使用技術】（マテリアル系）

(例) 高周波溶解炉の使用技術

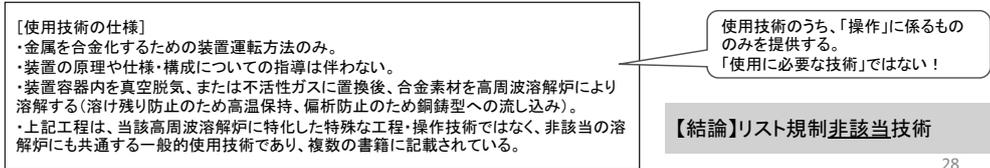
① 使用する貨物が【赤字・青字貨物一覧表】に掲載されているか確認する。



② 何色か確認する。

- 青字で表示されている場合は、「使用に必要な技術」の提供が規制されています。
- 青字貨物は、単に使用させ、又は使用方法を教えるだけではリスト規制技術の提供とはなりません。

③ 提供するのは「使用に係る技術」と「使用に必要な技術」のいずれかを確認する。





7-6. 該非判定の手順【使用技術】(ライフサイエンス系)

ライフサイエンス系と関連の深い使用技術の項番

- ①外為令別表の3の2項(2)・・・**輸出令別表第1の3の2項(2)の使用に係る技術**のうち当該貨物の機能・特性に到達、もしくは越えるために必要な技術 青字貨物
- ②外為令別表の3項(1)・・・**輸出令別表第1の3項(1)の使用に係る技術**
- ③外為令別表の3項(2)・・・**輸出令別表第1の3項(2)の使用に係る技術**のうち当該貨物の機能・特性に到達、もしくは越えるために必要な技術 赤字貨物
- ④外為令別表の1項・・・**輸出令別表第1の1項の使用に係る技術**



7-7. 該非判定の手順【使用技術】(ライフサイエンス系)

(例) 口蹄疫ウイルスの使用技術
 ①使用する貨物が【赤字・青字貨物一覧表】に掲載されているか確認する。

【口蹄疫ウイルスの仕様】
 ・口蹄疫ウイルスO型
 ・ワクチンではない。

赤字・青字貨物一覧表
(貨物のマトリクス表の第3の2項)

輸出令別表第1の3の2項(1)	貨物等省令第2条の2第1項	輸出令別表第1の3の2項(1)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	原料として用いられる生物、毒菌若しくはそのサブユニット又は遺伝子等	原料として用いられる生物、毒菌若しくはそのサブユニット又は遺伝子等
口蹄疫ウイルスO型	口蹄疫ウイルス	ウイルス(ワクチンを除く)であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーストラリアンウイルス、オーストラリアン出血熱ウイルス、オロポンチウイルス、キャサスール森林病ウイルス、牛痘ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミア-コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水痘性口炎ウイルス、西部マダガスカルウイルス、セントリス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チングニヤウイルス、髄膜炎ウイルス、アブセンタウイルス、デング熱ウイルス、痘毒ウイルス、東部マダガスカルウイルス、トリインフルエンザウイルス、西部マダガスカルウイルス、セントリス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チングニヤウイルス、髄膜炎ウイルス、アブセンタウイルス、デング熱ウイルス、痘毒ウイルス、東部マダガスカルウイルス、トリインフルエンザウイルス(H5N1又はH7N7のH抗原を有するものに限る)、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、肺炎球菌性出血熱ウイルス、ハンタウイルス、チカエンチロウイルス、フニクウイルス、ブルガリアウイルス、ベネズエラマダガスカルウイルス、ペニクウイルス、ポテト・アンデアン・ラテン・チモウイルス、ポテト・スピンドル・チュウバー・ウイルス、ポテト・アンデアン・ラテン・チモウイルス、マチュポウイルス、マルブルグウイルス、マレー-漢谷脳炎ウイルス、南アフリカ出血熱、ヤキ痘ウイルス、手痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性髄膜炎ウイルス又はロシオウイルス	ワクチン	口蹄疫ウイルスO型

(貨物)リスト規制該当
 輸出令別表第1の3の2項(1)
 貨物等省令第2条の2第1項第1号

- ②何色か確認する。
 →黒字で表示されている場合(黒字貨物)は、使用技術の提供がリスト規制の対象外となっています。
 →赤字・青字貨物一覧表に掲載されていない場合や仕様に見えない場合も、その使用技術の提供はリスト規制の対象外となります。

ライフサイエンス系の分野において、特に注意を要する項番である輸出令別表第1の3の2項(1)に掲載されているウイルス、細菌、毒素、菌類、これらの遺伝子及びこれらの遺伝子改変生物は、いずれも「黒字貨物」です。「輸出」及び「設計・製造技術」の提供はリスト規制の対象となりますが、「使用技術」の提供はリスト規制の対象外となります。

【結論】リスト規制非該当技術



7-8. 該非判定の手順【使用技術】

参考

該非確認欄の記載例

No.	提供技術に関する貨物・プログラム	提供技術
①	<p>名称 重水素化合物</p> <p>・重水素化されたパラフィン ・重水素の原子数の水素の原子数に対する比率: 仕様 5,000分の1超</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 ②項(3)</p> <p>該非 省令 第1条第3号</p> <p>理由 使用する重水素化合物の仕様は、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p>	<p>名称 左記の化合物の使用に必要な技術</p> <p>NMR装置の性能を確認するための標準サンプルとして使用する。</p> <p>仕様</p> <p>□設計 □製造 ■使用 □プログラム</p> <p>■係る技術 □必要な技術</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 ②項(1)</p> <p>該非 省令 第15条第1項第1号</p> <p>理由 赤字貨物の使用に係る技術の提供であり、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p>
②	<p>名称 高周波溶解炉</p> <p>・真空誘導炉・不活性ガスを用いる誘導炉 ・半導体ウエハー加工用ではない ・炉内最高温度1000度超 ・誘導コイル直径60mm ・電源装置からの入力7キロワット、出力5キロワット</p> <p>仕様</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 ②項(13)</p> <p>該非 省令 第1条第18号イ</p> <p>理由 使用する高周波溶解炉の仕様は、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p>	<p>名称 左記の高周波溶解炉の操作手法</p> <p>・金属を合金化するための装置運転方法のみ。 ・装置の原理や仕様・構成についての指導は伴わない。 ・装置容器内を真空脱気、または不活性ガスに置換後、合金素材を高周波溶解炉により溶解する(溶け残り防止のため高温保持、偏析防止のため鋼鑄型への流し込み)。 ・上記工程は、当該高周波溶解炉に特化した特殊な工程・操作技術ではなく、非該当の溶解炉にも共通する一般的使用技術であり、複数の書籍に記載されている。</p> <p>仕様</p> <p>□設計 □製造 ■使用 □プログラム</p> <p>■係る技術 □必要な技術</p> <p>□該当 ■非該当</p> <p>項番 ②項(1)</p> <p>該非 省令 第15条第1項第4号</p> <p>理由 青字貨物の使用に係る技術の提供であり、上記項番及び省令に定める仕様には該当しないため。</p>
③	<p>名称 口蹄疫ウイルス</p> <p>・口蹄疫ウイルスO型 ・ワクチンではない。</p> <p>仕様</p> <p>■該当 □非該当</p> <p>項番 ③の2項(1)</p> <p>該非 省令 第2条の2第1項第1号</p> <p>理由 使用する口蹄疫ウイルスの仕様は、上記項番及び省令に定める仕様に該当するため。</p>	<p>名称 左記の口蹄疫ウイルスの使用技術</p> <p>口蹄疫ウイルスの毒性についての研究を行うため、研究対象材料として使用する。</p> <p>仕様</p> <p>□設計 □製造 ■使用 □プログラム</p> <p>□係る技術 ■必要な技術</p> <p>□該当 ■非該当</p> <p>項番</p> <p>該非 省令</p> <p>理由 黒字貨物の使用技術の提供は、リスト規制の対象外となるため。</p>

© 2011 Tohoku University

31



8-1. 該非判定のまとめ【貨物】

【貨物の該非確認】

注意点①貨物の名称だけで単純に判断しない。

→法令で規制されている貨物の名称が必ずしも一般的に使用されている名称と同じとは限りません。

法令上の用語	一般的に用いられる用語の例	法令上の用語	一般的に用いられる用語の例	法令上の用語	一般的に用いられる用語の例
アイソスタチックプレス	等圧室型圧縮成形機	測定装置	センサー	炭素繊維	カーボンファイバー
重心力式動合誌試験機	重心方式バランス測定機	周波数変換器	インバータ	直流電源装置	バッテリー
専用航空機	戦闘機・攻撃機・偵察機	輪受	ベアリング	ロケット用アビオニクス装置	ロケット用GPS
電子顕微鏡半導体	電子顕微鏡	集積回路	IC	炉	バルブ
工作機械	マシンツール、マシニングセンター	真空ポンプ	バキュームポンプ	無人航空機	JAV
水中長距離装置等	ソナー	人達船舶	グラフアイト	レジスト	保護膜
ストリーク・フレーミングカメラ	超高速光検出器	ネットワークアナライザ	高周波回路測定器	反応器	リアクター

注意点②貨物のもつ機能、特性等を吟味する。

→貨物の名称にとらわれることなく、貨物のもつ機能や特性に着目して下さい。

注意点③複数の項番で確認が必要な場合がある。

→貨物は複数の機能や特性を備えている場合があります。それぞれの機能や特性毎に該当すると思われる項番を確認して下さい。

→項番毎に規制の内容が異なりますので、ある項番で非該当となっても別の項番で該当となる場合があります。

注意点④部分品・付属品に注意する。

→装置本体だけでなく、部品や付属品自体も規制対象とされている場合があります。

© 2011 Tohoku University

32



8-2. 該非判定のまとめ【技術】

【技術の該非確認】

注意点①まずは提供技術に関連する貨物・プログラムについて貨物のマトリクス表・技術のマトリクス表により該非確認を行う。

→貨物・プログラムがマトリクス表に該当した場合には、技術のマトリクス表に基づき対応する項番・省令について更に確認を行う。

注意点②技術のマトリクス表だけで規制される貨物・プログラムの確認を怠らない。

→中には技術のマトリクス表にしか関連する貨物の名称が記載されていない場合があります。

例)オートクレープは貨物のマトリクス表には掲載されていませんが、技術のマトリクス表の4項(4)に掲載されています。

外為令 第4項 (4)	オートクレープの復用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令 第16条 4項	外為令別表の4の項(4)の経済産業省令で定める技術は、オートクレープの復用に係る技術であつて、オートクレープ内部の環境を維持するためのデータ又は手順(第3条第十六号に該当する貨物を使用するためのものに限る。)とする。	オートクレープ	高温高圧下で化学反応、抽出、殺菌などを行うための制圧の装置であつて、ロケット又は無人航空機に用いることのできる複合材料の成形に使用することのできるものをいう。
-------------------	----------------------------------	---------------------	--	---------	---

注意点③「係る技術」と「必要な技術」のどちらを提供するのかを明確にする。

→技術のマトリクス表では、「係る技術」と「必要な技術」という語句が使い分けられています。「係る技術」とは関係する全ての技術を指し、「必要な技術」とは「規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれを超えるために必要な技術」をいいます。どちらを提供するかが該非判定の結果を大きく左右する場合があります。

安全保障輸出管理担当者研修会

平成23年7月21日
研究協力部研究協力課安全保障輸出管理室

© 2011 Tohoku University

1



目次

I. 我が国の安全保障輸出管理規制と
東北大学の安全保障輸出管理体制

II. 東北大学の安全保障輸出管理に係る
事務処理上の取扱い

© 2011 Tohoku University

2



I . 我が国の安全保障輸出管理規制と 東北大学の安全保障輸出管理体制



－目次－

- I－1 我が国の安全保障輸出管理規制
- I－2 東北大学安全保障輸出管理体制図
- I－3 本学における輸出管理手続の概要
- I－4 該非確認
- I－5 終了前確認制度
- I－6 定期監査



I - 1 ① 安全保障輸出管理とは

高度な機械や技術が、大量破壊兵器開発やテロの手段、地域の緊張につながる軍備拡張に利用され、これにより国際的な平和や安全が脅かされないよう、特定の貨物の輸出や特定の技術の提供を規制する国際的取組み

- 国際的枠組み: 核兵器、生物・化学兵器、ミサイル等を規制・管理する条約(国際輸出管理レジーム)
- 日本における規制: 外国為替及び外国貿易法(外為法)
 - 輸出貿易管理令(輸出令) ※特定の貨物を規制
 - 外国為替令(外為令) ※特定の技術を規制
 - その他、関係省令・告示
 - 【経済産業大臣による許可制】



I - 1 ② 外為法の規制内容

特定の貨物又は特定の技術を外国又は非居住者に提供するに当たり、一定の要件に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可が必要

【規制の種類】

- リスト規制
- キャッチオール規制



I-1③ 特定の貨物／特定の技術

◆特定の貨物とは

輸出令別表第1の1～16項に該当する貨物

○リスト規制貨物:輸出令別表第1の1項～15項、貨物等省令に該当する貨物

○非該当貨物:輸出令別表第1の16項

◆特定の技術とは

特定の貨物の「設計」、「製造」又は「使用」に必要な特定の情報

○リスト規制技術:外為令別表の1項～15項、貨物等省令に該当する技術

○非該当技術:外為令別表の16項



I-1④ 居住者／非居住者

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等



I-1⑤ リスト規制

兵器そのものでなく
軍事的に転用されるおそ
れのある民生品(汎用品)
も規制の対象

輸出しようとする特定の貨物が輸出令・別表第1の1～15項に該当する場合又は提供しようとする特定の技術が外為令・別表の1～15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- ・国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- ・品名・仕様をリスト化しており、その仕様(スペック)(※)に該当するものは、必ず輸出等の許可が必要 (※)仕様(スペック)は“貨物等省令”に規定
- ・全地域向けが対象

注) 以下の場合でも、許可が必要です。

○海外の研究・教育拠点や事務所への特定の貨物の輸出

○海外の研究・教育拠点や事務所から非居住者への特定の技術の提供
また、目的を問わないため、たとえ学術・研究目的であっても許可が必要な場合があります。但し、公知の技術提供や少額の貨物の場合等の例外があります。

© 2011 Tohoku University

参考1

リスト規制一覧①

2011.7.1

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	3 化学兵器		(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(7)	軍用車両・軍用仮設機等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	3の2 生物兵器		(24)	振動試験装置等、風洞・燃焼試験装置他
(10)	防潜網・魚雷防網他	(22)	るつぼ	(1)	軍用細菌製剤の原料	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	4 ミサイル		(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	ロケット・製造装置等	5 先端材料	
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(1の2)	無人航空機(UAV)	(1)	ふっ素化合物製品
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(2)	ビニレチンフルオロ圧電重合体他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(3)	推進装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(4)	しごきスピンニング加工機等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(30)	フィラメントワインディング装置等	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用ポンプ・軸受	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉・製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(31)	レーザー発振器	(6)	推進薬・原料	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(32)	質量分析計・イオン源	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(7)	ウラン・チタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(33)	圧力計・ペロース弁	(8)	粉粒体用混合機等	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(34)	シリンドロイド形超電導電磁石	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(9)	作動油
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35)	真空ポンプ	(10)	複合材料製造装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(11)	ノズル	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	ストロークカマ・フレミングカマ等	(14)	複合材用の炉・制御装置	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(15)	ポリシロルガノラン・ポリシラン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物			(16)	ビスマレド・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピンニング加工機等	(42)	光電子増倍管			(17)	ビニレチンフルオロ共重合体他
		(43)	中性子発生装置			(18)	ブリブリゲ・ポリフォーム・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・【追加】ほう素合金・硝酸ケアンジ 他【削除】炭化ほう素

参考2

リスト規制一覧②

2011.7.1

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
6 材料加工		(17)	マスク・レチクル等	(3)	センサー用の光ファイバー	13 推進装置	
(1)	輪受等	(18)	半導体基板	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(1)	ガスタービンエンジン等
(2)	数値制御工作機械等	(19)	レジスト	(5)	反射鏡	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(3)	歯車製造用工作機械等	(20)	アルミニウム・カリウム他の有機金属化合物、燐・砒素他の有機化合物	(6)	宇宙用光学部品等	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタックプレス等	(21)	燐・砒素・アンチモン・水素化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(22)	炭化けい素等	(7の2)	非球面光学素子	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	8 電子計算機		(8)	レーザー発振器等	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	電子計算機等	(8の2)	【追加】レーザーマイクロフォン	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フロントバック装置他	9 通信		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機・しごきスピニング加工機	(1)	伝送通信装置等	(9の2)	【追加】水中検知装置	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(2)	電子交換装置	(10)	重力計・重力勾配計	(4)	<削除>
(1)	集積回路	(3)	通信用光ファイバー	(11)	レーダー等	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(3)	【削除】光ファイバー選別ケーブル及びその附属品	(12)	光反射率測定装置他	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(4)	<削除>	(13)	重力計製造装置・校正装置	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導磁石	(5の2)	監視用方向探知器等	1 1 航法装置		(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の3)	通信妨害装置等	(1)	加速度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(11)	爆発物探知装置
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の4)までの設計・製造装置等	(3)	慣性航行装置等	1 5 機微品目	
(8の3)	電力制御用半導体素子	(7)	暗号装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(9)	デジタルビデオ磁気テープ記録装置他	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(10)	波形記憶装置	(9)	非暗号型情報通信システム	(5)	水中航法装置等	(3)	核熱源物質
(11)	デジタル計測用記録装置	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	1 2 海洋関連		(4)	デジタル伝送通信装置等
(12)	【削除】周波数シンセサイザー（旧(11)）	(11)	【追加】(9)の設計・製造・測定装置他	(1)	船舶（潜水艇、水中翼船他）	(5)	水中探知装置等
(13)	信号発生器	10 センサー等		(2)	船舶の部分品・附属装置	(6)	宇宙用光検出器
(14)	周波数分析器	(1)	水中探知装置等	(3)	水中回収装置	(7)	目標自動識別機能レーダー等
(15)	原子周波数標準器	(1)	【12(10)への項番移行に伴い削除】妨害用水中音響装置(旧(1の2))	(4)	水中カメラ等	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等			(6)	密閉動力装置	(10)	フラッシュエッジング・スクラムエッジング・複合サイクルエッジング等
				(7)	回流水槽		
				(8)	浮力材		
				(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具		
				(10)	【10(1の2)からの項番移行】妨害用水中音響装置		

*【追加】【削除】等は2011年7月1日に実施。

参考3

民生汎用品の懸念用途への転用例

・民生用途として輸出した物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれあり。

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用遠心分離機の製造 	自動車の製造や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の原材料 	金属メッキ工程 
ろ過器	細菌兵器の製造のための細菌の抽出 	海水の淡水化 
炭素繊維	ミサイルの構造材料 	航空機の部品 



I-1⑥(1) キャッチオール規制

非該当貨物・非該当技術であっても、提供する相手方や使われ方により、大量破壊兵器又は通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

【規制の種類】

- 大量破壊兵器キャッチオール規制
- 通常兵器キャッチオール規制

© 2011 Tohoku University

13



I-1⑥(2) 大量破壊兵器キャッチオール規制

非該当貨物・非該当技術であっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域 ➤ 輸出管理を厳格に実施している26カ国(ホワイト国)を除く地域

対象となるもの ➤ リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)

特に注意 : 懸念の強い貨物例(参考) 40品目

許可が必要となる要件

(1) 輸出者による判断 = 客観要件

① 用途要件(使用目的)

・輸入先等において、大量破壊兵器の開発等に用いられるかおそれがあるかどうか

② 需要者要件(顧客)

・輸入者・需要者が大量破壊兵器の開発等を行う(行っていた)かどうか

・外国ユーザーリスト(参考) 掲載の企業・組織かどうか

(2) 経済産業省による判断 = インフォーム要件

・経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

14
経済産業省「安全保障貿易管理について」(平成21年11月)より



参考4

ホワイト国

ホワイト国(26カ国):キャッチオール規制の対象とならない(リスト規制の対象にはなる)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、アイルランド、韓国、ニュージーランド、ルクセンブルク、オランダ、イギリス、ノルウェー、アメリカ、スペイン、ポルトガル、ポーランド、スイス、スウェーデン

参考5

外国ユーザーリスト(2010年9月改訂)



経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

各国別の掲載企業・組織数(2010年9月3日版)

国名	掲載数
イスラエル	2
イラン	145
インド	19
北朝鮮	106
シリア	11
台湾	2
中国	15
パキスタン	29
アフガニスタン	2
合計	331

経済産業省「安全保障貿易管理について」(平成23年1月)より

外国ユーザーリスト(抜粋)

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Ben-Gurion University (of the Negev)		核 N
2	イスラエル Israel	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核 N
3	イラン Iran	7th of Tir	<ul style="list-style-type: none"> 7th of Tir Industries Complex Mojtamae Sanate Haftome Tir Sanaye Haftome Tir 7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan 7th of Tir Complex Esfahan/ Isfahan Haftome Tir Industries 	核 N
4	イラン Iran	Abzar Boresh Kaveh Co.	・BK Co.	核 N
5	イラン Iran	Aerospace Industries Organisation (AIO)	<ul style="list-style-type: none"> Aerospace Industries Organization Sazemane Sanaye Hava and Faza (SSHAF) Bazargani Hava and Faza 	ミサイル M
6	イラン Iran	AMA Industrial Co.		核 N
7	イラン Iran	Amin Industrial Complex	<ul style="list-style-type: none"> Amin Industrial Compound Amin Industrial Company 	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
8	イラン Iran	Amirkabir University of Technology		ミサイル、核 M,N

注)外国ユーザーリストは随時改訂されますので、最新版を入手するようにしてください。

参考6 大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例



核・ミサイルへの転用懸念

核兵器への転用懸念

- ・リン酸トリブチル(TBP)
- ・周波数変換器
- ・質量分析計又はイオン源
- ・電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- ・大型の真空ポンプ
- ・耐放射線ロボット
- ・放射線測定器
- ・口径75mm以上のアルミニウム管
- ・高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- ・大型発電機

- ・炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
- ・チタン合金
- ・マルエージング綱
- ・しごきスピニング加工機
- ・数値制御工作機械
- ・アイソスタチックプレス
- ・フィラメントワインディング装置
- ・振動試験装置
- ・遠心力釣り合い試験器
- ・耐食性の圧力計・圧力センサー
- ・TIG溶接機、電子ビーム溶接機
- ・人造黒鉛
- ・大型の非破壊検査装置

- ・微粉末を製造できる粉砕器
- ・ジャイロスコープ
- ・ロータリーエンコーダ
- ・大型トラック
(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
- ・クレーン車
- ・カルフィッシャー方式の水分測定装置
- ・プリプレグ製造装置
- ・噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

ミサイルへの転用懸念

生物兵器への転用懸念

- ・密閉式の発酵槽
- ・遠心分離器
- ・凍結乾燥機
- ・噴霧器を搭載するよう設計されたUAV
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

化学兵器への転用懸念

- ・耐食性の反応器
- ・耐食性のかくはん機
- ・耐食性の熱交換器又は凝縮器
- ・耐食性の蒸留塔又は吸収塔
- ・耐食性の充てん用の機械

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。

2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

経済産業省「安全保障貿易管理について」(平成22年1月)より 17

I-1⑥(3) 通常兵器キャッチオール規制



非該当貨物・非該当技術であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、**経済産業大臣の許可が必要となる制度。**

対象地域 国連武器禁輸国^{注1)}

対象となるもの リスト規制に該当しない全品目
(但し、食料品、木材等は除く)

許可が必要となる要件

(1) 輸出者による判断 **客観要件 (用途要件のみ)**
輸入先等において、通常兵器^{注2)}の開発等に用いられるかどうか

(2) 経済産業省による判断 **インフォーム要件**
経済産業省から許可を受けるよう通知を受けた場合

注1) 国連武器禁輸国・地域
アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン
(計11カ国・地域)

注2) 通常兵器: 核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

※国連武器禁輸国を除く、その他の非ホワイト国について許可が必要となる要件は、**インフォーム要件のみ。**



経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合
(インフォームされるのは、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物32品目に限定)

経済産業省「安全保障貿易管理について」(平成23年1月)より 18



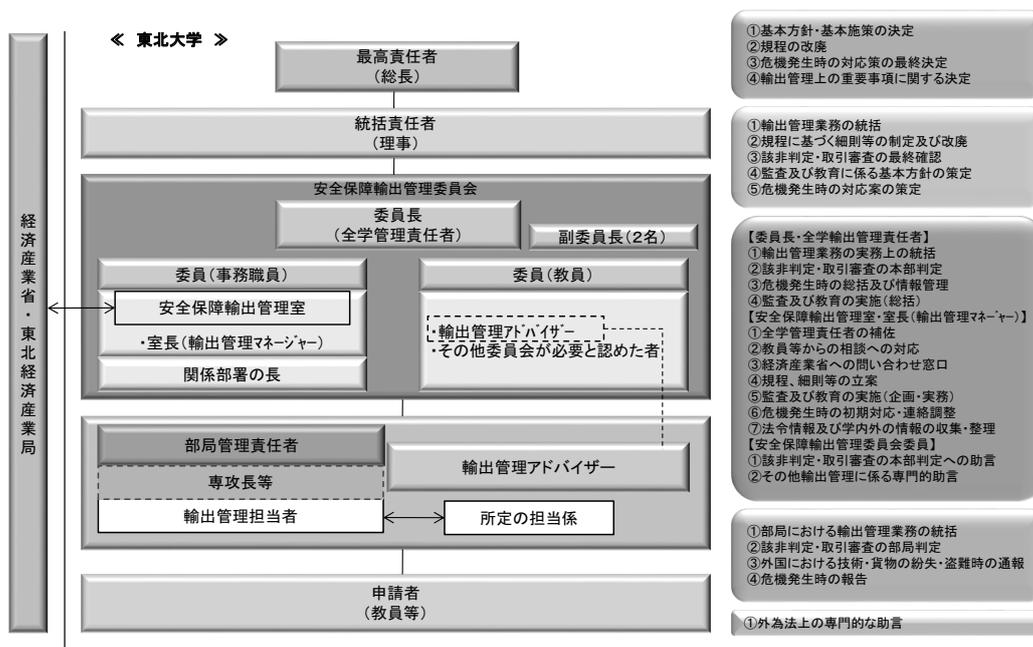
I - 1 ⑦ 大学における輸出管理の必要性

大学にも法令の対象となるような特定の貨物及び特定の技術が所在しており、国境を越える移動又は非居住者への提供が生じる場合には輸出管理が必要となります。

携行貨物での国外持ち出し、海外の大学との研究交流、留学生等への技術指導、特許技術のノウハウも含めた供与等も、対象になる場合があります。



I - 2 東北大学安全保障輸出管理体制図





I-3① 本学の輸出管理手続の概要

●判定手続

①事前確認

取引の概要、例外規定の適用の有無(技術)、非該当証明書の有無(貨物)をチェックし、該非判定・取引審査の手続を要するか否かについて、あらかじめ確認するための手続。

②該非判定

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するかを確認し、判定するための手続。

③取引審査

該非判定の結果、例外規定の適用の有無(貨物)、取引の相手先の懸念及び用途の懸念の有無を確認し、取引の可否を判定するための手続。

判定手続の特徴

- 事前確認により、該非判定・取引審査の対象となる取引のふるい分け
- 該非判定と取引審査を一体的に審査
- 懸念性の度合いに応じた段階的な審査体制
 - 懸念性が低い取引 → 部局内の判定手続 → 承認
 - 懸念性が高い取引 → 部局内の判定手続 → 本部の判定手続 → 承認

●終了前確認

①終了前確認

受入期間の終了前に、相手先又は進路先が懸念先に該当するか確認し、懸念先確認又は判定手続を要するか否かについて確認するための手続。

②懸念先確認

懸念先として受け入れた相手先の進路内容及び提供技術の内容の追加・変更の有無について確認するための手続。

③判定手続

懸念先以外として受け入れた相手先の進路先が懸念先である場合又は懸念先として受け入れた相手先への提供技術の内容に追加・変更があった場合に、再提供技術又は提供技術について事前確認及び該非判定・取引審査を行い、再提供又は提供の可否を判定するための手続。

●その他の手続

調査

外国に輸出する予定のある貨物や提供する予定のある技術について、教員自らリスト規制に該当するか否かを確認し、手続の遺漏による外為法違反を未然に防止するための手続。

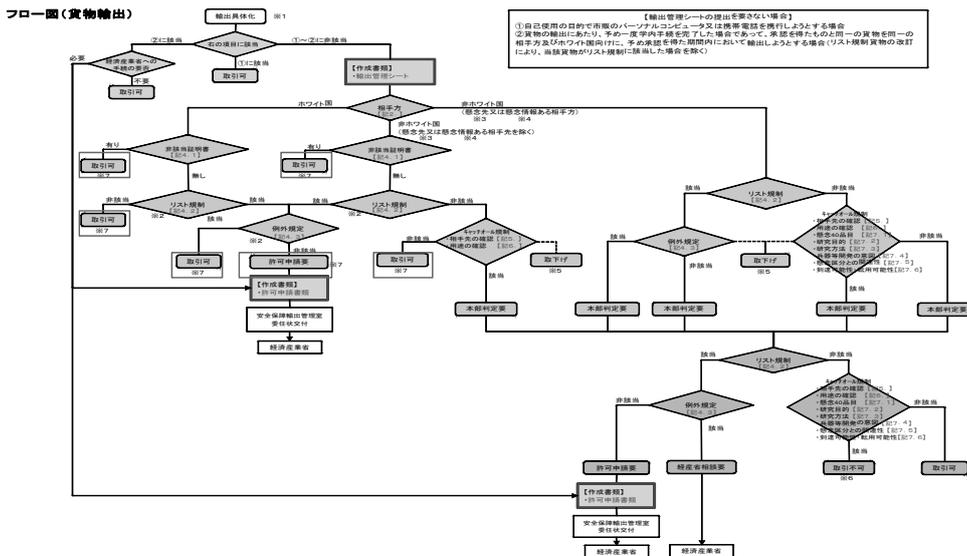
誓約書

留学生や外国人研究者の受入れにあたり、在学(在職)中に得た技術情報を、外国の機関又は国内の外国人に提供しようとする場合には、指導教員に相談の上、必要な場合には、外為法に従い、所定の手続を行う旨誓約する書面。



I-3② 判定手続の流れ【貨物】

フロー図(貨物輸出)



※1 経済産業省から許可申請すべき旨の通知(インフォーム)を受けた場合は、相手先にかかわらず、教員は、懸念先又は懸念情報ある相手先の取引前には、輸出管理シートを作成し、届出と本部の判定を受ける必要がある。

※2 届出のみで判定することが困難な場合は、本部へ判定依頼可。

※3 懸念先
 ・外銀ユーザーリスト
 ・懸念国
 ・推進武器禁輸国・地域

※4 懸念情報
 ①相手先がホワイト国で、申請教員が核燃料・核原料物質、核燃料製造、原子力関連する期間に該当している場合であって、相手先がホワイトリスト、前次ガイドラインホワイトリスト及び用途ホワイトリストに該当する旨の情報
 ②相手先がホワイト国の軍需又は核燃料に関する事務をつかさどる情報機関、又はこれらの年から要請を受けて行う中で、申請教員が化学物質、微生物、毒薬、ロケット、無人航空機もしくは宇宙に関する研究に必要とする場合であって、相手先がホワイトリスト、前次ガイドラインホワイトリスト及び用途ホワイトリストに該当する旨の情報

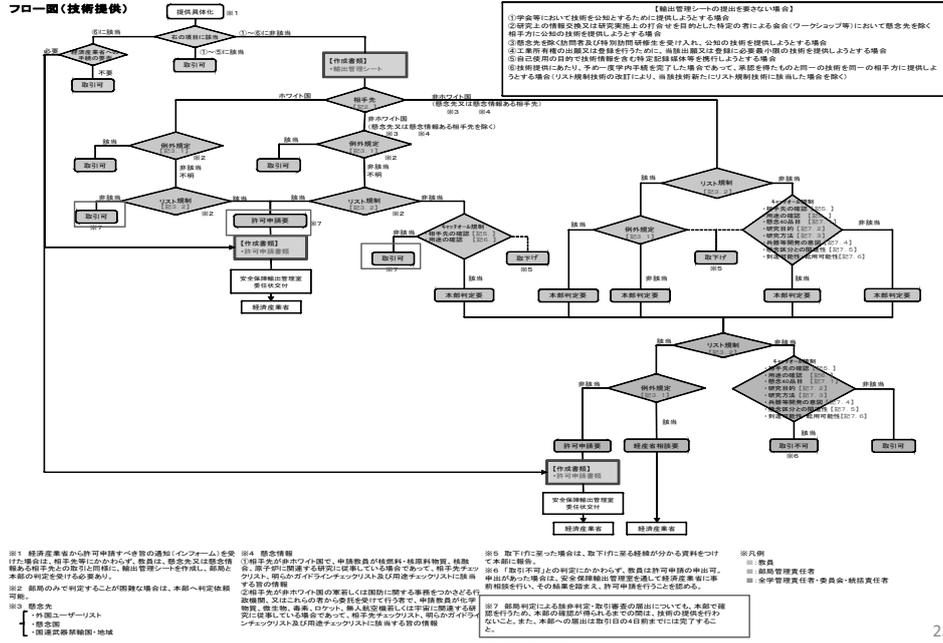
※5 取下げに基いた場合は、取下げに基いた結果が分かる資料を付けて本部に報告。

※6 「取引先」の特定にかかわらず、教員は許可申請の申請書、申請書がある場合は、安全保輸出管理票を添えて経済産業省に事前相談を行い、その結果を踏まえ、許可申請を行うことを要する。

※7 該非判定による該非判定・取引審査及び事前確認の提出については、承認で確認を行うため、本部の承認が得られるまでの間は、輸出を行わないこと。また、本部への届出は輸出日の前日までには完了すること。

※8 教員
 ① 教員
 ② 教員管理責任者
 ③ 学長管理責任者・委員会・統括責任者

I-3③ 判定手続の流れ【技術】



I-3④ 最近のヒヤリ・ハット事例



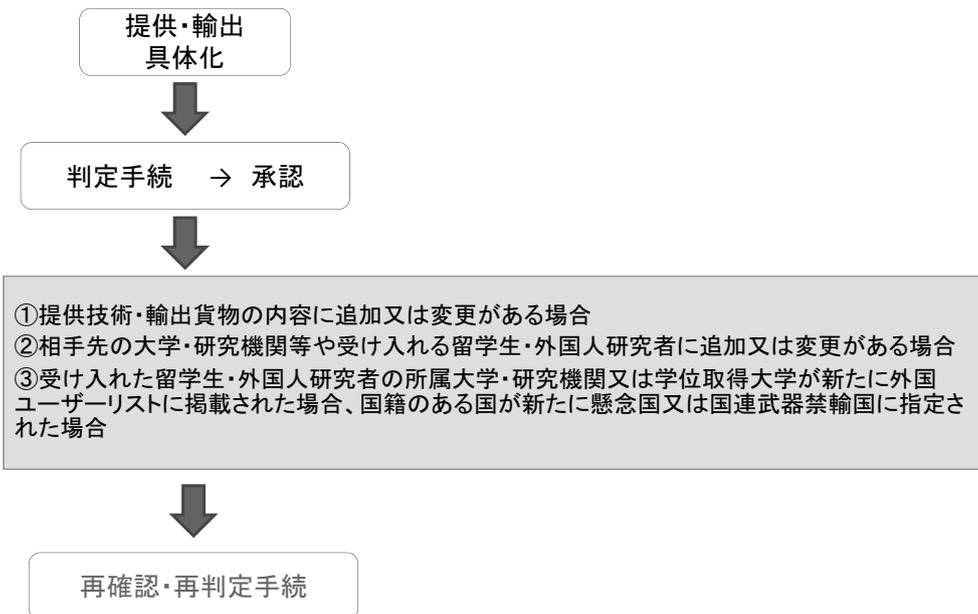
【事例1: 法令違反未遂事例】
 ジルコニウム化合物をイギリスに輸出する案件について、部局において該非判定した際に、輸出管理アドバイザーに相談したものの該当項番に見落としがあり、リスト規制該当貨物を非該当貨物と誤判定し、取引を承認してしまった。
 危うく該当貨物を無許可で外国出張時に携帯するところだったが、震災の影響で出張が取りやめとなったため、法令違反を免れた。

【事例2: 学内規定違反事例】
 フランスでのワークショップにおいて、部局管理責任者の承認の判定を得る前に、粒子の付着・成膜に関する非公知の技術の提供を行ってしまった。
 該非判定・取引審査の結果、当該技術は非該当技術であり、法令違反はなかったことを確認した。

上記のような輸出管理上懸念される事例が発生したことを踏まえ、今後の再発防止策として、部局判定による該非判定・取引審査の届出及び非該当証明書を取得済みの貨物の輸出の届出について、当分の間、本部においても確認を行うこととなりました。
 部局管理責任者の判定を経て、本部の確認が完了するまでの間は、輸出又は提供されないようご協力をお願いいたします(資料4参照)。



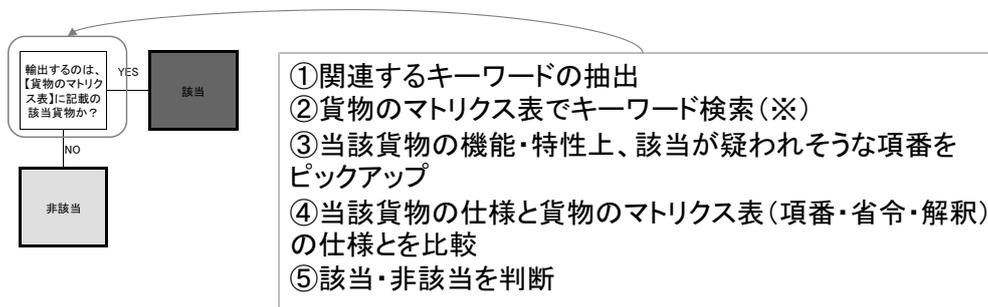
I-3⑤ 再確認・再判定手続



I-4① 該非確認のツール

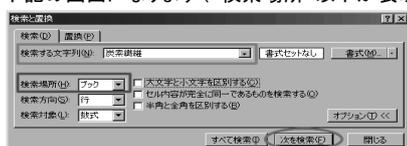
	使用ツール	
	必須	適宜
貨物	貨物のマトリクス表	・用語牽引集 ・6月28日付け安全保障輸出管理委員会委員・安全保障輸出管理アドバイザー研修会用スライド
設計・製造技術	・技術のマトリクス表 ・貨物のマトリクス表 ・フロー図(設計・製造技術の該非確認)	
使用技術	・赤字・青字貨物一覧表(技術のマトリクス表) ・赤字・青字貨物一覧表(貨物のマトリクス表) ・フロー図(使用技術の該非確認)	

I-4② 該非確認の手順【貨物】



※キーワード検索について

1. 下記URL (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) からExcelファイルを開き、「ホーム」から「検索と選択」→「検索」をクリック(または、[Ctrl]+[F]キーを押す)。
2. 下記の画面になります(“検索場所”以下が表示されない場合、“オプション”ボタンを押して表示させて下さい)。



検索する文字列 にキーワードとなる文字列を入力してください。
検索場所は“ブック”を選択してください。

3. 入力し終わったら、“次を検索”ボタンを押して検索をしてください。

© 2011 Tohoku University

27

I-4③ 該非確認の具体例【貨物】

(例)赤外線カメラ
・要素素子を二次元に配列した熱型フォーカルプレーンアレー
・宇宙用に設計していない
・素子数75,000
・有効画素数80,000
・イメージ増強管を組み込んだものではない
・要素素子がフィルターのない状態において9,000~10,000ナノメートルの波長範囲で感度有り



キーワード検索
フォーカルプレーンアレー、赤外線、カメラ、光検出器、センサー……

法令で規制されている貨物の名称が必ずしも一般的に使用されている名称と同じとは限りません。貨物の機能や特性に着目して、キーワードを抽出して下さい。

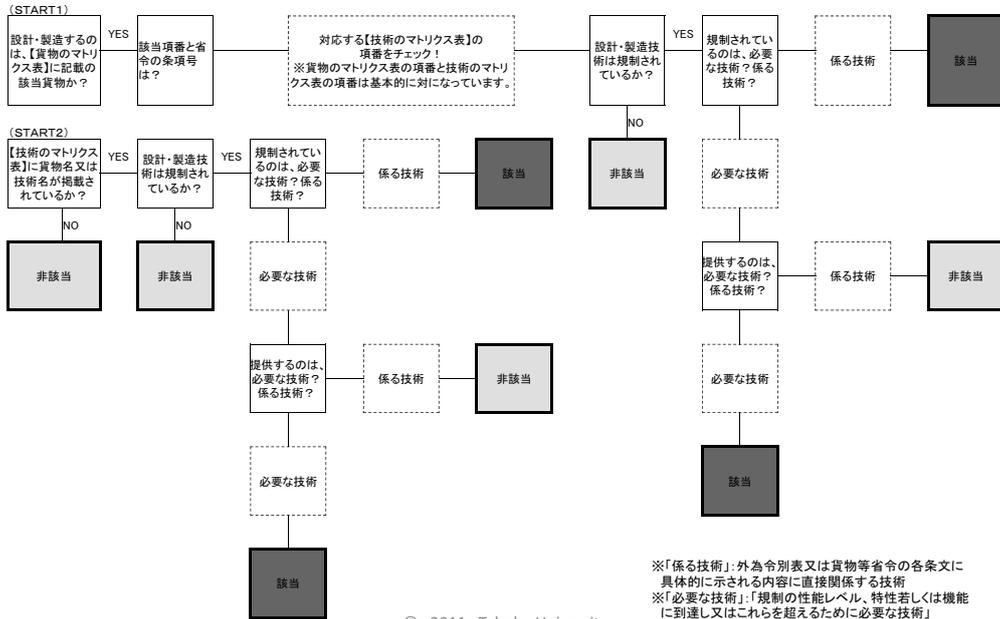


【結論】リスト規制該当
輸出令別表第1の10項(2)
貨物等省令第9条第3号ホ(二)

輸出令 第10項 (2)	光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(2及び15の項の中間に掲げるものを除く。)	貨物等省令 第9条 第三号	光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
		イ	宇宙用に設計した固体の光検出器
		ロ	イメージ増強管
		ハ	イメージ増強管又はその部分品
		ニ	宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(要素素子の数が16以下のカプセル封じをした光導電セルであって酸化鉛又はセレン化鉛を用いたもの(略)を除く。)
		(一)	次のいずれかに該当するもの
		1	熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの(略)
		2	要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において、8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの
		(二)	次のいずれかに該当するもの
		1	白金シリコンを用いたものであって、素子の数が10,000未満のもの
		2	イリジウムシリコンを用いたもの
		3	アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたものであって、素子の数が256未満のもの
		4	磁化インジウムを用いたもの
		5	酸化鉛を用いたもの
		6	磁化インジウムガリウムを用いたもの
		7	テルル化水銀がミウムを用いたスキャニングアレーであって、次のいずれかに該当するもの(略)
		8	テルル化水銀がミウムを用いたステアリングアレーであって、素子の数が256未満のもの
		9	磁化ガリウム又は磁化アルミニウムガリウムを用いた量子井戸フォーカルプレーンアレーであって、素子の数が256未満のもの
		10	熱型フォーカルプレーンアレーであって、素子の数が8,000未満のもの
		11	要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、要素素子の数が4,096以下のもの
		12	要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、一方の最大の要素素子の数が4,096以下であり、かつ、すべての要素素子の数が256,000以下のもの
		ホ	宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの(要素素子の数が16以下のカプセル封じをした光導電セルであって酸化鉛又は(略)を除く。)のうち、二に該当するもの以外のもの
		(一)	熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの(略)
		(二)	要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において、8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの

© 2011 Tohoku University

I - 4④ 該非確認の手順【設計・製造技術】



I - 4⑤ 該非確認の具体例【設計・製造技術】

(例) ジルコニウム基金属ガラスの設計・製造技術

① 設計・製造するジルコニウム基金属ガラスを貨物として貨物のマトリクス表により該非判定する。

〔ジルコニウム基金属ガラスの仕様〕

・輸出貨物と同一（スライド11頁参照）

輸出貨物	貨物等省令	貨物等省令	貨物等省令
第2項(26)	第三十一号	第三十一号	第三十一号
ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはジルコニウム合金の含有量が50%以上の半製品若しくは一次製品	ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の含有量が50%以上の半製品若しくは一次製品(厚さが0.1ミリメートル以下のはを除く。)	ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の含有量が50%以上の半製品若しくは一次製品(厚さが0.1ミリメートル以下のはを除く。)	ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の含有量が50%以上の半製品若しくは一次製品(厚さが0.1ミリメートル以下のはを除く。)

〔(貨物)リスト規制該当輸出令別表第1の2項(26)貨物等省令第1条第31号〕

② 設計・製造技術として技術のマトリクス表により該非判定する。

〔設計・製造技術の仕様〕

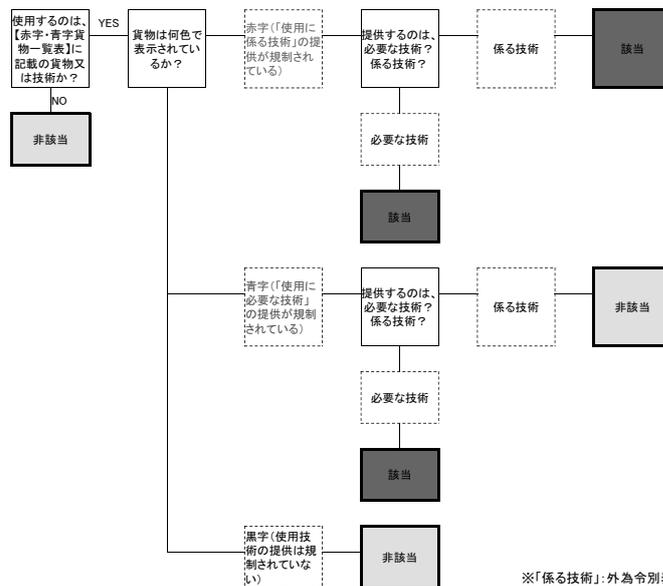
・ジルコニウム基金属ガラスの有所する優れた諸物性についての指導を行う。
 ・論文等により公表していない設計・製造に係るノウハウも提供する。
 ・基礎物性の解明を目指し、元素添加による新合金組成探索・特性評価等も併せて実施する。

輸出令別表第1の2項(1)	外為令別表第2項(1)	外為令別表の二の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの	技術のマトリクス表
第1条第6号から第10号まで、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号、第79号、第80号、第81号、第82号、第83号、第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、第95号、第96号、第97号、第98号、第99号、第100号	第1条第6号から第10号まで、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号、第79号、第80号、第81号、第82号、第83号、第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、第95号、第96号、第97号、第98号、第99号、第100号	「(貨物等省令)第1条…第30号から第50号まで」という規定の中に、ジルコニウム基金属ガラスの該当する条文番号「貨物等省令第1条第31号」が含まれています。	よって、対応する技術のマトリクス表の項番・省令は、外為令別表の2項(1)・貨物等省令第15条第1項第4号になります。

〔結論〕 リスト規制該当技術外為令別表の2項(1)貨物等省令第15条第1項第4号



I-4⑥ 該非確認の手順【使用技術】



※「係る技術」: 外為令別表又は貨物等省令の各条文中に
具体的に示される内容に直接関係する技術
※「必要な技術」: 「規制の性能レベル、特性若しくは機能
に到達し又はこれらを超えるために必要な技術」

© 2011 Tohoku University

31



I-4⑦ 赤字・青字貨物一覧表

赤字・青字貨物一覧表

【赤字貨物】

取扱説明書や使用マニュアル等に基づくか否かに関わらず、単に使用させる、又は使用方法を教えるだけでリスト規制技術の提供となる貨物又はプログラム

→ 特殊な使用方法やメンテナンスする技術を提供する場合にもリスト規制技術の提供となります。

【青字貨物】

規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術(装置の運転等を最適化するためのチューニング・最適配置化・モディファイ等の特殊な使用方法)を提供したり、修理、保守、据付若しくはオーバーホール等メンテナンスする技術を提供する場合にリスト規制技術の提供となる貨物又はプログラム

→ 単に使用させ、又は使用方法を教えるだけではリスト規制技術の提供とはなりません。

【黒字貨物】

使用技術の提供がリスト規制の対象外となっている貨物又はプログラム

※注意① 赤字・青字貨物一覧表に掲載されていない、又は仕様にみえない貨物又はプログラムも使用技術の提供がリスト規制の対象外となります。

※注意② 赤字・青字貨物一覧表は、貨物のマトリクス表と技術のマトリクス表とで別ファイルになっていますので、両方のファイルを確認して下さい。

© 2011 Tohoku University

32



I - 4⑧ 該非確認の具体例【使用技術】

(例) 口蹄疫ウイルスの使用技術

① 使用する貨物が【赤字・青字貨物一覧表】に掲載されているか確認する。

【口蹄疫ウイルスの仕様】
・口蹄疫ウイルスO型
・ワクチンではない。

(貨物)リスト規制該当
輸出令別表第1の3の2項(1)
貨物等省令第2条の2第1項第1号

赤字・青字貨物一覧表
(貨物のマトリクス表の第3の2項)

輸出令別表第1の3の2項(1)	貨物等省令第2条の2第1項	輸出令別表第1の3の2項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	原料として用いられる生物、毒菌若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いられる生物、毒菌若しくはそのサブユニット又は遺伝子
	口蹄疫ウイルス	ウイルス(ワクチンを除く)であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーストラリアンモザイクウイルス、オウムクシ血熱ウイルス、オロポンチウイルス、キャサスール森林病ウイルス、牛口蹄疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水痘性口炎ウイルス、西部マダガスカルウイルス、セントリス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チングニヤウイルス、髄膜炎ウイルス、アツコン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘毒ウイルス、東部マダガスカルウイルス、トリインフルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、肺炎及び腎臓性出血熱ウイルス、ハンタウイルス、ブタエンテロウイルス9型、フニクウイルス、ブルガリアウイルス、ベネズエラマダガスカルウイルス、ペンドラウイルス、ポットアンデアンラデントチモウイルス、ポットスビンドルチユパーウイルス、ポツサンウイルス、マチュポウイルス、マルブルグウイルス、マレー深谷脳炎ウイルス、南アメリカ出血熱、ヤキ痘ウイルス、手痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性髄膜炎ウイルス又はロシオウイルス	口蹄疫ウイルス	口蹄疫ウイルス

② 何色か確認する。

- 黒字で表示されている場合(黒字貨物)は、使用技術の提供がリスト規制の対象外となっています。
- 赤字・青字貨物一覧表に掲載されていない場合や仕様にみえない場合も、その使用技術の提供はリスト規制の対象外となります。

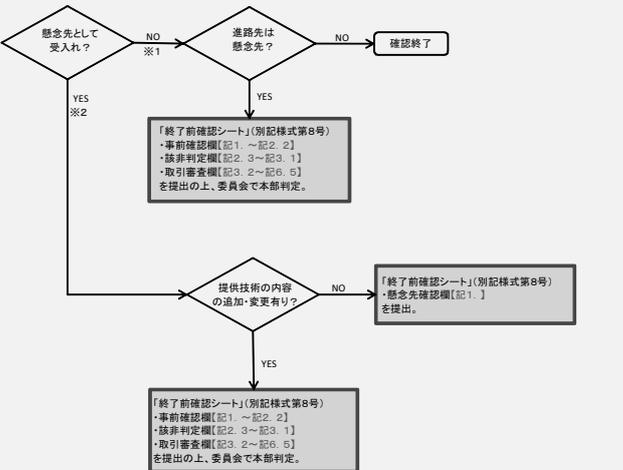
ライフサイエンス系の分野において、特に注意を要する項番である輸出令別表第1の3の2項(1)に掲載されているウイルス、細菌、毒素、菌類、これらの遺伝子及びこれらの遺伝子改変生物は、いずれも「黒字貨物」です。「輸出」及び「設計・製造技術」の提供はリスト規制の対象となりますが、「使用技術」の提供はリスト規制の対象外となります。

【結論】リスト規制非該当技術



I - 5① 終了前確認制度【手続の流れ】

フロー図(終了前確認)
進路先確定時(原則、終了予定日の1月前まで)に確認



※1 非正規生の留学生(研究生・科目等履修生・特別聴講生・特別研究生・特別訪問研修生)と訪問者については以下確認不要。
 ※2 訪問者・特別訪問研修生に対し、誓約書(別記様式第4号の1)を提出の上、公知の技術を提供するものとして受け入れた場合は、以下確認不要。



I-5② 終了前確認制度【留意点】

留意事項①: 終了前確認の時期

輸出管理担当者は、終了予定日の遅くとも1月前までに該当の先生方に終了前確認を行うように連絡すること。

留意事項②: 取引期間の途中で身分を喪失する場合の扱い

所定の担当係は、中途退学や退職等により、終了予定日より前に身分を失う手続があった場合には、その旨を輸出管理担当者に連絡すること。

連絡を受けた輸出管理担当者は、該当の先生方に終了前確認を行うよう連絡すること。

留意事項③: 日本人の学生や研究者の扱い

輸出管理担当者は、日本人の学生や研究者であっても、在籍期間終了後に外国の大学等への就職等のために外国に渡航することが明らかになった場合には、フロー図に従い終了前確認を行うよう教員等に周知すること。

© 2011 Tohoku University

35



I-6 定期監査

- ・「安全保障輸出管理に関する監査の基本方針」と「平成23年度定期監査実施計画」を制定
- ・平成23年度定期監査
 - 9月 一次監査
 - 対象:すべての輸出管理対象部局
 - 監査形式:アンケート調査形式
 - 10月 二次監査
 - 対象:委員会が定めた部局(22部局)
 - 監査形式:ヒアリングと現認による実施形式
- 10月下旬 監査報告書
- 11月上旬 監査結果(二次監査)の対象部局宛の通知

© 2011 Tohoku University

36



Ⅱ．東北大学の安全保障輸出管理に係る 事務処理上の取扱い



－目次－

- Ⅱ－1 判定手続
- Ⅱ－2 終了前確認
- Ⅱ－3 その他(留意事項)



II-1① 判定手続が必要となる取引

●細則別表

- ①技術の提供・受入れ
- ②貨物の輸出

文系(非実験系)教員等は、外為法上の技術を有していませんが、留学生等を受入れる場合には、判定手続(輸出管理シートの提出)が必要になります。

目的	取引の内容
留学生受入	次の各号に掲げる留学生を受け入れ、研究指導等を行う。 一 学部学生又は大学院学生 二 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生又は研究生
外国人研究者受入	次の各号により外国人研究者を受け入れ、技術の提供を行う。 一 教員、外国人研究員、准職員又は時間雇用職員として採用する。 二 客員研究員、学振により研究員等として採用された者その他本学と雇用関係のない外国人研究者を受け入れる。
来訪者受入	施設見学等の目的で一時的に本学を訪問する外国人を受け入れ、技術内容の説明を行う。
共同研究契約	外国の企業等と共同研究契約を締結し、次の各号により技術の提供等を行う。 一 当該企業等において技術の提供を行う。 二 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体等を輸出して技術情報の提供を行う。 三 研究機材、試料等を当該企業等へ輸出する。 四 民間等共同研究員等を受け入れ、技術の提供を行う。
受託研究契約	外国の企業等と受託研究契約を締結し、次の各号により技術の提供等を行う。 一 当該企業等において技術の提供を行う。 二 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体等を輸出して技術情報の提供を行う。 三 研究機材、試料等を当該企業等へ輸出する。
秘密保持契約	外国の企業等と秘密保持契約を締結し、次の各号により技術の提供等を行う。 一 当該企業等において技術の提供を行う。 二 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体等を輸出して技術情報の提供を行う。
MTA	外国の企業等とMTAを締結し、次の各号により貨物の輸出又は技術の提供を行う。 一 試料等を当該企業等へ輸出する。 二 試料等に依る設計、製造又は使用の技術を当該企業等へ提供する。
学術指導	外国の企業等と学術指導契約を締結し、当該企業等に対し技術の提供を行う。
在外研究	学振の若手研究者等海外派遣事業により、外国の大学等において技術の提供を行う。
兼業	外国の企業等で兼業を行い、次の各号により技術の提供等を行う。 一 当該企業等において技術指導又は技術の提供を行う。 二 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体等を輸出して技術情報の提供を行う。

39

© 2011 Tohoku University



II-1② 判定手続を要さない取引

●細則第5条第2項

- 一 技術を公知(不特定多数の者が知り、又は知りえる状況にあることをいう。)とするために当該技術を提供しようとする場合
- 二 研究上の情報交換又は研究実施上の打合せを目的とした特定の者による会合において、公知の範囲内で技術の提供を行おうとする場合(特定の者に懸念先を含む場合を除く。)
- 三 訪問者又は特別訪問研修生(懸念先を除く。)を受け入れ、公知の技術を提供しようとする場合
- 四 相手先が懸念先の場合は輸出管理シートの提出が必要
- 四 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供しようとする場合
- 五 自己使用の目的で技術情報を含む特定記録媒体等を携行しようとする場合
- 六 技術の提供にあたり、あらかじめ事前確認等の手続を完了した場合であって、同一の技術を同一の相手方に提供しようとする場合(リスト規制技術の改訂に伴い、当該技術が新たにリスト規制技術に該当した場合を除く。)
- 七 自己使用の目的で市販のパーソナルコンピュータ又は携帯電話を携行しようとする場合
- 八 貨物の輸出にあたり、あらかじめ事前確認等の手続を完了した場合であって、同一の貨物を同一の相手方又はホワイト国向けに、あらかじめ承認を得た期間内において輸出しようとする場合(リスト規制貨物の改訂に伴い、当該貨物が新たにリスト規制貨物に該当した場合を除く。)

※部局判定欄

3・留意事項

■今後、このたび輸出する貨物と同一の貨物を同一機関宛て又はホワイト国宛てに輸出する場合は、平成24年10月10日まで(取引承認の日から一年間)に限り、本通知をもって取引承認とする。

技術又は貨物がリスト規制に該当し、例外規定にも該当しない場合には、経済産業大臣への許可申請が必要となりますので、許可申請書類を作成の上、安全保障輸出管理室に送付し、確認を受けて下さい。

© 2011 Tohoku University

40



Ⅱ－1③ 判定手続の概要

●判定手続

→様式:「輸出管理シート」

①事前確認

取引の概要、例外規定の適用の有無(技術)、非該当証明書の有無(貨物)をチェックし、該非判定及び取引審査の手続を要するか否かについて、あらかじめ確認するための手続。

②該非判定

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するかを確認し、判定するための手続。

③取引審査

該非判定の結果、例外規定の適用の有無(貨物)、取引の相手先の懸念及び用途の懸念の有無を確認し、取引の可否を判定するための手続。

判定手続の特徴

- 事前確認により、該非判定・取引審査の対象となる取引のふり分け
- 該非判定と取引審査を一体的に審査
- 懸念性の度合いに応じた段階的な審査体制

懸念性が低い取引 → 部局内の判定手続 → 承認

懸念性が高い取引 → 部局内の判定手続 → 本部の確認又は判定手続 → 承認



Ⅱ－1④ 各当事者に求められる主な対応

●所定の担当係

・輸出管理シートの受領(提出依頼)・輸出管理担当者への回付

●輸出管理担当者

- ・書類の受領・受理
- ・書類の記載漏れ・不備・添付書類の欠如等の確認
- ・輸出管理アドバイザーへの相談
- ・部局管理責任者の決裁(伺い)
- ・教員・所定の担当係への結果の伝達
- ・本部への届出・判定依頼
- ・書類の写しの保管

●輸出管理アドバイザー

- ・相談への助言・部局管理責任者の補助
- ・事前審査への出席(懸念先との取引)
- ・委員会への出席(委員を兼務する場合)

●部局管理責任者

- ・事前確認、該非判定・取引審査の部局判定



II-1⑤(1) 輸出管理担当者の役割

①「輸出管理シート」の受領・受理

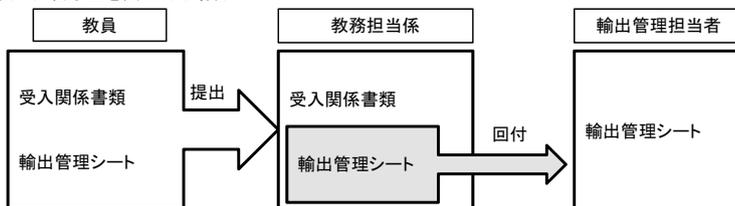
原則：教員は、所定の担当係に書類と一緒に提出

→所定の担当係は、輸出管理シートを輸出管理担当者に回付

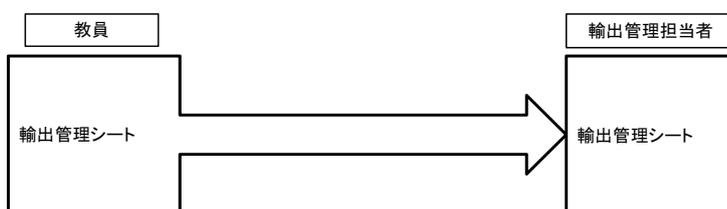
例外：所定の担当係がない場合は、輸出管理担当者に直接提出(細則別表参照)

【POINT】 輸出管理シートが添付されていない場合は、教員等に提出するように依頼する。

例1) 留学生を受入れる場合



例2) 貨物を輸出する場合



© 2011 Tohoku University

43



II-1⑤(2) 輸出管理担当者の役割

②記載漏れ等の確認

【技術の提供・受入れ】

《記入・提出の範囲》

手続の名称	輸出管理シートの記入欄	理系・文系(実験系)			文系(非実験系)
		懸念先・懸念情報有る非ホワイト国	左記以外の非ホワイト国	ホワイト国	
事前確認	1. 取引の内容	記入・提出必要	記入・提出必要	記入・提出必要	記入・提出必要(受入の場合)
	2. 取引の相手方	記入・提出必要	記入・提出必要	記入・提出必要	記入・提出必要(受入の場合)
	3. 1 例外規定適用の有無	記入・提出必要	記入・提出必要	記入・提出必要	—
該非判定	3. 2 提供する技術の該非確認	記入・提出必要	記入・提出必要(例外規定非該当の場合)	記入・提出必要(例外規定非該当の場合)	—
取引審査	5. 相手先の確認	記入・提出必要	記入・提出必要(例外規定非該当の場合)	—	—
	6. 用途の確認	記入・提出必要	記入・提出必要(例外規定非該当の場合)	—	—
	7. 懸念区分との関連性等の確認	記入・提出必要	—	—	—

【貨物の輸出】

手続の名称	輸出管理シートの記入欄	理系・文系(実験系・非実験系)		
		懸念先・懸念情報有る非ホワイト国	左記以外の非ホワイト国	ホワイト国
事前確認	1. 取引の内容	記入・提出必要	記入・提出必要	記入・提出必要
	2. 取引の相手方	記入・提出必要	記入・提出必要	記入・提出必要
	4. 1 非該当証明書の有無	記入・提出必要	記入・提出必要	記入・提出必要
該非判定	4. 2 輸出する貨物の該非確認	記入・提出必要	記入・提出必要(非該当証明書無い場合)	記入・提出必要(非該当証明書無い場合)
取引審査	4. 3 例外規定適用の有無	記入・提出必要	記入・提出必要(非該当証明書無い場合)	記入・提出必要(非該当証明書無い場合)
	5. 相手先の確認	記入・提出必要	記入・提出必要(非該当証明書無い場合)	—
	6. 用途の確認	記入・提出必要	記入・提出必要(非該当証明書無い場合)	—
	7. 懸念区分との関連性等の確認	記入・提出必要	—	—

© 2011 Tohoku University

44



II-1⑤(3) 輸出管理担当者の役割

②記載漏れ等の確認

1. 取引の内容【事前確認】

【POINT】 取引の始期のチェック

貨物の輸出 (積み戻しの予定: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)	
取引期間 (始期)	平成23年8月1日 (終期)
輸出貨物の名称	銅合金 (89Cu-5Al-5Zn-1Sn)
目的・用途等	共同研究の相手方である〇〇大学の〇教授から試料提供依頼があった。提供した試料は、フランスの〇〇研究所において、〇教授自ら解析を行い、〇〇のデータを取得する。解析後の試料は、〇〇大学において保管するため、積み戻さない。
技術の提供 (渡航の予定: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)	
取引期間 (始期)	平成23年10月1日 (終期) 平成23年10月10日
提供技術の名称	原子炉(発電の用に供する沸騰型軽水炉)の設計技術
目的・用途等	平成〇年より、アメリカ〇〇大学と原子炉に関する共同プロジェクトを実施してきたが、〇教授が、学会発表の際に来日される際、東京において、新たに得られた～に係るデータについて、意見交換を行いたい旨の打診があった。
受入	
取引期間 (始期)	平成23年10月1日 (終期) 平成27年3月31日
提供技術の名称	未成熟卵子の受精能獲得に影響する因子の検索
研究の方法等	マニピレータ、電子顕微鏡を用いて、マウスの未成熟卵子の受精能の獲得に影響する因子を検索し、①マウス卵細胞の体外成熟法、②体外成熟卵細胞の免疫細胞化学的解析法、③体外成熟卵母細胞の体外受精法、④体外成熟卵母細胞を用いる体細胞クローン胚の作製法を習得する。
受入(文系(非実験系))	
取引期間 (始期)	平成23年10月1日 (終期) 平成25年9月30日
研究指導の内容(研究テーマ等)	国連平和維持活動に対する国際法の適用に関する問題



II-1⑤(4) 輸出管理担当者の役割

②記載漏れ等の確認

2. 取引の相手先【事前確認】

機関

名称	〇〇 Aktiengesellschaft(共同研究の相手先) △△ Forschungsinstitut(貨物の輸出先・使用場所)
所在地	<input type="checkbox"/> 外国ユーザーリスト 懸念区分 <input type="checkbox"/> 核 <input type="checkbox"/> ミサイル <input type="checkbox"/> 生物兵器 <input type="checkbox"/> 化学兵器 Zzzzz 12, 00000 Xxxx, OT Yyyy, Germany (共同研究の相手先) Aaaaaa 34, 55555 Bbb, OT Cccc, Germany (輸出貨物の使用場所) <input checked="" type="checkbox"/> ホワイト国(ドイツ) <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域() <input type="checkbox"/> 懸念国() <input type="checkbox"/> その他非ホワイト国()

個人(受入人物等)

氏名	Prof. Defgh Ijklmn	国籍	中国
永住権等	<input checked="" type="checkbox"/> 有(ドイツ市民権)	※永住権を有する国名や在留資格等を記載 <input type="checkbox"/> 無	
受入部局	〇〇研究科	雇用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 有(締結予定も含む) <input type="checkbox"/> 無
受入身分又は現在の身分	学生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 特別訪問研修生 <input type="checkbox"/> 大学院学生(<input type="checkbox"/> 修士 / <input type="checkbox"/> 博士) <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> 特別研究学生 <input type="checkbox"/> 特別聴講学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> その他()	研究者 <input checked="" type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授 <input type="checkbox"/> 外国人研究員 <input type="checkbox"/> 助手 <input type="checkbox"/> 助教 <input type="checkbox"/> 客員研究員 <input type="checkbox"/> JSPS外国人特別研究員 <input type="checkbox"/> 民間等共同研究員 <input checked="" type="checkbox"/> 共同研究の相手方 <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他()	
所属機関の名称等	〇〇 Research Center <input type="checkbox"/> 外国ユーザーリスト 懸念区分 <input type="checkbox"/> 核 <input type="checkbox"/> ミサイル <input type="checkbox"/> 生物兵器 <input type="checkbox"/> 化学兵器	所属期間	2006 年 9 月 ~ 現在
所属機関の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> ホワイト国(アメリカ) <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域() <input type="checkbox"/> 懸念国() <input type="checkbox"/> その他非ホワイト国()		
【POINT】 経歴のチェック	No.名称	No.288 Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	
	所在地	中国	懸念区分 <input type="checkbox"/> 核 <input checked="" type="checkbox"/> ミサイル <input type="checkbox"/> 生物兵器 <input type="checkbox"/> 化学兵器
	No.名称		所属期間 2002 年 9 月 ~ 2003 年 8 月
	所在地		懸念区分 <input type="checkbox"/> 核 <input type="checkbox"/> ミサイル <input type="checkbox"/> 生物兵器 <input type="checkbox"/> 化学兵器 所属期間 年 月 ~ 年 月
居住性	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国内にある事務所等に勤務 <input type="checkbox"/> 日本に入国後6ヶ月以上を経過		



II-1⑤(5) 輸出管理担当者の役割

②記載漏れ等の確認

3. 技術の提供又は受入

1 例外規定適用の有無【事前確認】

1	<p>例外規定適用の有無【事前確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公知の技術を提供する取引 <ul style="list-style-type: none"> ■ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引 ■ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数者【POINT】 □ 工場の見学コース、講演会、展示会において不特定多数の者【論文名等が具体的に記載されているか。】 □ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引 (具体的論文名等: Journal of XX(〇巻, 〇号, p100-105), Effect of XX on XX, 10(2005), p50-55) ■ 基礎科学分野の研究活動(自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としない研究活動)において技術を提供する取引 (上記に該当 ○〇動物神経系発生における形態形成分子機構を解明することにより、遺伝子の発現や生物進化する理由: 化に関する新たな知見を得ることを目的とし、製品開発等は目指していないため。) □ 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力若しくは技術協定に基づいて技術を提供する取引 (協定の名称等:) ■ その他安全保障輸出管理マニュアルに記載の技術の例外規定【POINT】 (具体的条項等: 市販のプログラムの提供(貿易外省令第9条第2項第14号ハ))
---	--

4. 貨物の輸出

1 非該当証明書の有無【事前確認】

1	<p>非該当証明書の有無【事前確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 製造企業から購入した貨物であって、当該製造企業から、最新の法令に基づく非該当証明書が発行されているものを、ホワイト国又は懸念先を除く非ホワイト国向けに輸出する取引。 (非該当証明書の発行年月日: 平成23年7月10日) ※ 証明書発行後にリスト規制貨物の改訂があった場合は、内容に変更がないかご確認下さい。
---	--

【POINT】
発行年月日のチェック(輸出時点の最新法令に基づくものか)



II-1⑤(6) 輸出管理担当者の役割

③輸出管理アドバイザーへの相談・部局管理責任者の決裁

部局判定欄(事前確認)

(技術の提供又は受入の場合)				(貨物の輸出の場合)			
【事前確認】				【事前確認】			
<p>1. 確認の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 取引を承認する □ 該非判定及び取引審査を要する □ 本部への問い合わせを要する 				<p>1. 確認の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 取引を承認する □ 該非判定及び取引審査を要する □ 本部への問い合わせを要する 			
<p>2. 理由</p> <p>(1) 相手先</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 懸念先又は懸念情報ある取引 □ ホワイト国 ■ 懸念先を除く非ホワイト国 <p>(2) 例外規定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 例外規定該当(技術) □ 公知 □ 基礎科学 □ 無償の経済協力 □ その他() □ 例外規定非該当(技術) □ 例外規定適用の可否不明(技術) □ 非該当証明書有り(貨物) □ 非該当証明書無し(貨物) □ インフォーム有り □ その他() 				<p>2. 理由</p> <p>(1) 相手先</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 懸念先又は懸念情報ある取引 ■ ホワイト国 □ 懸念先を除く非ホワイト国 <p>(2) 例外規定等</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 例外規定該当(技術) □ 公知 □ 基礎科学 □ 無償の経済協力 □ その他() □ 例外規定非該当(技術) □ 例外規定適用の可否不明(技術) ■ 非該当証明書有り(貨物) □ 非該当証明書無し(貨物) □ インフォーム有り □ その他() 			
<p>3. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 取引の期間中に提供技術又は輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合は、改めて事前確認及び該非判定・取引審査の手続きにより、あらかじめ安全保障輸出管理上の懸念の有無について確認を行うこと。 □ 今後、このたび輸出する貨物と同一の貨物を同一機関宛て又はホワイト国宛てに輸出する場合は、平成 年 月 日までに限り、本通知をもって取引承認とする。 				<p>3. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 取引の期間中に提供技術又は輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合は、改めて事前確認及び該非判定・取引審査の手続きにより、あらかじめ安全保障輸出管理上の懸念の有無について確認を行うこと。 ■ 今後、このたび輸出する貨物と同一の貨物を同一機関宛て又はホワイト国宛てに輸出する場合は、平成 年 月 日までに限り、本通知をもって取引承認とする(ただし、リスト規制貨物の改訂により、当該貨物が新にリスト規制貨物に該当した場合は除く)。 			
<p>部局判定欄</p>	<p>部局判定欄</p>	<p>【POINT】 輸出管理アドバイザーへの相談</p>		<p>※ 輸出管理アドバイザーに相談した場合は、以下に記載。【部局整理No.5】 ■ 輸出管理アドバイザー相談済み(相談日: 7月27日) 輸出管理アドバイザー氏名: 東北太郎教授 得られた助言等: 提供する技術の内容に鑑みると、基礎科学分野の研究活動において提供する技術と認定するのは困難と思われます。</p>			
<p>部局管理責任者 (専攻長等)</p> <p>7月10日</p> <p>印</p>	<p>輸出管理担当者</p> <p>7月9日</p> <p>印</p>	<p>受理日</p> <p>7月2日</p>	<p>※ 輸出管理アドバイザー 得られた助言</p>				



II-1⑤(7) 輸出管理担当者の役割

④教員等への事前確認の結果の伝達・本部への届出

取引の相手方	例外規定(技術) 非該当証明書(貨物)	部局管理責任者の 事前確認	輸出管理担当者の対応	部局で使用する 届出・依頼様式
・ホワイト国 ・非ホワイト国(懸念先 又は懸念情報有る場 合を除く)	例外規定適用可(技 術)	取引を承認する	・事前確認の結果を教員に伝達 ・輸出管理シートを輸出管理マネ ージャーに届出(安全保障輸出管理 室に送付)	届出(別記様式第3号の 1)
	非該当証明書有り(貨 物)	取引を承認する	・輸出管理シートを輸出管理マネ ージャーに取引日の4日前までに届出 (安全保障輸出管理室に送付) ・部局の事前確認の結果及び本部 の確認の結果を教員に伝達 (※資料4参照)	届出(別記様式第3号の 1)
	不明	本部への伺いを要 する	・部局管理責任者から全学管理責 任者宛の伺いを安全保障輸出管理 室に送付 ・全学管理責任者の回答結果を教 員に伝達	伺い依頼(別記様式第3 号の2)
懸念先の訪問者又は 特別訪問研修生	公知の技術 教員から誓約書(別記 様式第4号の1)提出	取引を承認する	・事前確認の結果を教員に伝達 ・輸出管理シートに誓約書の写しを 添付して輸出管理マネージャーに 届出(安全保障輸出管理室に送付)	届出(別記様式第4号の 2)

【POINT】 懸念先を相手先とする取引は、原則として本部判定が必要となりませんが、懸念先の訪問者又は特別訪問研修生に対し公知の技術の範囲内で技術を提供する場合で、教員等から誓約書(別記様式第4号の1)の提出があった場合は、事前確認のみで受入可能です。

【POINT】「輸出管理シート」は、原本を安全保障輸出管理室に送付して下さい。部局でも写し(教員用と事務用)を保管して下さい。

© 2011 Tohoku University

49



II-1⑤(8) 輸出管理担当者の役割

⑤記載漏れ等の確認

3. 技術の提供又は受入

2 提供する技術の該非確認【該非確認】

調査票に記載の技術を提供する場合【提出時の代表者氏名:東北太郎教授】

調査票No.②	<input type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	調査票No.	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
調査票No.	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	調査票No.	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当

※リスト規制改訂により確認結果に変更がないことを確認済みか?

YES NO→要再確認(確認した結果、調査時の確認結果に変更があ

調査票に記載未了の技術を提供する場合(調査時の確認結果)

No.	提供技術に関連する貨物・プログラム	提供技術
①	名称 チタン合金 ・Al-Ti-B(ガス噴霧法により製造) ・外径:90mm、形状:棒 ・引張強さ:20度の温度で1000MPa 仕様・450度の温度で200MPaの応力が発生 する荷重を加えたときの応力破断時 間:12,000時間 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 項番 2項(17) 5項(5) 省令 1条22号ニ 4条7号ロ(三) 該非 合成するチタン合金は、上記輸 理由 出令別表第1の項番及び貨物等 省令の仕様該当する。	名称 チタン合金の合成(設計・製造)技術 左記のチタン合金の合成に係る技術(当該貨物の有 する機能若しくは特性に到達し、又はこれを超える ために必要なノウハウ等の提供は行わない) 仕様 <input checked="" type="checkbox"/> 設計 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> プログラム <input checked="" type="checkbox"/> 係る技術 <input type="checkbox"/> 必要な技術 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 項番 2項(1) 5項(1) 省令 15条1項4号 17条1項3号 該非 上記外為令別表の項番及び貨物等省令では設 理由 計・製造に必要な技術のみが規制されているた め。

【POINT】 左欄は設計・製造・使用する「貨物」や「プログラム」について記載いただく欄です。

【POINT】 右欄は、左欄に記載の「貨物」や「プログラム」の設計技術・製造技術・使用技術自体について記載いただく欄です(技術の該非は、右欄で確認します)

© 2011 Tohoku University

50



II-1⑤(9) 輸出管理担当者の役割

⑤記載漏れ等の確認

4. 貨物の輸出

2 輸出する貨物の該非確認【該非確認】

調査票に記載の貨物を輸出する場合【提出時の代表者氏名:東北太郎教授】

調査票No. ①	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	調査票No.	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
調査票No. ③	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	調査票No.	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

※リスト規制改訂により確認結果に変更がないことを確認済みか？

YES NO→要再確認(確認した結果、調査時の確認結果に変更があった場合は、下

【POINT】

調査票が提出されているか。
記1.に記載の輸出貨物の内容と調査票の該当No.に記載の貨物が同一のものといえるか。

【POINT】

輸出貨物の該非を確認するのに十分な情報が記載されているといえるか。
該非確認の根拠資料は添付されているか。

【POINT】

単価と数量が記載されているか(少額特例の適用の可否を判断する際に必要となる)。

No.	輸出貨物	No.	輸出貨物
①	名称 CCDカメラ ・O社製(O-OO型) ・熱型でないフォーカルプレーンレーザ 仕様 最大感度550nm、最大放射感度520mA/W、10,000素子 単価: ¥800,000- 数量: 1set <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 項番 10項(2) 10項(4) 該非 省令 9条3号ホ 9条8号イ(二) 理由 上記輸出 1の項番及び貨物等 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	②	名称 芳香族ポリイミドの製品 ・電子回路のプリント基板用(銅によりラミネート) 仕様 厚さ:0.2mm、フィルム状 単価: ¥1,000- 数量: 5set <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 項番 5項(3) 該非 省令 1条3号 理由 電子回路のプリント基板用の製品は規制対象から除外されており、厚さも規制値に達していない。

【POINT】

該当の場合には、記4.3で貨物の例外規定の適用の有無をチェック。

【POINT】

該非判定には、輸出管理アドバイザーの技術的な側面からのサポートが必要不可欠です。部局管理責任者の決裁を仰ぐ前に内容を確認いただき、該非確認の漏れがないか等について助言を得るようにして下さい。



II-1⑤(10) 輸出管理担当者の役割

⑤記載漏れ等の確認

5. 相手先の確認

1 相手先についての懸念の有無

相手先チェックリスト(別紙1)に記載の懸念情報がある。(該当する相手先チェックリストNo.)
 相手先チェックリスト(別紙1)に記載の懸念情報はない。

2 おそれがないことが「明らか」か

明らかガイドラインチェックリスト(別紙2)に記載の懸念情報がある。(該当する明らかガイドラインチェックリスト技術No.:6,7) / 貨物No.:)
 明らかガイドラインチェックリスト(別紙2)に記載の懸念情報はない。 明らかガイドラインチェックリスト(別紙2)

相手先チェックリスト(別紙1)

- 核兵器
- 軍用の化学剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- 軍用の細菌剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- 軍用の化学剤若しくは細菌剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵
- ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵

6. 用途の確認

1 用途についての懸念の有無

用途チェックリスト(別紙3)に記載の懸念情報がある。(該当する用途チェックリストNo.)
 用途チェックリスト(別紙3)に記載の懸念情報はない。

外国ユーザーリスト掲載企業・組織	6. 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、当該技術の懸念される用途の種別が一致する。
その他	7. その他、取引の慣行上当然明らかにするべき事項に関する質問に対して当該技術を利用する者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がある。

用途チェックリスト(別紙3)

別表行為の内容	別表行為の適用除外
①核燃料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	沸騰水型軽水炉若しくは加圧水型軽水炉の運転に専ら付帯して行われるものであることが明らかにされている場合を除く。
②核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	沸騰水型軽水炉若しくは加圧水型軽水炉の運転に専ら付帯して行われるものであることが明らかにされている場合を除く。
③核融合に関する研究	専ら天体に関するもの又は専ら核融合炉に関するものであることが明らかにされている場合を除く。
④原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	原子炉のうち、発電の用に供する沸騰水型軽水炉若しくは加圧水型軽水炉を除く。
⑤重水の製造	

【POINT】

教員が、核燃料・核原料物質、核融合、原子炉、化学物質、微生物、毒素、ロケット、無人航空機又は宇宙に関連する研究に従事している場合は、特に用途チェックリストに記載の懸念情報の有無を慎重に確認して下さい。



II-1⑤(11) 輸出管理担当者の役割

⑤記載漏れ等の確認

7. 懸念区分との関連性等の確認

【POINT】
記7.3に記載されている内容について、記3.2で該非確認がなされているか。

1 懸念40品目と懸念区分との関連性
 ■輸出貨物又は提供技術は、懸念40品目に該当する。
 該当No. 17 直流の電源装置
 懸念区分 核 ミサイル 生物兵器 化学兵器
 懸念区分との関連性 有 無
 理由：相手先の懸念区分(生物兵器、化学兵器)と不一致。提供するものは、使用マニュアルに沿った使用技術のみ。
 □輸出貨物又は提供技術は、懸念40品目に該当しない。

2 研究目的・目標
 このたび受け入れるXX氏は、X年X月よりXX大学XX専攻において～をテーマとして研究し、その成果として「…」等の論文を発表しているが、本年4月より当研究室において高スピンドット材料の物性評価、具体的にはホイスラー合金におけるスピンドット侵入長の測定に関する研究に従事する。ホイスラー合金は、パーフェクト特性をもつことが知られており、その特性を生かすことにより、将来のスピンドットデバイス性能向上に寄与するものと考えられている。当研究室においては、この合金薄膜の単結晶薄膜技術を開発し、これまでに世の中に公開してきている。XX氏は、これらの公知の技術をもとにしてホイスラー合金単結晶薄膜を製作し、そのスピンドット侵入長を測定する。スピンドット侵入長はその物質内においてどの程度スピンドットがその情報を保持したまま侵入できるかのパラメータであり、材料開発の基礎データとなりうる。

3 研究方法

対象材料	用途	該非	理由
①ホイスラー合金 ②スパッタ装置 ③磁性共振(PMR)装置 ④直流の電源装置	①はコバルト-マンガン-シリコン系からなる金属磁性材料である。②のスパッタリング法によるコーティング装置を用い、MgO単結晶基板上にホイスラー合金単結晶薄膜を成膜する。ホイスラー合金のスピンドット侵入長を測定するために、その合金薄膜で銅薄膜(約5nm)を挟んだ三層構造の膜を製作する。③を用い、成膜した膜の共振スペクトルを測定し、スペクトルの幅の解析からホイスラー合金薄膜のスピンドット侵入長を算出する。	①は5項(6)・省令5条3号に、②は6項(5)・省令5条7号に、③は7項(2)・省令6条2号に該当しない。よって、①の作製技術及び②③の使用技術は外為令別表・省令に該当しない。なお、②③は仮に装置が上記に該当する場合であっても外為令別表・貨物等省令で使用技術の提供は規制されておらず、使用技術の提供に何ら支障はない。	①は、比初透磁率は120,000以上という高透磁率ではなく、また、磁歪合金、ナノリスタル合金でもない。②は毎秒0.1マイクロメートルの堆積速度とあり、アンペア毎平方センチメートルの電流密度である。③は共振周波数が8.8~9.6ギガヘルツの周波数で0.1マイクロワット~200ミリワットの出力のマイクロ波を試料に照射し、試料中でのマイクロ波吸収を観測するものであり、マイクロ波用固体増幅器等ではない。詳細は、別添資料に記載のとおり。以上より、①の合成技術及び②③の使用技術はいずれも、卒業後は、卒業後の開発等の懸念の有無を判断するのに必要と思われる情報が相当程度網羅されているか。

【POINT】懸念40品目に該当する機器等が含まれていないか。

【POINT】兵器等の開発の意図や懸念区分との関連性等の懸念の有無を判断するのに必要と思われる情報が相当程度網羅されているか。

4 大量破壊兵器等の開発等の意図の有無 ※その理由も明記下さい。
 本研究は、ホイスラー合金の基礎物性評価により、その特性を明らかにすることを目的として、オーストラリアグループの規制対象品(3項「化学兵器」3の2)に該当しない。また、上記3(研究方法)に記載のとおり、対象材料及び使用機器はワッセナーアレンジメントの規制対象品と確認済みである。

5 懸念区分との関連性 ※その理由も明記下さい。
 XX氏は外国(オーストラリア)出身の研究者であり、当該機関は生物兵器及び化学兵器の開発を促進される機関である。しかしながら、本研究は材料の理論設計・基礎物性評価を対象としたものであり、オーストラリアグループの規制対象品(3項「化学兵器」3の2)に該当しない。また、上記3(研究方法)に記載のとおり、対象材料及び使用機器はワッセナーアレンジメントの規制対象品と確認済みである。

6 大量破壊兵器等への転用可能性(リスト規制レベルへの到達可能性) ※その理由も明記下さい。
 一般的に磁性性を微小化すると磁化の向きを反転させることが困難になるという問題が発生することから、ホイスラー合金は、磁気振素子、固体磁気記録素子、高密度HDD用磁ヘッド材料への応用が期待されているが、その基礎物性等については十分に解明されていない。当研究室では、スピンドットと呼ばれる、電子のスピンドットがある方向に流れた電流を磁性体によって磁化を反転させる技術の研究も進めているが、物性評価によりホイスラー合金の特性が明らかとなれば、材料開発の基礎データとなり得るだけでなく、研究の進展によって今後セルを大規模集積したときの駆動電流の大幅低減を達成できると考えられる。しかしながら、これらは現時点ではあくまで基礎的な段階にとどまるものであり、また、兵器のようにあらゆる環境下での動作を要求される高機能電子デバイス等の開発に転用できるものではなく、将来的に大量破壊兵器等の開発等に転用される可能性やリスト規制レベルに到達する可能性を想定することは現時点ではできない。

【POINT】転用可能性等について、客観的な理由が明記されているか。



II-1⑤(12) 輸出管理担当者の役割

⑥輸出管理アドバイザーへの相談・部局管理責任者の決裁

部局判定欄(事前確認/該非判定・取引審査)

【事前確認】		【該非判定及び取引審査の判定】	
1. 確認の結果	<input type="checkbox"/> 取引を承認する <input checked="" type="checkbox"/> 該非判定及び取引審査を要する <input type="checkbox"/> 本部への伺いを要する	1. 判定結果	<input type="checkbox"/> 取引を承認する <input type="checkbox"/> 条件付きで取引を承認する <input type="checkbox"/> 経済産業省への許可申請 <input checked="" type="checkbox"/> 本部判定を要する <input type="checkbox"/> その他()
2. 理由	(1) 相手先 <input checked="" type="checkbox"/> 懸念先又は懸念情報ある取引 <input type="checkbox"/> ホワイト国 <input type="checkbox"/> 懸念先を除く非ホワイト国 (2) 例外規定等 <input checked="" type="checkbox"/> 例外規定該当(技術) <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 無償の経済協力 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 例外規定非該当(技術) <input type="checkbox"/> 例外規定適用の可否不明(技術) <input type="checkbox"/> 非該当証明書有り(貨物) <input type="checkbox"/> 非該当証明書無し(貨物) <input type="checkbox"/> インフォーム有り <input type="checkbox"/> その他()	2. 理由	(1) リスト規制(該非判定) <input type="checkbox"/> 該当(項番: 省令:) <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 (2) キャッチオール規制 <input type="checkbox"/> 該当(<input type="checkbox"/> 相手先の懸念 <input type="checkbox"/> 用途の懸念) <input checked="" type="checkbox"/> 非該当(<input checked="" type="checkbox"/> 相手先の懸念 <input type="checkbox"/> 用途の懸念) <input type="checkbox"/> 対象外 (3) その他 <input type="checkbox"/> 例外規定該当(貨物) <input type="checkbox"/> 少額特定 <input type="checkbox"/> 無償特例 <input type="checkbox"/> 暗号特例 <input type="checkbox"/> その他()
3. 留意事項	<input type="checkbox"/> 取引の期間中に提供技術又は輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合には、改めて事前確認及び該非判定・取引審査の手続きにより、あらかじめ安全保障輸出管理上の懸念の有無について確認を行うこと。 <input type="checkbox"/> 今後、このたび輸出する貨物と同一の貨物を同一機関宛て又はホワイト国宛てに輸出する場合は、平成 年 月 日までに限り、本通知をもって取引承認とする。	3. 留意事項	<input type="checkbox"/> 取引の期間中に提供技術又は輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合には、改めて事前確認及び該非判定・取引審査の手続きにより、あらかじめ輸出管理アドバイザーへの相談を要する。 <input type="checkbox"/> 今後、このたび輸出する貨物と同一の貨物を同一機関宛て又はホワイト国宛てに輸出する場合は、平成 年 月 日までに限り、本通知をもって取引承認とする。ただし、リスト規制が改訂され、当該貨物が新しいリスト規制貨物に該当した場合はこの限りでない。
部局管理責任者(専攻長等)	輸出管理担当者	受理日	※輸出管理アドバイザーに相談した場合は、以下に記載。【部局整理No.3-22】 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出管理アドバイザー相談済み(相談日: 3月5日) 輸出管理アドバイザー氏名: 東北太郎教授 得られた助言等: 懸念先との取引であるが、懸念区分との関連性、兵器等への転用可能性はなく、相手先及び用途に輸出管理上の懸念は認められないものと思料する。
3月15日	3月9日	3月1日	

Ⅱ-1⑤(13) 輸出管理担当者の役割



⑦教員等への判定結果の伝達・本部への届出等

取引の相手方	例外規定(技術) 非該当証明書(貨物)	部局管理責任者の判定		輸出管理担当者の対応	部局で使用する 届出・依頼様式
		事前確認	該非判定・取引審査		
・ホワイト国 ・非ホワイト国 (懸念先又は懸 念情報有る場 合を除く)	・例外規定適用不可 (技術) ・非該当証明書無し (貨物)	該非判定及 び取引審査を 要する	取引を承認する	・輸出管理シートを輸出管理マネー ジャーに取引日の4日前までに届出 (安全保障輸出管理室に送付) ・部局の該非判定及び取引審査の判 定結果及び本部の確認の結果を教 員に伝達 (※資料4参照)	届出(別記様 式第5号の2)
			本部判定を要する (※1)	・部局管理責任者から全学管理責任 者宛の判定依頼を安全保障輸出管 理室に送付 ・全学管理責任者(統括責任者)の判 定結果を教員に伝達	本部判定依頼 (別記様式第5 号の1)
懸念先又は懸 念情報有り インフォーム有 り	※2	該非判定及 び取引審査を 要する	本部判定を要する	・部局管理責任者から統括責任者宛 での判定依頼を安全保障輸出管理 室宛送付 ・統括責任者(全学管理責任者)の判 定結果を教員に伝達	本部判定依頼 (別記様式第5 号の1)

※1 ホワイト国及び非ホワイト国(懸念先又は懸念情報有る場合を除く)は、部局のみで判定することが可能となりましたが、部局のみで判定することが困難である場合は、本部判定を依頼することもできます。

※2 相手先が懸念先である場合、懸念情報がある場合及びインフォームを受けた場合は、一部の例外を除き、例外規定適用の可否(技術)・非該当証明書の有無(貨物)にかかわらず、部局での該非判定・取引審査に加え、本部判定が必要となります。

「輸出管理シート」の原本を安全保障輸出管理室に送付して下さい。
部局でも写し(教員用と事務用)を保管して下さい。

© 2011 Tohoku University

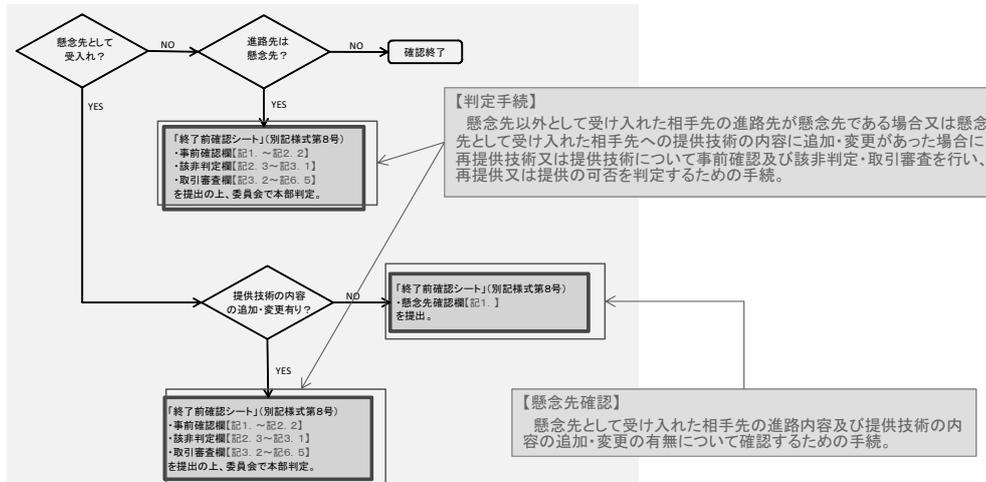
55

Ⅱ-2① 終了前確認の概要



●終了前確認

受入期間の終了前に、相手先又は進路先が懸念先に該当するか確認し、懸念先確認又は判定手続を要するか否かについて確認するための手続。



© 2011 Tohoku University

56



Ⅱ-2② 各当事者に求められる主な対応

●所定の担当係

・中途退学や退職等により、終了予定日より前に身分を失う手続があった場合の輸出管理担当者への連絡。

●輸出管理担当者

・終了前確認の周知
・終了前確認シートの受理
・記載漏れ等の確認
・本部への届出・判定依頼
・教員への判定結果の伝達

●輸出管理アドバイザー

・相談への助言・部局管理責任者の補助
・事前審査への出席
・委員会への出席(委員を兼務する場合)

●部局管理責任者

・懸念先確認、事前確認、該非判定・取引審査の部局判定



Ⅱ-2③(1) 輸出管理担当者の役割(記載漏れ等の確認)

●懸念先からの受入で、受入期間と身分を変更する場合

1. 進路状況等【懸念先確認】

受入者氏名	Touhoku David	所属部局	○○研究科
進路内容	<input type="checkbox"/> 帰国 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 就学 ■ 受入期間の変更 ※以下に変更後の期間を記載して下さい。 (始期)平成23年10月1日 ~ (終期)平成24年9月30日 ■ 受入身分の変更 ※以下に変更後の身分・変更前の身分を記載して下さい。 変更後の身分: 大学院学生 変更前の身分: JSPS外国人特別研究員 <input type="checkbox"/> その他()		
進路先の名称	東北大学 ○○研究科 ○○研究室 <small>※進路先の名称がない場合(就職・就学の予定がない場合等)は、記載不要です。</small>		
進路先の所在国・種別	<input type="checkbox"/> 外国ユーザーリスト(№) <input type="checkbox"/> 懸念国() <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域() <input type="checkbox"/> その他非ホワイト国() <input checked="" type="checkbox"/> ホワイト国(日本)		
進路先の懸念区分	<input type="checkbox"/> 核兵器 <input type="checkbox"/> ミサイル <input type="checkbox"/> 生物兵器 <input type="checkbox"/> 化学兵器 <input type="checkbox"/> 通常兵器		
提供技術の内容の追加・変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 受入期間中における提供技術の内容に当初申請時からの追加・変更無し。 <input type="checkbox"/> 受入期間中における提供技術の内容に当初申請時からの追加・変更有り。 <small>※追加・変更がある場合は、その内容について記2. 以下も記載し、輸出管理担当者に提出の上、判定手続を受けて下さい。</small>		

部局確認欄

【懸念先確認】

1. 確認の結果

提供技術の内容に追加・変更が無かった旨の届出があったことを報告する。
 受入期間中における提供技術の内容に追加・変更があったため、事前確認及び該非判定・取引審査の判定を行う。

II-2③(4) 輸出管理担当者の役割(届出・結果の伝達等)



	提供技術の追加・変更	部局管理責任者の確認・判定			輸出管理担当者の対応	部局で使用する届出・依頼様式
		懸念先確認	事前確認	該非判定・取引審査		
懸念先からの受入れ	無	(報告)	—	—	・終了前確認シートを輸出管理マネージャーに届出	届出(別記様式第9号の1)
	有	判定手続要	該非判定・取引審査要	本部判定要	・部局管理責任者から統括責任者宛での判定依頼を安全保障輸出管理室宛送付 ・統括責任者の判定結果を教員に伝達	本部判定依頼(別記様式第9号の2)
懸念先以外からの受入れであって、進路先が懸念先	無	—	該非判定・取引審査要	本部判定要		
	有					

「終了前確認シート」の原本を安全保障輸出管理室に送付して下さい。
部局でも写し(教員用と事務用)を保管して下さい。

II-3① その他(留意事項)



●輸出管理シートによる判定手続の対象となる取引

①貨物の輸出

(外為法)

外国に向けて特定貨物を送付する場合

(学内手続)

・外国に向けて特定貨物を送付する場合

・国内において特定貨物を送付する場合であっても、当該貨物が外国に向けて送付されることが明らかである場合

(例) 教員が自作した実験装置を地球規模課題対応国際科学技術協力事業に基づきJICAが輸出する場合で、輸出者であるJICAから非該当証明書の発行を求められた場合

→教員からJICAへの送付は国内送付ですが、JICAから外国に向けて送付されることが明らかでないため、判定手続を行う必要があります。

なお、当該実験装置が経済産業大臣の許可を要する貨物に該当する場合には、輸出者であるJICAが許可申請を行うこととなります。

②外国における特定技術の提供

(外為法)

外国において特定技術を提供する場合 ※提供者・被提供者の属性(「居住者」「非居住者」)を問わない。

(学内手続)

提供者である教員等に、提供の時点で外国において提供する意図がある場合

但し、以下のように、提供の時点で外国において提供する意図がない場合には、対象外。

(例1) 国内企業との共同研究を行っている教員が技術情報を添付したメールを送信したところ、たまたま当該企業の担当者が海外に出張中で、メールを海外で受け取ってしまった場合
→仮に当該企業の担当者が海外にいたとしても、メール送信時において海外に向けメールを送信する認識がなければ、外国において提供する意図があったとは見なされない。

(例2) 同一組織内の情報共有を目的として、外国出張中の教員等に技術情報を送付する場合

→対外的に提供すること自体を内容としていない(「取引」に該当しない)。

(例3) 海外に技術情報を含む特定記録媒体(USB等)を自己使用目的で持ち出す場合

→対外的に提供すること自体を内容としていない(「取引」に該当しない)。

但し、提供の可能性又は外国に行ってから取引の具体的な相手を見つけようとする意図がある場合には、判定手続の対象。



II-3① その他(留意事項)

③日本国内における特定技術の提供

(外為法)

日本国内において、居住者が非居住者に対し、特定技術を提供する場合(学内手続)

・日本国内において、非居住者を受入れ、特定技術を提供する場合

(非居住者への技術の提供が明らかな又はその可能性が高い居住者を受入れ、提供する場合も含む)

特定技術を有さない文系(非実験系)教員も、留学生等の受入れに際しては、判定手続が必要となります。

受入人物	技術提供時の居住性	受入身分	判定手続	誓約書
外国人(日本国籍を有さない者)でかつ、日本の永住権を有さない者	居住者	留学生	必要※1	必要※2
		研究者	必要	必要
		訪問者	必要※1	不要
	非居住者	留学生	必要※1	必要※2
		研究者	必要	必要
		訪問者	必要※1	不要
・日本人(日本国籍を有する者) ・懸念国又は国連武器禁輸国以外の国籍を有する外国人で、日本の永住権を有する者	居住者	留学生	必要※1	不要
		研究者	不要	不要
		訪問者	不要	不要
	非居住者	留学生	必要※1	不要
		研究者	不要	不要
		訪問者	不要	不要
懸念国又は国連武器禁輸国の国籍を有する外国人で、日本の永住権を有する者	居住者	留学生	必要	不要
		研究者	必要	不要
		訪問者	必要	不要
	非居住者	留学生	必要	不要
		研究者	必要	不要
		訪問者	必要	不要

◎懸念国及び国連武器禁輸国については、国連安保理決議に基づき、国あるいは国民を対象として輸出管理するよう求められています。

そのため、懸念国及び国連武器禁輸国の国籍を有する方については、仮に日本の永住者である場合であっても、判定手続が必要となります。

ただし、日本の永住者である場合には、誓約書の取得は不要です。

◎「訪問者」とは、施設見学や研究打合せ等を目的として(表敬訪問は除く)、一時的に本学に来訪する者(受入れにあたり手続に定めがない者)で、本学に身分・肩書を有さない者をいいます。

但し、本学に身分・肩書を有さない場合であっても、共同研究の相手方等が、具体的な技術的交流を目的として本学を訪問する場合は、「訪問者」には該当しません。この場合は、研究者として左記の表に従い判定手続を行って下さい。

※1 訪問者と特別訪問研修生(懸念先を除く)については、公知の技術の範囲内での提供であれば、判定手続不要。

※2 特別訪問研修生は、誓約書の取得不要。

・日本国内において、非居住者に対し、特定技術を提供する場合(受入れ以外)

(非居住者への技術の提供が明らかな場合等、又はその可能性が高い居住者に対し、提供する場合も含む)

→ 外国企業の日本法人は居住者ですが、当該企業の現地法人(非居住者)への再提供が明らかな場合は手続の対象。

© 2011 Tohoku University

63



II-3② その他(留意事項)

●輸出管理シートによる判定手続の対象者: 本学の教員その他の職員

(留意点1) 学生又は雇用関係にない研究者について

本学と雇用関係にない学生や研究者は、判定手続の直接の対象者にはなりません。彼らも外為法上の規制と無関係ではなく、個人として法令を遵守する義務を負っています。

また、本学は、受入者として彼らを管理・監督する責任を負っていますので、指導教員(受入教員)は、彼らからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、彼らが一個人として行う特定技術の提供や特定貨物の輸出についても、本人に代わって判定手続を行うことになります。

(留意点2) TA・RAIについて

TA・RAIは、本学と雇用関係があり、法人の業務を一部担うこととなりますが、TA・RAIの行う技術の提供又は貨物の輸出は、指導教員の指示・管理監督に基づいたものであることが前提と考えられますので、TA・RAIが、特定技術の提供又は貨物の輸出を行う場合は、TA・RAIに代わり指導教員が判定手続を行うことになります。

(留意点3) 海外事務所等に勤務する教員について

外為法5条により、日本国内に主たる事務所を有する法人の従業員等が、外国においてその法人の業務についてした行為には外為法が適用されますので、本学の教員で、海外事務所や遠隔地キャンパスに勤務する方が、外国において技術の提供等をされる場合も、判定手続の対象となります。

© 2011 Tohoku University

64



II-3③ その他(留意事項)

●輸出管理シートによる判定手続の着手時期

原則: 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき

→外国の大学・研究機関や外国人から、受入れの打診や試料提供の依頼を受け、提供する技術や輸出する貨物の具体的な内容が確定したら、速やかに輸出管理シートを作成し、正式な受入決定等を行う前に判定手続を完了していただく必要があります。

外為法は、受入や契約締結自体を規制するものではありませんが、仮に学内審査により提供する技術等が外為法上の規制に該当することが明らかとなった場合は、経済産業大臣の許可が得られるまでの間は、技術の提供ができないことはもとより、許可が得られなかった場合には、研究テーマ等の変更を行うなどの対応を取らざるを得ませんので、トラブルを未然に防止するためにも、教員等への周知・徹底をお願いいたします。

(注意)

科学研究費補助金、科学技術振興調整費その他の外部資金の申請において、研究(受入)計画書中の相手先(受入人物)が懸念先である場合は、原則として正式な申請の前に学内の判定手続を完了する必要があります。

これによりがたい場合は、安全保障輸出管理室に相談下さい。

65

© 2011 Tohoku University



II-3④ その他(留意事項)

●輸出管理シートによる判定手続の標準処理期間(本部内)

①全学管理責任者裁定案件

本部受理後約10日から2週間程度

②統括責任者の最終確認を要する案件

本部受理後約1ヶ月

③その他本部確認を要する案件

本部受理後約3日

※経済産業大臣の許可の取得を要する案件

学内の判定手続に係る処理期間に加え、経済産業省での処理期間が加算されます。

東北経済産業局の場合: 受理後約2週間

本省の場合: 受理後約1ヶ月

(注意)

全体としての処理期間には、さらに部局内での処理期間が加算されますので、これらを勘案して早めに判定手続に着手して下さい。

取引までに時間的暇がない等の事情がある場合には、安全保障輸出管理室までご相談下さい。

66

© 2011 Tohoku University

おわりに

平成21年の新聞報道では、私の所属する研究科・専攻で受け入れたイラン人留学生に対する指導教員からの研究指導（技術提供）に関し、軍事研究への関連や発展性がないことを専攻内の指導教員会議等では確認し、注意して対応していたにも関わらず、外為法に基づいた輸出管理が不十分であり、軍事研究に関連している可能性があるのではとの指摘を受けました。その結果、社会から東北大学に対し外為法に違反する技術提供があったのではないかとの疑念を持たれる事態となりました。

その後、外為法の主務官庁である経済産業省と大学の主務官庁である文部科学省から本学は事実確認のための調査を受けましたが、3年も前の卒業生の実態関係を確認し、外為法違反が無いことを証明するための膨大な資料を用意することとなったため、私を含め、関係者は多大な時間と労力を費やすこととなり、大変な思いを致しました。

そのようなとき、当時の担当理事の飯島先生、工学研究科長の内山先生から、全学の安全保障に関する仕組みを考えるようにとのご下命があり、全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長という立場でこれまで輸出管理に関わって参りました。管理体制の構築において、私が最も基本とした点は、自分の苦い経験をもとに、同じような経験を他の教職員の方々には味わって欲しくない、また、大学に合った適正な管理体制の構築・運用を目指したいという気持ちから、

- 過度な統制により大学の教育研究活動を阻害することがないように、できるだけ簡素で、かつ、合理的な管理体制とすること
- 各種のツールを作成し、教職員の方々にとって分かりやすい管理体制とすること
- 大学の身の丈に合った管理体制とするため、先生と事務方のパートナーシップを重視した体制とすること
- このようなことを通し、技術を扱う大学教職員にとって外為法を意識するということが自然なこととなり、法令違反や疑いのあるような事例が発生しない風土を醸成することの4つのことといたしました。

今振り返りますと、制度発足当初は、一部から猛烈な反発やご批判を受けることも多々ありましたが、その後、アンケート調査や説明会等の折に教職員の皆様から頂戴したご意見・ご要望を踏まえ必要な改善を行った結果、お蔭をもちまして、最近、ようやく輸出管理が本学に浸透してきたと感じているところです。

しかしながら、本学を含め我が国の大学における輸出管理の取り組みはまだ始まったばかりであり、今後も他大学との情報交換を行い、より効果的・効率的な管理体制の構築に努めることが必要と考えております。つきましては、本報告書をご高覧いただき、お気づきの点等がございましたら、本学の安全保障輸出管理室までお知らせいただければ幸いです。

末筆ではございますが、約2年8ヶ月前に全く何も無い状況から、管理体制の構築、その改善・充実に向けた見直し、現在の円滑な輸出管理に絶大なる努力を頂いた安全保障輸出管理室の方々（船田室長、室員の櫻井さん、牧原さん（元職員））、研究教育にお忙しい中、積極的に案件のご議論、ご審査を頂いた全学の安全保障輸出管理委員会委員の方々、ご協力頂きました部局の方々、学外の関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長
東北大学大学院工学研究科教授 橋爪秀利